

平成29年度
市税概要



(平成28年度決算 及び 平成29年度当初課税)

舞鶴市総務部税務課
MAIZURU CITY

目 次

I 総括

1 舞鶴市の概要	1
2 人口、世帯数、面積	1
3 平成29年度一般会計当初予算額	2
(1)歳入	2
(2)歳出	2
(3)平成29年度一般会計当初予算額構成比(グラフ)	3
4 平成28年度一般会計予算及び決算額	4
(1)歳入	4
(2)歳出	5
(3)平成28年度一般会計決算額構成比(グラフ)	5
5 一般会計に占める市税収入額の推移(グラフ)	6
6 一般会計決算額の年度別推移	7
(1)歳入	7
(2)歳出	7
7 平成28年度市税決算状況	8
(1)平成28年度市税決算額	8
(2)平成28年度市税決算額構成比(グラフ)	8
8 市税決算額等の推移(グラフ)	9
(1)市税決算額の推移	9
(2)市税調定額の推移(現年課税分)	9
9 市税決算額等の年度別推移	10
10 市税外収入の年度別推移	12
11 税務関係諸証明等の年度別推移	13
12 税務関係経費の年度別推移	14
13 市税負担状況の年度別推移	15

II 市民税

1 個人市民税関係グラフ	16
(1)個人市民税の納税義務者数の推移	16
(2)個人市民税の当初調定額の推移	16
2 個人市民税の納税義務者数の年度別推移	17
3 個人市民税の当初調定額の年度別推移	18
4 個人市民税の所得区分別当初調定額等の年度別推移	19
5 個人市民税の所得区分別課税状況の年度別推移	21
6 個人市民税の課税標準額段階別所得割額等に関する調	25
7 個人市民税の所得控除額の年度別推移	29
8 法人市民税関係グラフ	30
(1)法人市民税の納税義務者数の推移	30
(2)法人市民税の調定額の推移	30
9 法人市民税の納税義務者数の年度別推移	31
10 法人市民税の調定額の年度別推移	31

Ⅲ 固定資産税

1 固定資産税関係グラフ	32
(1)固定資産税の納税義務者数の推移	32
(2)固定資産税の当初調定額の推移	32
2 固定資産税の納税義務者数の年度別推移	33
3 固定資産税の当初調定額の年度別推移	33
4 土地に関する調	34
(1)地目別評価総地積の年度別推移	34
(2)地目別決定価格の年度別推移	35
(3)地目別平均価格の年度別推移	36
5 家屋に関する調	37
(1)棟数・床面積・決定価格の年度別推移	37
(2)新增築家屋に関する調	38
(ア)棟数の年度別推移	38
(イ)床面積の年度別推移	38
(ウ)評価額の年度別推移	38
(3)新築住宅に対する軽減税額の年度別推移	39
6 償却資産の決定価格の年度別推移	40
7 国有資産等所在市町村交付金及び納付金に関する調	41
(1)資産別交付金及び納付金の年度別推移	41
(2)機関別交付金及び納付金の年度別推移	41
8 固定資産評価審査状況等の年度別推移	42

Ⅳ その他の市税

1 軽自動車税関係グラフ	43
(1)軽自動車税の車種別課税台数の推移	43
(2)軽自動車税の車種別当初調定額の推移	43
2 軽自動車税の車種別課税台数の年度別推移	44
3 軽自動車税の車種別当初調定額の年度別推移	45
4 市たばこ税関係グラフ	46
(1)売渡本数の推移	46
(2)調定額(決算額)の推移	46
5 市たばこ税の年度別推移	47

Ⅴ 譲与税・交付金

1 地方譲与税・交付金関係グラフ	48
(1)地方譲与税の推移	48
(2)交付金の推移	48
2 地方譲与税の年度別推移	49
3 交付金の年度別推移	50
4 地方譲与税の譲与基準	51
5 交付金の交付基準	52

VI 徴収関係

1 徴収関係グラフ	53
(1)市税現年課税分の調定額・収入額・徴収率の推移	53
(2)市税滞納繰越分の調定額・収入額・徴収率の推移	53
2 市税の収入状況の年度別推移	54
(1)現年課税分	54
(2)滞納繰越分	55
(3)合計分	56
3 口座振替利用状況の年度別推移	57
4 督促状発送件数の年度別推移	58
5 滞納繰越分における滞納件数・金額の年度別推移	59
6 不納欠損の件数・金額の年度別推移	59
7 不納欠損理由別の件数・金額の年度別推移	59
8 差押状況の年度別推移	60
9 公売状況の年度別推移	60
10 交付要求等の年度別推移	61
11 配当等の年度別推移	61
12 還付状況の年度別推移	61
(1)歳出還付分	61
(2)還付加算金	61

VII その他

1 税務機構等	62
2 事務分掌	62
3 平成29年度税率等一覧表	63
4 地方税制の推移	67

凡 例

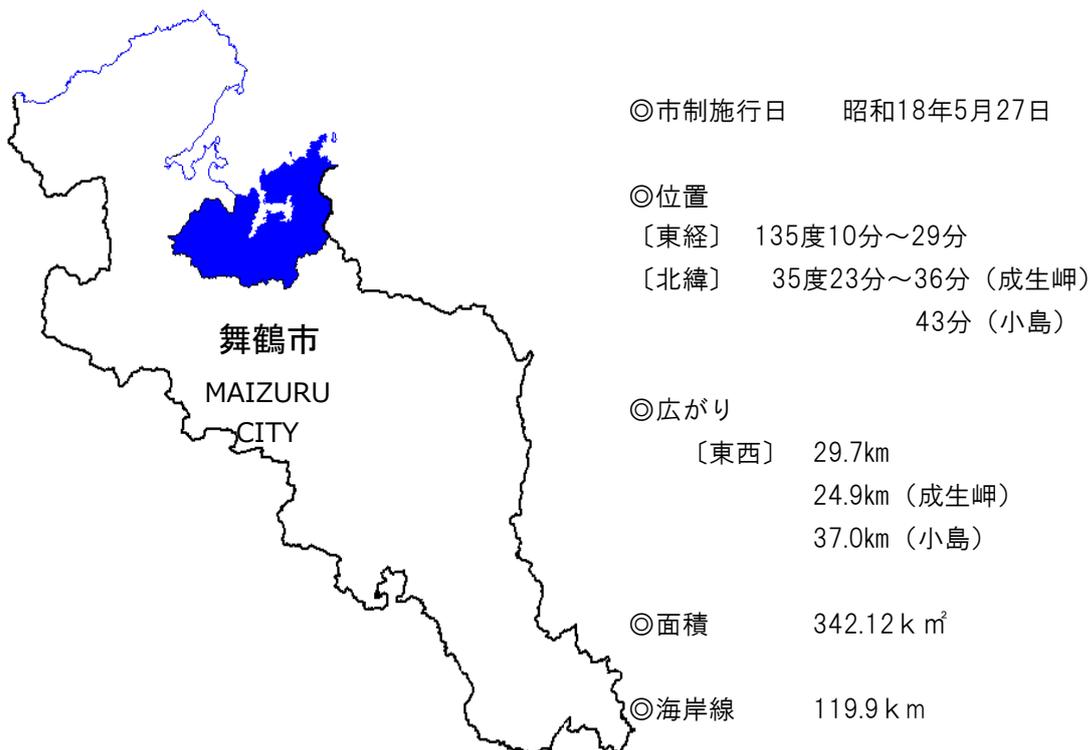
本書は、当市の税務行政の概要を統計数字の上から見ていただくため、基本的な資料を総合的に収載し、市税の現況ならびに推移について明らかにしたものです。

- 1 統計中の「年度」は、4月から翌年3月までの期間を示しています。
- 2 数字の単位については各表ごとに注記していますが、一見して明らかなものは省略しました。なお、数字の単位未満については四捨五入をしていますが、総数と内訳の関係で内訳の数字を切り上げ、あるいは切り捨てにしている場合があります。
- 3 統計中の符号の用法については次のとおりです。
「0」…単位未満 「－」…該当数字なし 「△」…減 「***」…不詳
- 4 資料についての詳細及び用語の解釈等については、税務課に照会してください。

I . 総括

1. 舞鶴市の概要

目指す都市像
「東アジアに躍動する
国際港湾・交流都市 舞鶴」



2. 人口、世帯数、面積

(7月2日現在)

区分		年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度
人 口	男		43,336人	42,962人	42,569人	41,647人	41,055人
	女		43,147人	42,629人	42,136人	41,861人	41,362人
	計		86,483人	85,591人	84,705人	83,508人	82,417人
	伸率		99.2%	99.0%	99.0%	98.6%	98.7%
世 帯	世 帯 数		35,243世帯	35,236世帯	35,214世帯	34,905世帯	34,758世帯
	伸率		99.7%	100.0%	99.9%	99.1%	99.6%
一世帯あたりの人口			2.45人	2.43人	2.41人	2.39人	2.37人
面 積			342.39km ²	342.39km ²	342.10km ²	342.12km ²	342.12km ²
人口密度			253人/km ²	250人/km ²	248人/km ²	244人/km ²	241人/km ²
備 考			推計人口	推計人口	推計人口	推計人口	推計人口

市統計書、推計人口より

3. 平成29年度一般会計当初予算額

(1) 歳入

(2) 歳出

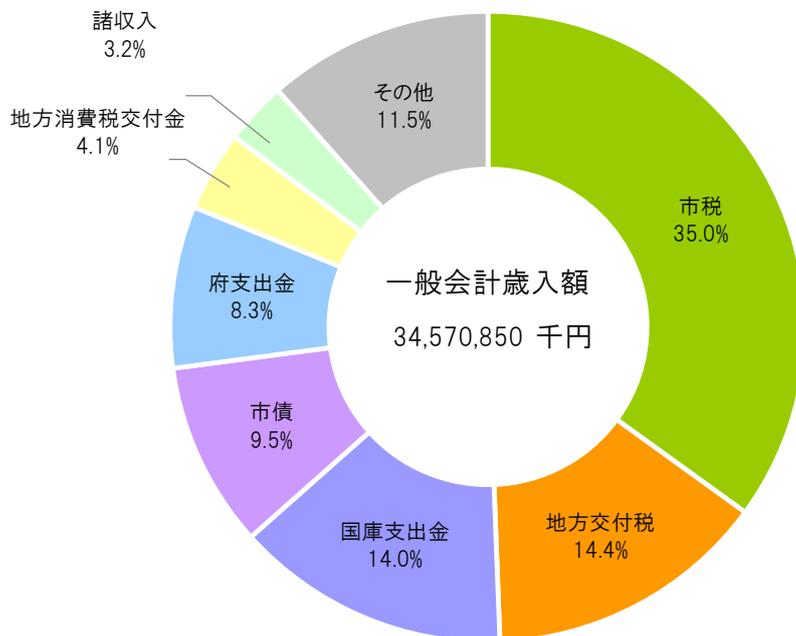
(単位:千円、%)

款	当初予算額		平成28年度 決算額	款	当初予算額		平成28年度 決算額
		構成比				構成比	
1 市税	12,059,900	35.0	12,388,535	1 議会費	339,180	1.0	338,923
2 地方譲与税	281,500	0.8	295,172	2 総務費	4,106,780	11.9	4,339,274
3 利子割交付金	15,900	0.0	16,729	3 民生費	13,229,830	38.3	12,579,257
4 配当割交付金	82,000	0.2	54,382	4 衛生費	2,989,330	8.6	3,386,691
5 株式等譲渡所得割 交付金	44,100	0.1	31,865	5 労働費	56,110	0.2	50,328
6 地方消費税交付金	1,406,900	4.1	1,509,383	6 農林水産業費	797,090	2.3	997,834
7 ゴルフ場利用税交 付金	5,800	0.0	6,168	7 商工費	1,386,260	4.0	1,386,093
8 自動車取得税交付金	90,209	0.3	86,940	8 土木費	4,059,360	11.7	4,922,804
9 国有提供施設等所在 市町村助成交付金	145,000	0.4	146,274	9 消防費	1,489,490	4.3	1,335,762
10 地方特例交付金	48,300	0.1	48,036	10 教育費	2,648,490	7.7	2,603,899
11 地方交付税	4,985,000	14.4	5,440,112	11 公債費	3,458,930	10.0	3,377,824
12 交通安全対策特別 交付金	10,600	0.0	11,044	12 予備費	10,000	0.0	0
13 分担金及び負担金	347,350	1.0	325,404	13 災害復旧費	0	0.0	21,026
14 使用料及び手数料	608,559	1.8	605,025				
15 国庫支出金	4,856,252	14.0	5,921,714				
16 府支出金	2,858,447	8.3	3,045,090				
17 財産収入	94,610	0.3	142,136				
18 寄附金	84,512	0.2	16,177				
19 繰入金	2,169,821	6.3	627,197				
20 繰越金	1	0.0	387,842				
21 諸収入	1,102,889	3.2	1,151,674				
22 市債	3,273,200	9.5	3,353,499				
歳入合計	34,570,850	100.0	35,610,398	歳出合計	34,570,850	100.0	35,339,715

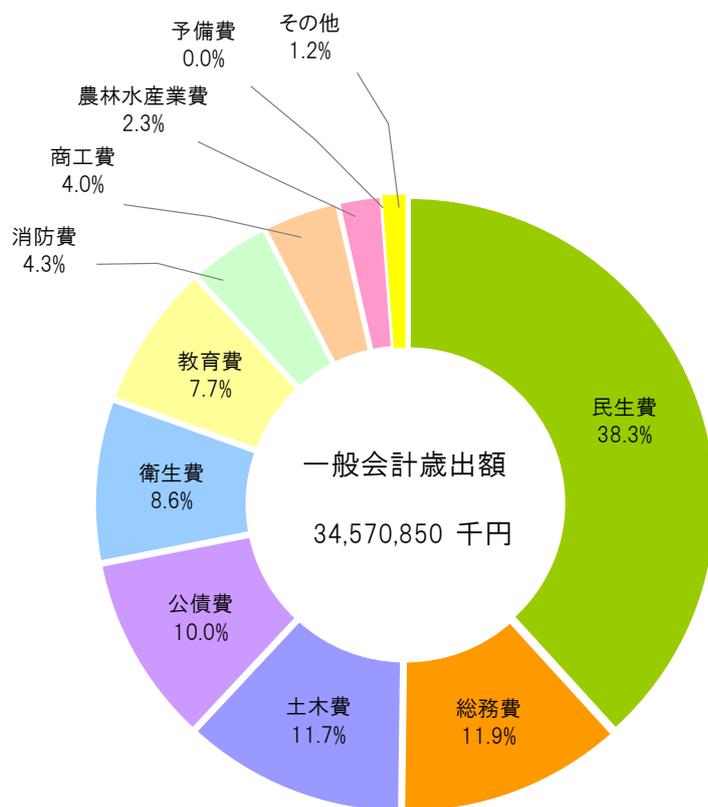
平成29年度予算書より

(3) 平成29年度一般会計当初予算額構成比

歳入



歳出



4. 平成28年度一般会計予算及び決算額

(1) 歳入

(単位:千円、%)

款	当初予算額	予算現額 (A)	収入済額 (B)	対比 (B)／(A)	構成比	
					予算現額	収入済額
1 市 税	12,249,701	12,367,701	12,388,535	100.2	32.3	35.0
2 地 方 譲 与 税	276,900	288,575	295,172	102.3	0.8	0.8
3 利 子 割 交 付 金	29,600	29,600	16,729	56.5	0.1	0.0
4 配 当 割 交 付 金	106,500	54,382	54,382	100.0	0.1	0.2
5 株 式 等 譲 渡 所 得 割 交 付 金	75,300	31,865	31,865	100.0	0.1	0.1
6 地 方 消 費 税 交 付 金	1,677,200	1,509,383	1,509,383	100.0	3.9	4.2
7 ゴルフ場利用税交付金	6,500	6,500	6,168	94.9	0.0	0.0
8 自動車取得税交付金	68,200	86,940	86,940	100.0	0.2	0.2
9 国有提供施設等所在 市町村助成交付金	156,000	156,000	146,274	93.8	0.4	0.4
10 地方特例交付金	43,200	43,200	48,036	111.2	0.1	0.1
11 地 方 交 付 税	4,964,000	5,440,112	5,440,112	100.0	14.2	15.3
12 交通安全対策特別交付金	10,600	10,600	11,044	104.2	0.0	0.0
13 分担金及び負担金	341,287	356,165	325,404	91.4	0.9	0.9
14 使用料及び手数料	609,569	610,849	605,025	99.0	1.6	1.7
15 国 庫 支 出 金	5,533,179	6,919,473	5,921,714	85.6	18.0	16.6
16 府 支 出 金	2,940,650	3,185,087	3,045,090	95.6	8.3	8.6
17 財 産 収 入	94,840	138,322	142,136	102.8	0.4	0.4
18 寄 附 金	3,012	13,012	16,177	124.3	0.0	0.0
19 繰 入 金	1,159,765	1,566,782	627,197	40.0	4.1	1.8
20 繰 越 金	1	387,842	387,842	100.0	1.0	1.1
21 諸 収 入	1,109,106	1,115,181	1,151,674	103.3	2.9	3.2
22 市 債	3,586,500	4,088,612	3,353,499	82.0	10.6	9.4
歳 入 合 計	35,041,610	38,406,183	35,610,398	92.7	100.0	100.0

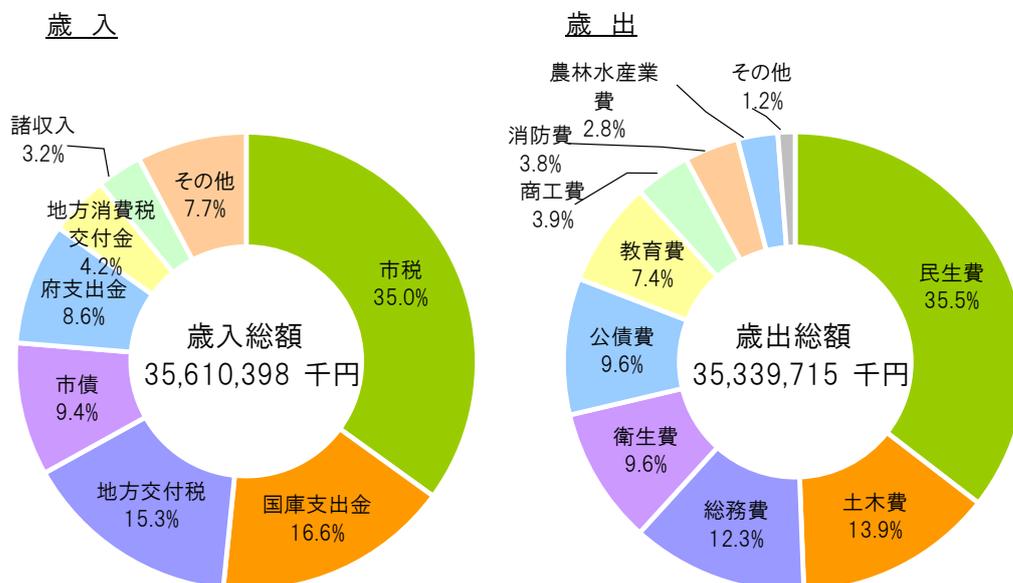
平成28年度決算書より

(2) 歳出

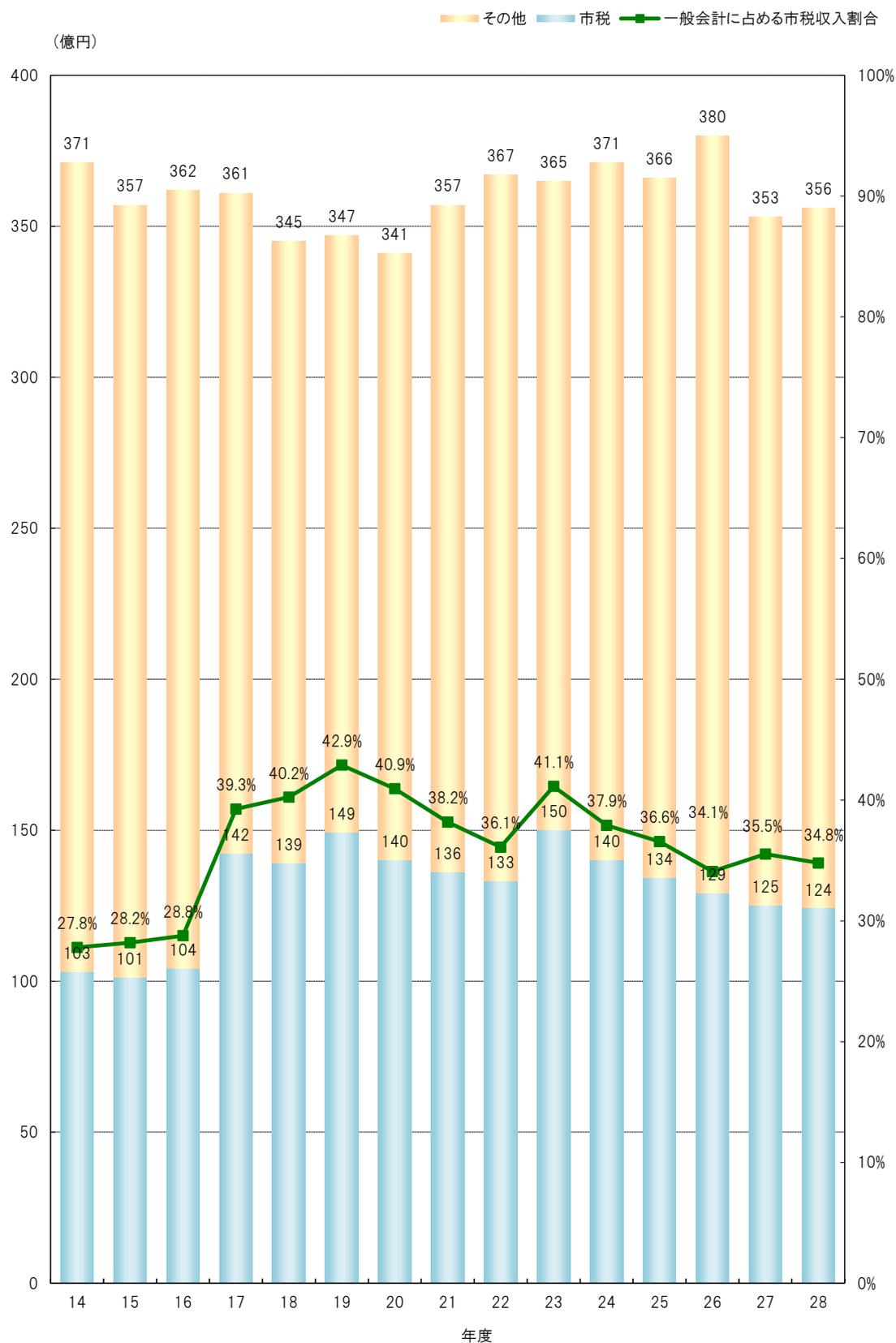
(単位:千円、%)

款	当初予算額	予算現額 (A)	支出済額 (B)	対比 (B)/(A)	構成比	
					予算現額	支出済額
1 議会費	338,450	341,845	338,923	99.1	0.9	1.0
2 総務費	3,900,430	4,972,200	4,339,274	87.3	12.9	12.3
3 民生費	12,762,760	13,545,671	12,579,257	92.9	35.5	35.5
4 衛生費	3,487,860	3,571,297	3,386,691	94.8	9.3	9.6
5 労働費	52,650	52,650	50,328	95.6	0.1	0.1
6 農林水産業費	1,004,270	1,113,098	997,834	89.6	2.9	2.8
7 商工費	1,356,900	1,434,417	1,386,093	96.6	3.7	3.9
8 土木費	4,889,450	5,511,192	4,922,804	89.3	14.3	13.9
9 消防費	1,304,360	1,359,204	1,335,762	98.3	3.5	3.8
10 教育費	2,556,280	3,047,247	2,603,899	85.5	7.9	7.4
11 公債費	3,378,200	3,378,200	3,377,824	100.0	8.8	9.6
12 予備費	10,000	9,960	0	0.0	0.0	0.0
13 災害復旧費	0	69,202	21,026	30.4	0.2	0.1
歳出合計	35,041,610	38,406,183	35,339,715	92.0	100.0	100.0

(3) 平成28年度一般会計決算額構成比



5. 一般会計に占める市税収入額の推移



6. 一般会計決算額の年度別推移

(1) 歳入

(単位:千円、%)

款	年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度
	1 市税		14,043,439	13,398,164	12,945,598	12,531,648
	構成比	37.9%	36.6%	34.1%	35.5%	34.8%
	前年度比	93.6%	95.4%	96.6%	96.8%	98.9%
2 地方譲与税		319,564	300,817	288,177	301,134	295,172
3 利子割交付金		37,062	34,421	29,926	27,483	16,729
4 配当割交付金		28,899	54,262	100,547	81,511	54,382
5 株式等譲渡所得割交付金		7,118	85,728	56,759	78,905	31,865
6 地方消費税交付金		873,235	865,792	1,054,023	1,733,176	1,509,383
7 ゴルフ場利用税交付金		8,020	8,301	7,770	6,941	6,168
8 自動車取得税交付金		119,935	101,528	54,865	80,163	86,940
9 国有施設所在市町村助成交付金		162,697	163,237	162,251	156,426	146,274
10 地方特例交付金		48,526	50,419	49,147	47,337	48,036
11 地方交付税		4,959,321	5,258,092	5,406,547	5,621,496	5,440,112
12 交通安全対策特別交付金		13,846	12,583	11,047	11,887	11,044
13 分担金及び負担金		436,914	448,179	442,473	334,266	325,404
14 使用料及び手数料		515,317	569,038	501,887	597,599	605,025
15 国庫支出金		4,696,572	5,870,078	5,053,917	5,627,988	5,921,714
16 府支出金		2,688,153	2,712,478	2,933,625	2,928,117	3,045,090
17 財産収入		154,856	380,513	118,079	112,372	142,136
18 寄附金		14,496	31,321	13,582	11,332	16,177
19 繰入金		466,572	163,109	2,224,474	200,879	627,197
20 繰越金		1,591,422	883,540	596,466	285,203	387,842
21 諸収入		1,965,522	1,366,570	1,254,026	1,199,749	1,151,674
22 市債		3,900,032	3,886,993	4,677,152	3,295,046	3,353,499
歳入合計		37,051,518	36,645,163	37,982,338	35,270,658	35,610,398

(2) 歳出

(単位:千円、%)

款	年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度
	1 議会費		364,171	349,297	349,978	371,791
2 総務費		5,340,322	4,981,517	5,405,080	4,454,865	4,339,274
	構成比	14.8%	13.8%	14.3%	12.8%	12.3%
	前年度比	133.3%	93.3%	108.5%	82.4%	97.4%
3 民生費		12,094,479	12,137,332	13,543,968	12,321,785	12,579,257
4 衛生費		3,178,667	3,509,711	3,255,488	3,352,419	3,386,691
5 労働費		108,502	98,927	200,035	58,837	50,328
6 農林水産業費		663,255	820,590	879,167	934,442	997,834
7 商工費		1,359,917	1,411,389	1,408,753	1,512,400	1,386,093
8 土木費		4,757,242	4,385,424	3,881,202	4,295,554	4,922,804
9 消防費		1,497,464	1,456,211	1,793,212	1,478,080	1,335,762
10 教育費		3,091,225	2,998,613	3,215,552	2,680,931	2,603,899
11 公債費		3,594,352	3,551,415	3,575,289	3,404,935	3,377,824
12 予備費		0	0	0	0	0
13 災害復旧費		118,382	348,271	189,411	16,777	21,026
歳出合計		36,167,978	36,048,697	37,697,135	34,882,816	35,339,715

各年度の決算書より

7. 平成28年度市税決算状況

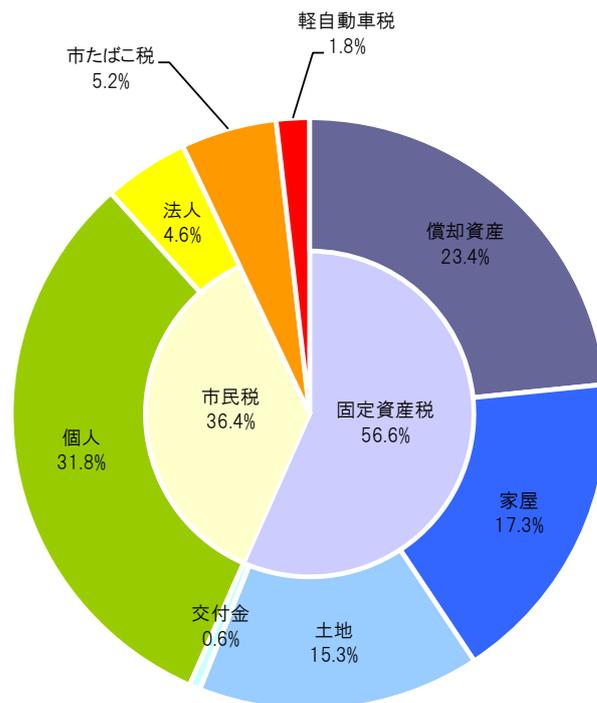
(1) 平成28年度市税決算額

(単位:千円、%)

税目	区分	当初予算額	調定額	収入済額		不納欠損額	収入未済額	収入歩合	
					構成比			対予算	対調定
市民税		4,498,100	4,674,959	4,498,453	36.4	16,280	160,226	100.0	96.2
個人	現年分	3,896,600	3,942,975	3,900,217	31.5	190	42,568	100.1	98.9
	滞繰分	37,200	156,623	32,157	0.3	15,539	108,927	86.4	20.5
法人	現年分	562,400	567,360	564,597	4.6	0	2,763	100.4	99.5
	滞繰分	1,900	8,001	1,482	0.0	551	5,968	78.0	18.5
固定資産税		7,003,200	7,238,685	7,014,410	56.6	18,047	206,228	100.2	96.9
固定資産	現年分	6,884,200	6,966,421	6,910,487	55.7	27	55,907	100.4	99.2
	滞繰分	47,400	200,569	32,228	0.3	18,020	150,321	68.0	16.1
交付金・納付金		71,600	71,695	71,695	0.6	0	0	100.1	100.0
軽自動車税		228,000	242,297	228,925	1.8	973	12,399	100.4	94.5
	現年分	225,900	232,041	226,475	1.8	29	5,537	100.3	97.6
	滞繰分	2,100	10,256	2,450	0.0	944	6,862	116.7	23.9
市たばこ税		638,400	646,747	646,747	5.2	0	0	101.3	100.0
特別土地保有税		1	0	0	0.0	0	0	0	0
	現年分	1	0	0	0.0	0	0	0	0
	滞繰分	-	-	-	0.0	0	0	0	0
市税合計		12,367,701	12,802,688	12,388,535	100.0	35,300	378,853	100.2	96.8
	現年分	12,279,101	12,427,239	12,320,218	99.4	246	106,775	100.3	99.1
	滞繰分	88,600	375,449	68,317	0.6	35,054	272,078	77.1	18.2

(2) 平成28年度市税決算額構成比

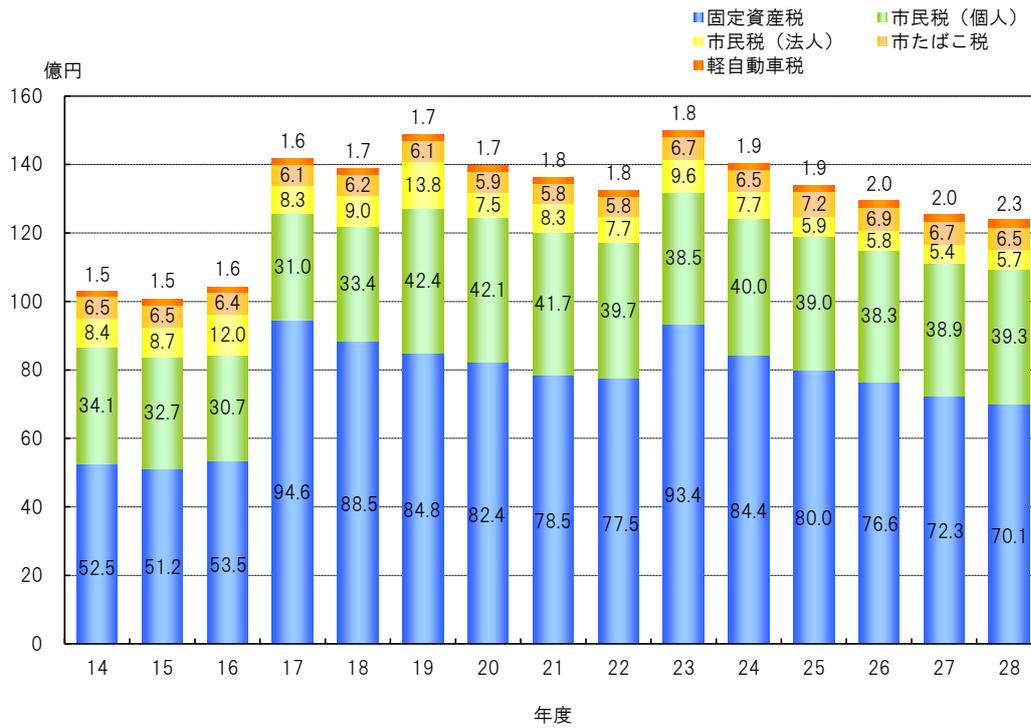
平成28年度市税決算額
12,388,535 千円



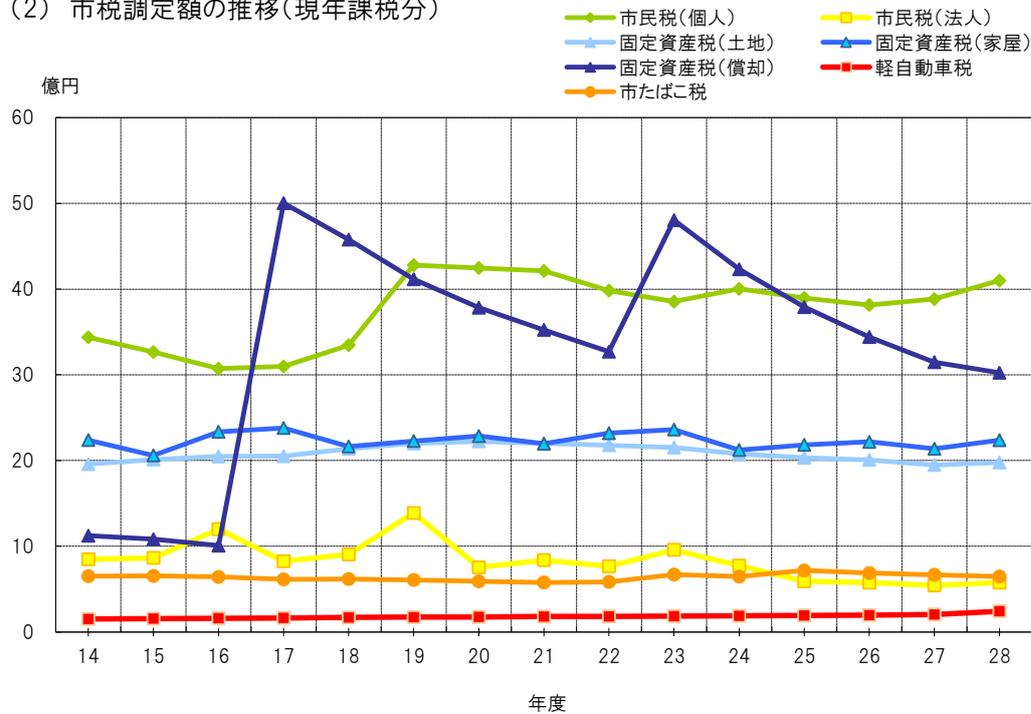
市町村税の徴収実績、平成29年度予算書、平成28年度決算書より

8. 市税決算額等の推移

(1) 市税決算額の推移



(2) 市税調定額の推移(現年課税分)



市町村税の徴収実績、決算書より

9. 市税決算額等の年度別推移

税目			年度	平成24年度			平成25年度			
				調定額	収入額	収入率	調定額	収入額	収入率	
市民税	個人	現年課税分	均等割	123,733	121,645	98.3	122,697	121,059	98.7	
			所得割	3,878,961	3,814,203	98.3	3,774,326	3,724,625	98.7	
			小計	4,002,694	3,935,848	98.3	3,897,023	3,845,684	98.7	
		滞納繰越分	239,838	59,636	24.9	230,631	52,460	22.7		
		計	4,242,532	3,995,484	94.2	4,127,654	3,898,144	94.4		
	法人	現年課税分	均等割	250,090	248,792	99.5	251,351	249,785	99.4	
			法人税割	523,417	520,699	99.5	340,506	338,386	99.4	
			小計	773,507	769,491	99.5	591,857	588,171	99.4	
		滞納繰越分	11,908	3,697	31.0	11,052	3,235	29.3		
		計	785,415	773,188	98.4	602,909	591,406	98.1		
	計	現年課税分	4,776,201	4,705,339	98.5	4,488,880	4,433,855	98.8		
		滞納繰越分	251,746	63,333	25.2	241,683	55,695	23.0		
		計	5,027,947	4,768,672	94.8	4,730,563	4,489,550	94.9		
	固定資産税	純固定資産	現年課税分	土地	2,058,548	2,039,575	99.1	2,011,471	1,993,981	99.1
				家屋	2,102,607	2,083,228	99.1	2,160,556	2,141,770	99.1
償却資産				4,189,773	4,151,157	99.1	3,750,639	3,718,028	99.1	
小計				8,350,928	8,273,960	99.1	7,922,666	7,853,779	99.1	
滞納繰越分			291,650	86,149	29.5	256,614	64,321	25.1		
計		8,642,578	8,360,109	96.7	8,179,280	7,918,100	96.8			
国有資産等交付金・納付金		82,497	82,497	100.0	83,842	83,842	100.0			
計		現年課税分	8,433,425	8,356,457	99.1	8,006,508	7,937,621	99.1		
		滞納繰越分	291,650	86,149	29.5	256,614	64,321	25.1		
		計	8,725,075	8,442,606	96.8	8,263,122	8,001,942	96.8		
軽自動車税	現年課税分	187,764	183,395	97.7	191,817	187,208	97.6			
	滞納繰越分	12,948	3,182	24.6	12,575	3,210	25.5			
	計	200,712	186,577	93.0	204,392	190,418	93.2			
市たばこ税				645,584	645,584	100.0	716,254	716,254	100.0	
特別土地保有税	現年課税分	0	0	0.0	0	0	0.0			
	滞納繰越分	0	0	0.0	0	0	0.0			
	計	0	0	0.0	0	0	0.0			
総計	現年課税分	14,042,974	13,890,775	98.9	13,403,459	13,274,938	99.0			
	滞納繰越分	556,344	152,664	27.4	510,872	123,226	24.1			
	計	14,599,318	14,043,439	96.2	13,914,331	13,398,164	96.3			

(単位:千円、%)

平成26年度			平成27年度			平成28年度		
調定額	収入額	収入率	調定額	収入額	収入率	調定額	収入額	収入率
139,907	138,345	98.9	143,342	141,914	99.0	144,192	142,615	98.9
3,675,202	3,634,597	98.9	3,741,021	3,704,114	99.0	3,798,783	3,757,602	98.9
3,815,109	3,772,942	98.9	3,884,363	3,846,028	99.0	3,942,975	3,900,217	98.9
210,276	55,356	26.3	177,359	42,637	24.0	156,623	32,157	20.5
4,025,385	3,828,298	95.1	4,061,722	3,888,665	95.7	4,099,598	3,932,374	95.9
245,356	243,875	99.4	241,895	240,910	99.6	251,909	250,682	99.5
330,396	328,401	99.4	300,721	299,497	99.6	315,451	313,915	99.5
575,752	572,276	99.4	542,616	540,407	99.6	567,360	564,597	99.5
10,888	3,287	30.2	9,002	2,475	27.5	8,001	1,482	18.5
586,640	575,563	98.1	551,618	542,882	98.4	575,361	566,079	98.4
4,390,861	4,345,218	99.0	4,426,979	4,386,435	99.1	4,510,335	4,464,814	99.0
221,164	58,643	26.5	186,361	45,112	24.2	164,624	33,639	20.4
4,612,025	4,403,861	95.5	4,613,340	4,431,547	96.1	4,674,959	4,498,453	96.2
1,986,623	1,970,242	99.2	1,926,679	1,913,016	99.3	1,903,017	1,887,738	99.2
2,193,737	2,175,648	99.2	2,113,524	2,098,536	99.3	2,153,183	2,135,895	99.2
3,404,280	3,376,209	99.2	3,112,538	3,090,464	99.3	2,910,221	2,886,854	99.2
7,584,640	7,522,099	99.2	7,152,741	7,102,016	99.3	6,966,421	6,910,487	99.2
222,336	54,924	24.7	208,216	47,184	22.7	200,569	32,228	16.1
7,806,976	7,577,023	97.1	7,360,957	7,149,200	97.1	7,166,990	6,942,715	96.9
82,319	82,319	100.0	81,001	81,001	100.0	71,695	71,695	100.0
7,666,959	7,604,418	99.2	7,233,742	7,183,017	99.3	7,038,116	6,982,182	99.2
222,336	54,924	24.7	208,216	47,184	22.7	200,569	32,228	16.1
7,889,295	7,659,342	97.1	7,441,958	7,230,201	97.2	7,238,685	7,014,410	96.9
195,433	191,473	98.0	203,452	199,706	98.2	232,041	226,475	97.6
12,470	3,995	32.0	10,970	3,051	27.8	10,256	2,450	23.9
207,903	195,468	94.0	214,422	202,757	94.6	242,297	228,925	94.5
686,927	686,927	100.0	667,143	667,143	100.0	646,747	646,747	100.0
0	0	0.0	0	0	0.0	0	0	0.0
0	0	0.0	0	0	0.0	0	0	0.0
0	0	0.0	0	0	0.0	0	0	0.0
12,940,180	12,828,036	99.1	12,531,316	12,436,301	99.2	12,427,239	12,320,218	99.1
455,970	117,562	25.8	405,547	95,347	23.5	375,449	68,317	18.2
13,396,150	12,945,598	96.6	12,936,863	12,531,648	96.9	12,802,688	12,388,535	96.8

市町村税の徴収実績、決算書より

10. 市税外収入の年度別推移

(単位:千円、%)

区分	平成24年度		平成25年度		平成26年度		平成27年度		平成28年度	
		前年度比		前年度比		前年度比		前年度比		前年度比
地方譲与税	319,564	94.8	300,817	94.1	288,177	95.8	301,134	104.5	295,172	98.0
自動車重量譲与税	204,047	91.2	190,147	93.2	182,378	95.9	189,872	104.1	190,675	100.4
地方揮発油譲与税	86,371	100.2	83,651	96.9	77,951	93.2	82,836	106.3	78,675	95.0
地方道路譲与税	0	-	0	-	0	-	0	-	-	-
特別とん譲与税	29,146	108.0	27,019	92.7	27,848	103.1	28,426	102.1	25,822	90.8
所得譲与税	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
利子割交付金	37,062	91.6	34,421	92.9	29,926	86.9	27,483	91.8	16,729	60.9
配当割交付金	28,899	105.7	54,262	187.8	100,547	185.3	81,511	81.1	54,382	66.7
株式等譲渡所得割交付金	7,118	113.1	85,728	1,204.4	56,759	66.2	78,905	139.0	31,865	40.4
地方消費税交付金	873,235	98.6	865,792	99.1	1,054,023	121.7	1,733,176	164.4	1,509,383	87.1
ゴルフ場利用税交付金	8,020	92.0	8,301	103.5	7,770	93.6	6,941	89.3	6,168	88.9
地方特例交付金	48,526	33.4	50,419	103.9	49,147	97.5	47,337	96.3	48,036	101.5
証明閲覧手数料	4,212	110.2	4,221	100.2	4,351	103.1	4,216	96.9	4,082	96.8
府民税徴収事務費委託金	128,499	96.2	129,252	100.6	128,567	99.5	127,093	98.9	128,742	101.3
督促手数料	2,574	100.7	2,392	92.9	2,497	104.4	2,283	91.4	2,141	93.8
延滞金	30,584	122.9	25,833	84.5	26,678	103.3	19,044	71.4	15,897	83.5

※所得譲与税は平成18年度まで。地方揮発油譲与税は平成21年度より。

11. 税務関係諸証明等の年度別推移

(単位:円、%)

区分	年度	平成24年度		平成25年度		平成26年度		平成27年度		平成28年度	
			前年度比		前年度比		前年度比		前年度比		前年度比
所得証明書等	件数	12,250	116.5	12,170	99.3	13,944	114.6	14,521	104.1	14,053	96.8
	内無料	199	56.4	174	87.4	313	179.9	370	118.2	322	87.0
	内有料	12,051	118.6	11,996	99.5	13,631	113.6	14,151	103.8	13,731	97.0
	200円 金額	2,410,200	118.6	2,399,200	99.5	2,726,200	113.6	2,830,200	103.8	2,746,200	97.0
評価証明書等	件数	5,227	110.9	4,916	94.1	4,832	98.3	3,434	71.1	3,452	100.5
	内無料	575	123.9	773	134.4	684	88.5	567	82.9	518	91.4
	内有料	4,652	109.4	4,143	89.1	4,148	100.1	2,867	69.1	2,934	102.3
	200円 金額	930,400	109.4	828,600	89.1	829,600	100.1	573,400	69.1	586,800	102.3
住宅証明書家屋	件数	292	89.8	301	103.1	246	81.7	241	7,014,410.0	245	101.7
	内無料	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	内有料	292	89.8	301	103.1	246	81.7	241	98.0	245	101.7
	1,300円 金額	379,600	89.8	391,300	103.1	319,800	81.7	313,300	98.0	318,500	101.7
字限図	件数	999	93.0	1,077	107.8	775	72.0	939	121.2	998	106.3
	内無料	41	372.7	-	-	-	-	-	-	-	-
	内有料	958	90.1	1,077	112.4	775	72.0	939	121.2	998	106.3
	200円 金額	191,600	93.4	215,400	112.4	155,000	72.0	187,800	121.2	199,600	106.3
閲覧	件数	396	97.5	179	45.2	23	12.8	83	360.9	68	81.9
	内無料	392	102.3	152	38.8	10	6.6	80	800.0	61	76.3
	内有料	4	17.4	27	675.0	13	48.1	3	23.1	7	233.3
	100円 金額	400	17.4	2,700	675.0	1,300	48.1	300	23.1	700	233.3
納税証明	件数	7,836	96.6	8,512	108.6	7,474	87.8	7,475	100.0	7,134	95.4
	内無料	6,339	96.7	6,608	104.2	5,881	89.0	5,923	100.7	5,985	101.0
	内有料	1,497	96.2	1,904	127.2	1,593	83.7	1,552	97.4	1,149	74.0
	200円 金額	299,400	96.2	380,800	127.2	318,600	83.7	310,400	97.4	229,800	74.0
合計	件数	27,000	107.4	27,155	100.6	27,294	100.5	26,693	97.8	25,950	97.2
	内無料	7,546	97.2	7,707	102.1	6,888	89.4	6,940	100.8	6,886	99.2
	内有料	19,454	111.9	19,448	100.0	20,406	104.9	19,753	96.8	19,064	96.5
	金額	4,211,600	110.2	4,218,000	100.2	4,350,500	103.1	4,215,400	96.9	4,081,600	96.8

12. 税務関係経費の年度別推移

(単位:千円、%)

区分		年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度	
税収入額	市税 (A)		14,043,439	13,398,164	12,945,598	12,531,648	12,388,535	
	個人府民税		2,621,214	2,556,972	2,517,291	2,557,407	2,608,636	
	合計 (B)		16,664,653	15,955,136	15,462,889	15,089,055	14,997,171	
徴税費	人件費	基本給	144,362	140,697	147,307	145,506	133,063	
		諸手当	69,014	78,140	77,114	71,627	65,579	
		超過勤務手当	11,926	19,142	16,456	10,777	8,649	
		税務特別手当	284	288	72	72	72	
		その他手当	56,804	58,710	60,586	60,778	56,858	
		その他	55,970	54,174	57,343	54,229	48,613	
		小計 (C)	269,346	273,011	281,764	271,362	247,255	
	需用費	旅費	522	555	532	603	381	
		賃金	7,110	6,580	6,463	6,255	14,157	
		その他	35,882	54,257	35,037	36,714	65,121	
		小計 (D)	43,514	61,392	42,032	43,572	79,659	
	報奨金などに類する経費	前納報奨金	-	-	-	-	-	
		納税貯蓄組合補助金	-	-	-	-	-	
		納税奨励金	-	-	-	-	-	
		その他	13	13	13	13	13	
		小計 (E)	13	13	13	13	13	
	その他 (F)		61,337	62,227	64,256	63,070	62,980	
	合計 (G) (C)+(D)+(E)+(F)		374,210	396,643	388,065	378,017	389,907	
	府民税徴収取扱費	納税通知書を基準にした金額		-	-	-	-	
		徴収金額を基準にした金額		-	-	-	-	
		納税義務者数を基準にした金額		123,545	122,463	122,011	122,406	123,042
		報奨金の額に相当する金額等		123	54	82	63	58
	合計 (H)		123,668	122,517	122,093	122,469	123,100	
(G)-(H)	(I)	250,542	274,126	265,972	255,548	266,807		
税収入額に対する徴税費の割合	(G)/(B)	2.2	2.5	2.5	2.5	2.6		
	(I)/(A)	1.8	2.0	2.1	2.0	2.2		
参考(京都市下市平均)	(G)/(B)							
	(I)/(A)							

市町村税課税状況等の調より

13. 市税負担状況の年度別推移

(単位:円、%)

区分	年度	平成24年度		平成25年度		平成26年度		平成27年度		平成28年度	
			前年度比		前年度比		前年度比		前年度比		前年度比
市税総額	人口1人あたり	161,119	94.8	154,923	96.2	152,832	98.7	150,065	98.2	150,315	100.2
	1世帯あたり	397,471	93.8	380,165	95.6	367,626	96.7	359,022	97.7	356,423	99.3
	決算額 (単位:千円)	14,043,439		13,398,164		12,945,598		12,531,648		12,388,535	
市民税	人口1人あたり	54,710	100.4	51,913	94.9	51,991	100.2	53,067	102.1	54,582	102.9
	1世帯あたり	134,968	99.3	127,388	94.4	125,060	98.2	126,960	101.5	129,422	101.9
	決算額 (単位:千円)	4,768,672		4,489,550		4,403,861		4,431,547		4,498,453	
固定資産税	人口1人あたり	96,861	91.6	92,526	95.5	90,424	97.7	86,581	95.8	85,109	98.3
	1世帯あたり	238,951	90.5	227,051	95.0	217,508	95.8	207,139	95.2	201,807	97.4
	決算額 (単位:千円)	8,442,606		8,001,942		7,659,342		7,230,201		7,014,410	
軽自動車税	人口1人あたり	2,141	103.2	2,202	102.9	2,308	104.8	2,428	105.2	2,778	114.4
	1世帯あたり	5,281	102.0	5,403	102.3	5,551	102.7	5,809	104.6	6,586	113.4
	決算額 (単位:千円)	186,577		190,418		195,468		202,757		228,925	
市たばこ税	人口1人あたり	7,407	97.6	8,282	111.8	8,110	97.9	7,989	98.5	7,847	98.2
	1世帯あたり	18,272	96.5	20,323	111.2	19,507	96.0	19,113	98.0	18,607	97.4
	決算額 (単位:千円)	645,584		716,254		686,927		667,143		646,747	
特別土地保有税	人口1人あたり	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	1世帯あたり	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	決算額 (単位:千円)	-		-		-		-		-	
推計人口	87,162	98.7	86,483	99.2	84,705	97.9	83,508	98.6	82,417	98.7	
世帯数	35,332	99.9	35,243	99.7	35,214	99.9	34,905	99.1	34,758	99.6	

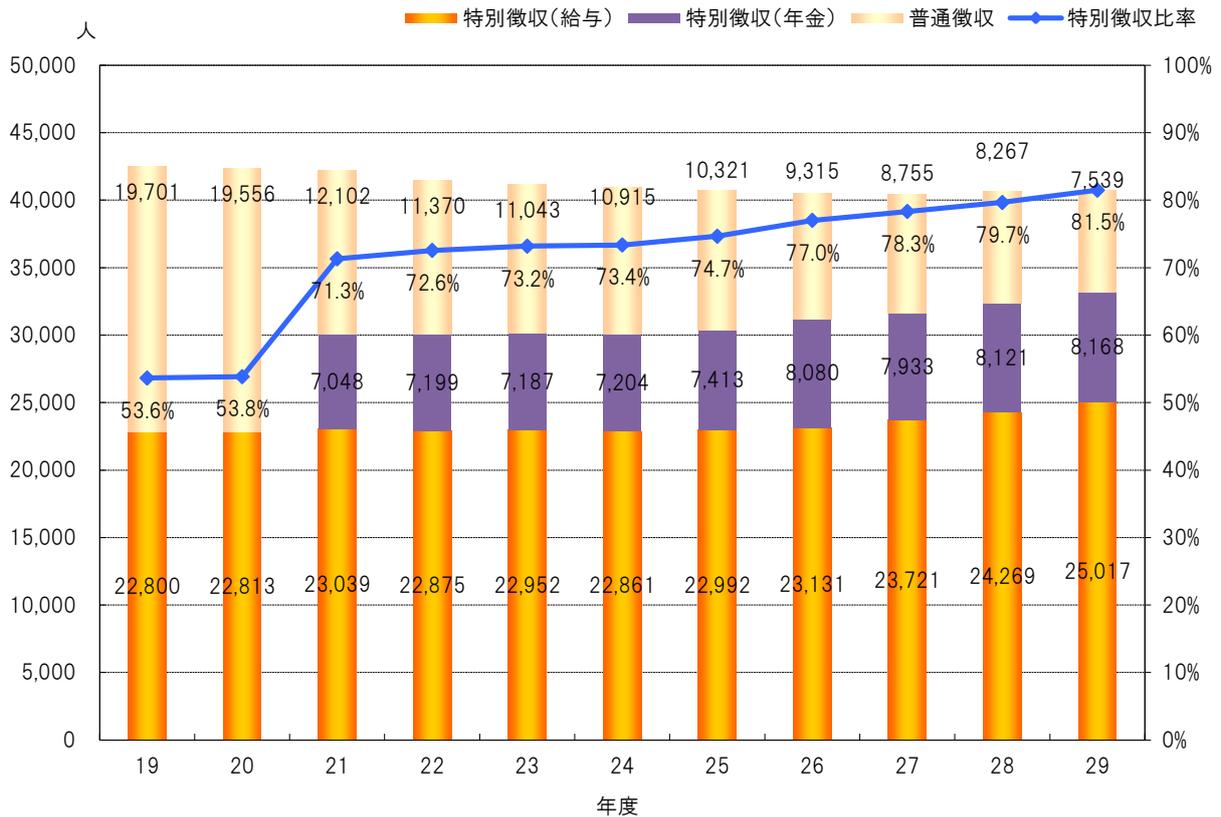
※市民税負担額は個人市民税と法人市民税を合計したものです。

※固定資産税負担額は土地、家屋、償却資産及び交付金等を合計したものです。

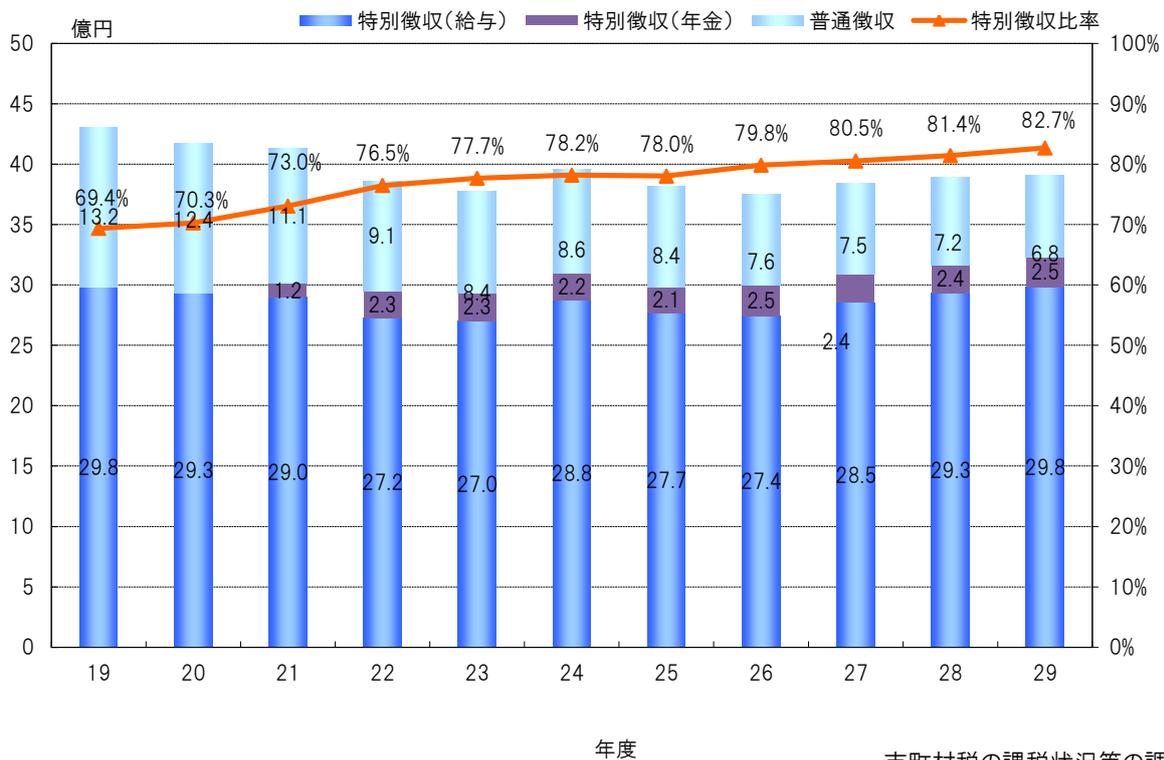
II. 市民稅

1. 個人市民税関係グラフ

(1) 個人市民税の納税義務者数の推移



(2) 個人市民税の当初調定額の推移



市町村税の課税状況等の調より

2. 個人市民税の納税義務者数の年度別推移

(単位:人、%)

年度 区分		平成25年度		平成26年度		平成27年度		平成28年度		平成29年度	
		納税義務者数	構成比								
普通徴収	均等割のみ	1,320	12.8	1,700	18.3	1,557	17.8	1,468	17.8	1,313	17.4
	均等割+所得割	9,001	87.2	7,615	81.7	7,198	82.2	6,799	82.2	6,226	82.6
	計	10,321	100.0	9,315	100.0	8,755	100.0	8,267	100.0	7,539	100.0
特別徴収(年金)	均等割のみ	1,577	21.3	1,457	18.0	1,485	18.7	1,465	18.0	1,510	18.5
	均等割+所得割	5,836	78.7	6,623	82.0	6,448	81.3	6,656	82.0	6,658	81.5
	計	7,413	100.0	8,080	100.0	7,933	100.0	8,121	100.0	8,168	100.0
特別徴収(給与)	均等割のみ	997	4.3	963	4.2	998	4.2	1,009	4.2	1,137	4.5
	均等割+所得割	21,995	95.7	22,168	95.8	22,723	95.8	23,260	95.8	23,880	95.5
	計	22,992	100.0	23,131	100.0	23,721	100.0	24,269	100.0	25,017	100.0
合計	均等割のみ	3,894	9.6	4,120	10.2	4,040	10.0	3,942	9.7	3,960	9.7
	均等割+所得割	36,832	90.4	36,406	89.8	36,369	90.0	36,715	90.3	36,764	90.3
	計	40,726	100.0	40,526	100.0	40,409	100.0	40,657	100.0	40,724	100.0
特別徴収義務者数	給与	2,249		2,299		2,457		2,576		2,710	
	年金	8		8		7		8		8	

3. 個人市民税の当初調定額の年度別推移

(単位:千円、%)

区分		平成25年度		平成26年度		平成27年度		平成28年度		平成29年度		
		調定額	構成比									
市民税	普通徴収	均等割額	34,354	4.1	37,912	5.0	35,931	4.8	34,712	4.8	31,229	4.6
		所得割額	805,495	95.9	719,325	95.0	712,774	95.2	688,634	95.2	646,124	95.4
		計	839,849	100.0	757,237	100.0	748,705	100.0	723,346	100.0	677,353	100.0
	特別徴収(年金)	均等割額	18,850	9.0	22,972	9.1	22,470	9.4	22,618	9.5	23,735	9.5
		所得割額	191,429	91.0	228,971	90.9	215,333	90.6	214,248	90.5	226,468	90.5
		計	210,279	100.0	251,943	100.0	237,803	100.0	236,866	100.0	250,203	100.0
	特別徴収(給与)	均等割額	68,974	2.5	80,947	3.0	83,031	2.9	84,966	2.9	87,556	2.9
		所得割額	2,699,751	97.5	2,661,812	97.0	2,770,081	97.1	2,845,947	97.1	2,893,738	97.1
		計	2,768,725	100.0	2,742,759	100.0	2,853,112	100.0	2,930,913	100.0	2,981,294	100.0
	合計	均等割額	122,178	3.2	141,831	3.8	141,432	3.7	142,296	3.7	142,520	3.6
		所得割額	3,696,675	96.8	3,610,108	96.2	3,698,188	96.3	3,748,829	96.3	3,766,330	96.4
		計	3,818,853	100.0	3,751,939	100.0	3,839,620	100.0	3,891,125	100.0	3,908,850	100.0
府民税	普通徴収	均等割額	11,452	2.1	16,313	3.3	15,466	3.2	20,868	4.4	18,763	4.2
		所得割額	536,718	97.9	478,762	96.7	474,386	96.8	458,284	95.6	429,827	95.8
		計	548,170	100.0	495,075	100.0	489,852	100.0	479,152	100.0	448,590	100.0
	特別徴収(年金)	均等割額	6,283	4.7	9,777	6.0	9,560	6.3	13,528	8.7	14,213	8.6
		所得割額	127,524	95.3	152,495	94.0	143,259	93.7	142,709	91.3	150,780	91.4
		計	133,807	100.0	162,272	100.0	152,819	100.0	156,237	100.0	164,993	100.0
	特別徴収(給与)	均等割額	22,991	1.3	34,695	1.9	35,588	1.9	50,982	2.6	52,536	2.7
		所得割額	1,799,383	98.7	1,774,549	98.1	1,846,681	98.1	1,897,034	97.4	1,928,877	97.3
		計	1,822,374	100.0	1,809,244	100.0	1,882,269	100.0	1,948,016	100.0	1,981,413	100.0
	合計	均等割額	40,726	1.6	60,785	2.5	60,614	2.4	85,378	3.3	85,512	3.3
		所得割額	2,463,625	98.4	2,405,806	97.5	2,464,326	97.6	2,498,027	96.7	2,509,484	96.7
		計	2,504,351	100.0	2,466,591	100.0	2,524,940	100.0	2,583,405	100.0	2,594,996	100.0
合計	普通徴収	均等割額	45,806	3.3	54,225	4.3	51,397	4.1	55,580	4.6	49,992	4.4
		所得割額	1,342,213	96.7	1,198,087	95.7	1,187,160	95.9	1,146,918	95.4	1,075,951	95.6
		計	1,388,019	100.0	1,252,312	100.0	1,238,557	100.0	1,202,498	100.0	1,125,943	100.0
	特別徴収(年金)	均等割額	25,133	7.3	32,749	7.9	32,030	8.2	36,146	9.2	37,948	9.1
		所得割額	318,953	92.7	381,466	92.1	358,592	91.8	356,957	90.8	377,248	90.9
		計	344,086	100.0	414,215	100.0	390,622	100.0	393,103	100.0	415,196	100.0
	特別徴収(給与)	均等割額	91,965	2.0	115,642	2.5	118,619	2.5	135,948	2.8	140,092	2.8
		所得割額	4,499,134	98.0	4,436,361	97.5	4,616,762	97.5	4,742,981	97.2	4,822,615	97.2
		計	4,591,099	100.0	4,552,003	100.0	4,735,381	100.0	4,878,929	100.0	4,962,707	100.0
	合計	均等割額	162,904	2.6	202,616	3.3	202,046	3.2	227,674	3.5	228,032	3.5
		所得割額	6,160,300	97.4	6,015,914	96.7	6,162,514	96.8	6,246,856	96.5	6,275,814	96.5
		計	6,323,204	100.0	6,218,530	100.0	6,364,560	100.0	6,474,530	100.0	6,503,846	100.0

市税調定資料より

4. 個人市民税の所得区分別当初調定額等の年度別推移

区分		年度		平成25年度			平成26年度		
		人	員	均等割額	所得割額	人	員	均等割額	所得割額
均等割のみ納める者	給与所得者	1,873		5,619	-	1,962		6,867	-
	営業所得者	340		1,020	-	358		1,252	-
	農業所得者	15		45	-	9		32	-
	その他の所得者	1,623		4,869	-	1,751		6,129	-
	家屋敷等のみ	43		129	-	40		140	-
	計	3,894		11,682	-	4,120		14,420	-
均等割と所得割を納める者	給与所得者	28,115		84,345	3,131,460	27,948		97,811	3,059,131
	営業所得者	1,467		4,401	171,717	1,393		4,873	173,330
	農業所得者	13		39	905	19		66	733
	その他の所得者	7,237		21,711	392,593	7,046		24,661	376,914
	計	36,832		110,496	3,696,675	36,406		127,411	3,610,108
合計	給与所得者	29,988		89,964	3,131,460	29,910		104,678	3,059,131
	営業所得者	1,807		5,421	171,717	1,751		6,125	173,330
	農業所得者	28		84	905	28		98	733
	その他の所得者	8,860		26,580	392,593	8,797		30,790	376,914
	家屋敷等のみ	43		129	-	40		140	-
	計	40,726		122,178	3,696,675	40,526		141,831	3,610,108
分離課税に係る退職所得者									

(単位:人、千円)

平成27年度			平成28年度			平成29年度					
人	員	均等割額	所得割額	人	員	均等割額	所得割額	人	員	均等割額	所得割額
1,914	6,699	-		1,851	6,479	-		1,874	6,559	-	
317	1,109	-		327	1,144	-		335	1,172	-	
8	28	-		8	28	-		14	49	-	
1,760	6,160	-		1,720	6,020	-		1,700	5,950	-	
41	144	-		36	126	-		37	130	-	
4,040	14,140	-		3,942	13,797	-		3,960	13,860	-	
28,227	98,795	3,165,773		28,609	100,131	3,211,384		28,695	100,433	3,240,668	
1,461	5,113	184,999		1,426	4,992	177,807		1,441	5,043	177,694	
16	56	695		28	98	2,436		32	112	1,700	
6,665	23,328	346,721		6,652	23,282	357,232		6,596	23,086	346,387	
36,369	127,292	3,698,188		36,715	128,503	3,748,859		36,764	128,674	3,766,449	
30,141	105,494	3,165,773		30,460	106,610	3,211,384		30,569	106,992	3,240,668	
1,778	6,222	184,999		1,753	6,136	177,807		1,776	6,215	177,694	
24	84	695		36	126	2,436		46	161	1,700	
8,425	29,488	346,721		8,372	29,302	357,232		8,296	29,036	346,387	
41	144	-		36	126	-		37	130	-	
40,409	141,432	3,698,188		40,657	142,300	3,748,859		40,724	142,534	3,766,449	

市町村税課税状況等の調より

5. 個人市民税の所得区分別課税状況の年度別推移

所得者別		年度		平成25年度			平成26年度			
		区	分	構	成	比	前	年	度	比
給与所得者	総所得金額等	84,226,079	82.1%	97.1%	82,601,550	81.6%	98.1%			
	所得控除額	30,471,611	79.8%	99.4%	30,451,774	80.0%	99.9%			
	課税標準額	53,754,468	83.6%	95.9%	52,149,776	82.6%	97.0%			
	算出税額	3,224,133	84.2%	95.9%	3,127,866	83.6%	97.0%			
	税額控除額	調整控除額	55,577	70.9%	98.8%	55,339	71.7%	99.6%		
		配当控除	340	36.8%	82.5%	271	34.3%	79.7%		
		住宅借入金等特別税額控除	47,898	96.5%	108.5%	42,379	96.9%	88.5%		
		寄附金税額控除	561	57.6%	25.5%	1,197	73.2%	213.4%		
		外国税額控除	0	0.0%	皆減	132	89.8%	皆増		
	税額調整額	470	57.0%	51.3%	471	70.4%	100.2%			
	配当割額の控除額	216	24.6%	78.6%	404	26.4%	367.4%			
	株式等譲渡所得割額の控除額	100	27.0%		757	16.5%				
	所得割額	3,118,908	84.4%	95.7%	3,026,886	83.8%	97.0%			
	営業所得者	総所得金額等	4,501,121	4.4%	99.4%	4,424,740	4.4%	98.3%		
所得控除額		1,571,064	4.1%	99.8%	1,523,536	4.0%	97.0%			
課税標準額		2,930,057	4.6%	99.2%	2,901,204	4.6%	99.0%			
算出税額		175,743	4.6%	99.2%	174,015	4.7%	99.0%			
税額控除額		調整控除額	3,460	4.4%	98.3%	3,360	4.4%	97.1%		
		配当控除	10	1.1%	125.0%	12	1.5%	120.0%		
		住宅借入金等特別税額控除	1,396	2.8%	98.7%	1,118	2.6%	80.1%		
		寄附金税額控除	225	23.1%	36.7%	201	12.3%	89.3%		
		外国税額控除	0	0.0%	0.0%	0	0.0%	0.0%		
税額調整額		185	22.4%	1850.0%	120	17.9%	64.9%			
配当割額の控除額		136	15.5%	149.5%	132	8.6%	315.9%			
株式等譲渡所得割額の控除額	9	2.4%	326		7.1%					
所得割額	170,322	4.6%	99.3%	168,725	4.7%	99.1%				
農業所得者	総所得金額等	23,760	0.0%	84.5%	29,651	0.0%	124.8%			
	所得控除額	10,234	0.0%	71.6%	16,408	0.0%	160.3%			
	課税標準額	13,526	0.0%	97.8%	13,243	0.0%	97.9%			
	算出税額	812	0.0%	97.9%	794	0.0%	97.8%			
	税額控除額	調整控除額	29	0.0%	55.8%	61	0.1%	210.3%		
		配当控除	0	0.0%	0.0%	0	0.0%	0.0%		
		住宅借入金等特別税額控除	0	0.0%	0.0%	0	0.0%	0.0%		
		寄附金税額控除	0	0.0%	0.0%	0	0.0%	0.0%		
		外国税額控除	0	0.0%	0.0%	0	0.0%	0.0%		
	税額調整額	0	0.0%	0.0%	0	0.0%	0.0%			
	配当割額の控除額	0	0.0%	0.0%	0	0.0%	0.0%			
株式等譲渡所得割額の控除額	0	0.0%	0		0.0%					
所得割額	783	0.0%	100.8%	733	0.0%	93.6%				

(単位:千円)

(単位:千円)

平成27年度			平成28年度			平成29年度					
区	分	構成比	前年度比	区	分	構成比	前年度比	区	分	構成比	前年度比
85,262,105		83.0%	103.2%	86,945,157		83.1%	102.0%	88,215,181		83.7%	101.5%
31,160,219		81.2%	102.3%	31,905,258		81.7%	102.4%	32,344,595		81.9%	101.4%
54,101,886		84.1%	103.7%	55,039,899		83.9%	101.7%	55,870,586		84.7%	101.5%
3,244,972		84.8%	103.7%	3,301,240		84.7%	101.7%	3,351,074		85.2%	101.5%
55,359		72.8%	100.0%	55,769		73.3%	100.7%	55,762		73.4%	100.0%
500		42.6%	184.5%	414		22.0%	82.8%	678		24.9%	163.8%
41,767		96.5%	98.6%	46,787		96.8%	112.0%	52,002		97.1%	111.1%
3,204		72.8%	267.7%	13,080		75.4%	408.2%	22,763		78.3%	174.0%
461		98.9%	349.2%	74		89.2%	16.1%	92		90.2%	124.3%
254		57.0%	53.9%	446		76.5%	175.6%	345		72.3%	77.4%
520		21.8%	95.7%	290		12.4%	48.6%	240		16.3%	65.6%
591		26.7%		250		8.4%		114		11.1%	
3,142,316		85.0%	103.8%	3,184,130		84.9%	101.3%	3,218,840		85.5%	101.1%
4,757,899		4.6%	107.5%	4,500,419		4.3%	94.6%	4,678,818		4.4%	104.0%
1,608,987		4.2%	105.6%	1,567,755		4.0%	97.4%	1,609,448		4.1%	102.7%
3,148,912		4.9%	108.5%	2,932,664		4.5%	93.1%	3,069,370		4.7%	104.7%
188,878		4.9%	108.5%	175,904		4.5%	93.1%	184,105		4.7%	104.7%
3,444		4.5%	102.5%	3,391		4.5%	98.5%	3,366		4.4%	99.3%
27		2.3%	225.0%	8		0.4%	29.6%	5		0.2%	62.5%
1,202		2.8%	107.5%	1,292		2.7%	107.5%	1,449		2.7%	112.2%
682		15.5%	339.3%	1,774		10.2%	260.1%	3,712		12.8%	209.2%
0		0.0%	0.0%	0		0.0%	0.0%	0		0.0%	0.0%
99		22.2%	82.5%	59		10.1%	59.6%	40		8.4%	67.8%
536		22.5%	148.7%	33		1.4%	10.1%	144		9.8%	288.4%
145		6.5%		36		1.2%		55		5.4%	
182,743		4.9%	108.3%	169,311		4.5%	92.6%	175,334		4.7%	103.6%
27,230		0.0%	91.8%	66,500		0.1%	244.2%	54,852		0.1%	82.5%
14,863		0.0%	90.6%	24,792		0.1%	166.8%	25,419		0.1%	102.5%
12,367		0.0%	93.4%	41,708		0.1%	337.3%	29,433		0.0%	70.6%
741		0.0%	93.3%	2,502		0.1%	337.7%	1,764		0.0%	70.5%
41		0.1%	67.2%	66		0.1%	161.0%	64		0.1%	97.0%
5		0.4%	0.0%	0		0.0%	0.0%	0		0.0%	0.0%
0		0.0%	0.0%	0		0.0%	0.0%	0		0.0%	0.0%
0		0.0%	0.0%	0		0.0%	0.0%	0		0.0%	0.0%
0		0.0%	0.0%	0		0.0%	0.0%	0		0.0%	0.0%
0		0.0%	0.0%	0		0.0%	0.0%	0		0.0%	0.0%
0		0.0%	0.0%	0		0.0%	0.0%	0		0.0%	0.0%
0		0.0%		0		0.0%		0		0.0%	
695		0.0%	94.8%	2,436		0.1%	350.5%	1,700		0.0%	69.8%

5 個人市民税の所得区分別課税状況の年度別推移(つづき)

所得者別	年度	平成25年度			平成26年度					
		区	分	構成比	前年度比	区	分	構成比	前年度比	
その他の所得者	総所得金額等	12,156,136		11.9%	98.7%	11,503,612		11.4%	94.6%	
	所得控除額	5,923,076		15.5%	100.1%	5,707,656		15.0%	96.4%	
	課税標準額	6,233,060		9.7%	97.4%	5,795,956		9.2%	93.0%	
	算出税額	373,700		9.8%	97.4%	347,475		9.3%	93.0%	
	税額控除額	調整控除額	19,004		24.2%	99.1%	17,974		23.3%	94.6%
		配当控除	520		56.2%	75.5%	416		52.7%	80.0%
		住宅借入金等特別税額控除	290		0.6%	88.7%	167		0.4%	57.6%
		寄付金税額控除	188		19.3%	15.8%	103		6.3%	54.8%
		外国税額控除	0		0.0%	0.0%	15		10.2%	皆増
	税額調整額	170		20.6%	127.8%	78		11.7%	45.9%	
	配当割額の控除額	410		46.8%	83.5%	530		34.7%	239.2%	
	株式等譲渡所得割額の控除額	70		18.9%		618		13.4%		
	所得割額	353,048		9.6%	97.7%	327,574		9.1%	92.8%	
分離課税所得者	総所得金額等	1,625,185		1.6%	126.4%	2,610,962		2.6%	160.7%	
	所得控除額	220,198		0.6%	131.2%	348,787		0.9%	158.4%	
	課税標準額	1,404,987		2.2%	125.6%	2,262,175		3.6%	161.0%	
	算出税額	54,352		1.4%	126.1%	90,329		2.4%	166.2%	
	税額控除額	調整控除額	317		0.4%	119.6%	468		0.6%	147.6%
		配当控除	55		5.9%	423.1%	90		11.4%	163.6%
		住宅借入金等特別税額控除	59		0.1%	61.5%	88		0.2%	149.2%
		寄付金税額控除	0		0.0%	皆減	134		8.2%	皆増
		外国税額控除	0		0.0%	0.0%	0		0.0%	0.0%
	税額調整額	0		0.0%	0.0%	0		0.0%	0.0%	
	配当割額の控除額	115		13.1%	292.4%	462		30.2%	1094.1%	
株式等譲渡所得割額の控除額	192		51.8%	2,897			63.0%			
所得割額	53,614		1.5%	126.2%	86,190		2.4%	160.8%		
合計	総所得金額等	102,532,281		100.0%	97.8%	101,170,515		100.0%	98.7%	
	所得控除額	38,196,183		100.0%	99.7%	38,048,161		100.0%	99.6%	
	課税標準額	64,336,098		100.0%	96.7%	63,122,354		100.0%	98.1%	
	算出税額	3,828,740		100.0%	96.5%	3,740,479		100.0%	97.7%	
	税額控除額	調整控除額	78,387		100.0%	98.9%	77,202		100.0%	98.5%
		配当控除	925		100.0%	82.4%	789		100.0%	85.3%
		住宅借入金等特別税額控除	49,643		100.0%	108.0%	43,752		100.0%	88.1%
		寄付金税額控除	974		100.0%	23.5%	1,635		100.0%	167.9%
		外国税額控除	0		0.0%	皆減	147		0.0%	皆減
	税額調整額	825		100.0%	77.8%	669		100.0%	81.1%	
	配当割額の控除額	877		100.0%	105.9%	1,528		100.0%	490.9%	
株式等譲渡所得割額の控除額	371		100.0%	4,598			100.0%			
所得割額	3,696,675		100.0%	96.4%	3,610,108		100.0%	97.7%		

(単位:千円)

平成27年度			平成28年度			平成29年度					
区	分	構成比	前年度比	区	分	構成比	前年度比	区	分	構成比	前年度比
	10,732,687	10.5%	93.3%		10,645,757	10.2%	99.2%		10,709,536	10.2%	100.6%
	5,327,467	13.9%	93.3%		5,235,798	13.4%	98.3%		5,203,044	13.2%	99.4%
	5,405,220	8.4%	93.3%		5,409,959	8.2%	100.1%		5,506,492	8.3%	101.8%
	324,051	8.5%	93.3%		324,333	8.3%	100.1%		330,130	8.4%	101.8%
	16,814	22.1%	93.5%		16,473	21.6%	98.0%		16,383	21.6%	99.5%
	575	48.9%	138.2%		1,179	62.6%	205.0%		1,718	63.2%	145.7%
	218	0.5%	130.5%		65	0.1%	29.8%		75	0.1%	115.4%
	223	5.1%	216.5%		683	3.9%	306.3%		1,053	3.6%	154.2%
	5	1.1%	33.3%		9	10.8%	180.0%		10	9.8%	111.1%
	93	20.9%	119.2%		78	13.4%	83.9%		92	19.3%	117.9%
	731	30.6%	110.2%		702	30.0%	90.9%		544	36.9%	53.0%
	534	24.1%			448	15.0%			66	6.4%	
	304,858	8.2%	93.1%		304,696	8.1%	99.9%		310,189	8.2%	101.8%
	1,914,508	1.9%	73.3%		2,514,302	2.4%	131.3%		1,790,637	1.7%	71.2%
	268,609	0.7%	77.0%		330,928	0.8%	123.2%		292,752	0.7%	88.5%
	1,645,899	2.6%	72.8%		2,183,374	3.3%	132.7%		1,497,885	2.3%	68.6%
	69,907	1.8%	77.4%		94,556	2.4%	135.3%		63,828	1.6%	67.5%
	347	0.5%	74.1%		409	0.5%	117.9%		425	0.6%	103.9%
	68	5.8%	75.6%		282	15.0%	414.7%		318	11.7%	112.8%
	82	0.2%	93.2%		207	0.4%	252.4%		42	0.1%	20.3%
	290	6.6%	216.4%		1,799	10.4%	620.3%		1,558	5.4%	86.6%
	0	0.0%	0.0%		0	0.0%	0.0%		0	0.0%	0.0%
	0	0.0%	0.0%		0	0.0%	0.0%		0	0.0%	0.0%
	600	25.1%	46.0%		1,315	56.2%	231.4%		547	37.1%	37.4%
	944	42.6%			2,258	75.5%			790	77.1%	
	67,576	1.8%	78.4%		88,286	2.4%	130.6%		60,148	1.6%	68.1%
	102,694,429	100.0%	101.5%		104,672,135	100.0%	101.9%		105,449,024	100.0%	100.7%
	38,380,145	100.0%	100.9%		39,064,531	100.0%	101.8%		39,475,258	100.0%	101.1%
	64,314,284	100.0%	101.9%		65,607,604	100.0%	102.0%		65,973,766	100.0%	100.6%
	3,828,549	100.0%	102.4%		3,898,535	100.0%	101.8%		3,930,901	100.0%	100.8%
	76,005	100.0%	98.4%		76,108	100.0%	100.1%		76,000	100.0%	99.9%
	1,175	100.0%	148.9%		1,883	100.0%	160.3%		2,719	100.0%	144.4%
	43,269	100.0%	98.9%		48,351	100.0%	111.7%		53,568	100.0%	110.8%
	4,399	100.0%	269.1%		17,336	100.0%	394.1%		29,086	100.0%	167.8%
	466	0.0%	317.0%		83	0.0%	17.8%		102	0.0%	122.9%
	446	100.0%	66.7%		583	100.0%	130.7%		477	100.0%	81.8%
	2,387	100.0%	75.1%		2,340	100.0%	115.9%		1,475	100.0%	46.9%
	2,214	100.0%			2,992	100.0%			1,025	100.0%	
	3,698,188	100.0%	102.4%		3,748,859	100.0%	101.4%		3,766,211	100.0%	100.5%

市町村税課税状況等の調より

6. 個人市民税の課税標準額段階別所得割額等に関する調

区分 課税 標準額の段階	納税義務者数	総所得金額等							
		総所得・山林所得・ 退職所得金額	分離長期譲渡所得 金額	分離短期譲渡所得 金額	株式等に係る譲渡 所得等の金額	上場株式等に係る 配当所得金額	先物取引に係る雑 所得等の金額	計 (A)	
10万円以下	1,623	1,019,283	230,036	0	3,142	277	0	1,252,738	
10万円超	13,541	18,138,497	189,588	0	9,410	1,582	1,901	18,340,978	
100万円超	9,948	24,472,628	147,711	0	4,005	844	1,259	24,626,447	
200万円超	5,595	21,030,345	81,110	0	3,603	176	3,039	21,118,273	
300万円超	3,280	16,558,658	20,587	5,055	5,379	1,261	983	16,591,923	
400万円超	1,795	11,383,212	29,140	0	5,533	526	6,972	11,425,383	
550万円超	442	3,584,768	48,130	0	5,205	1,355	0	3,639,458	
700万円超	262	2,688,625	60,763	2,217	4,657	2,713	0	2,758,975	
1000万円超	278	5,682,801	8,544	0	1,535	1,964	5	5,694,849	
平成29年度合計	市民税	36,764	104,558,817	815,609	7,272	42,469	10,698	14,159	105,449,024
	府民税	36,752	104,553,545	815,609	7,272	42,469	10,698	14,158	105,443,751
平成28年度合計	市民税	36,715	103,425,178	962,213	5,469	213,812	28,097	37,366	104,672,135
	府民税	36,705	103,417,041	962,213	5,469	213,811	28,097	37,366	104,700,702
平成27年度合計	市民税	36,369	101,690,760	811,319	11,613	124,846	15,641	40,250	102,694,429
	府民税	36,350	101,677,050	811,319	11,613	124,846	15,641	40,250	102,680,719
平成26年度合計	市民税	36,406	99,760,970	945,433	4,759	380,631	15,622	63,100	101,170,515
	府民税	36,389	99,748,387	945,433	4,759	380,631	15,622	63,100	101,157,932
平成25年度合計	市民税	36,832	101,512,753	938,493	7,514	56,252	943	16,326	102,532,281
	府民税	36,821	101,504,119	938,493	7,514	56,251	943	16,326	102,523,646

(単位:人、千円)

所得控除額	課税標準額						計 (C)
	総所得・山林所得・退職所得金額に係るもの (a)	分離長期譲渡所得金額に係るもの	分離短期譲渡所得金額に係るもの	株式等に係る譲渡所得等の金額に係るもの	上場株式等に係る配当所得等の金額に係るもの	先物取引に係る雑所得等の金額に係るもの	
(B)							
957,649	78,523	213,457	0	2,834	275	0	295,089
10,670,969	7,467,561	189,571	0	9,401	1,576	1,900	7,670,009
10,035,510	14,437,136	147,702	0	4,002	840	1,257	14,590,937
7,279,269	13,751,087	81,106	0	3,599	174	3,038	13,839,004
5,245,102	11,313,565	20,587	5,054	5,374	1,258	983	11,346,821
3,240,441	8,142,782	29,137	0	5,529	524	6,970	8,184,942
872,661	2,712,111	48,128	0	5,204	1,354	0	2,766,797
536,704	2,151,928	60,761	2,216	4,654	2,712	0	2,222,271
636,953	5,045,853	8,543	0	1,533	1,962	5	5,057,896
39,475,258	65,100,546	798,992	7,270	42,130	10,675	14,153	65,973,766
39,470,055	65,100,476	798,992	7,270	42,130	10,675	14,153	65,973,696
39,064,531	64,388,728	940,215	5,466	209,321	28,075	35,799	65,607,604
39,056,730	64,388,391	940,215	5,466	209,321	28,075	35,799	65,607,267
38,380,145	63,343,759	784,457	11,610	122,384	15,626	36,448	64,314,284
38,367,377	63,342,817	784,457	11,610	122,384	15,626	36,448	64,313,342
38,048,161	61,743,028	922,526	4,758	376,044	15,610	60,388	63,122,354
38,037,153	61,741,453	922,526	4,758	376,044	15,610	60,388	63,120,779
38,196,183	63,343,249	916,755	6,808	54,313	940	14,033	64,336,098
38,187,592	63,343,205	916,755	6,808	54,313	940	14,033	64,336,054

6 個人市民税の課税標準額段階別所得割額等に関する調(つづき)

区分		算出税額						計 (D)
		総所得・山林所得・退職所得分 (b)	分離長期譲渡所得分	分離短期譲渡所得分	株式等に係る譲渡所得等分	上場株式等に係る配当所得等分	先物取引に係る雑所得等分	
10万円以下	市民税	4,646	6,403	0	85	8	0	11,142
10万円超		447,511	5,685	0	282	47	57	453,582
100万円超		865,826	4,429	0	120	25	38	870,438
200万円超		824,838	2,433	0	108	5	91	827,475
300万円超		678,682	603	273	161	38	29	679,786
400万円超		488,498	872	0	166	16	209	489,761
550万円超		162,708	1,441	0	157	41	0	164,347
700万円超		129,106	1,823	120	140	81	0	131,270
1000万円超		302,739	256	0	46	59	0	303,100
平成29年度合計		市民税	3,904,554	23,945	393	1,265	320	424
	府民税	2,602,546	15,961	262	843	214	283	2,620,109
平成28年度合計	市民税	3,861,848	28,198	294	6,278	842	1,075	3,898,535
	府民税	2,574,070	18,793	197	4,186	562	716	2,598,524
平成27年度合計	市民税	3,799,163	23,524	627	3,671	470	1,094	3,828,549
	府民税	2,532,265	15,678	418	2,448	313	729	2,551,851
平成26年度合計	市民税	3,703,071	27,651	257	7,358	280	1,811	3,740,428
	府民税	2,468,176	18,432	171	4,905	187	1,208	2,493,079
平成25年度合計	市民税	3,799,118	27,296	366	1,523	17	420	3,828,740
	府民税	2,532,282	18,194	245	1,016	11	281	2,552,029

(単位:人、千円)

税額控除額 (E)					税 額 調 整 額 (F)	配 当 割 除 の 控 除 額 (G)	株 式 等 譲 渡 所 得 割 除 の 控 除 額 (H)	所 得 割 除 額 (D)-(E)-(F)- (G)-(H) (I)	(I)の 構 成 比	平均税率 (b)/(a)
調整控除	配当控除	住宅借入金等特別 税額控除	寄附金税 額控除	外国税額 控除						
1,975	17	1	30	0	4	32	3	9,080	0.4%	5.9%
32,981	349	3,005	579	0	378	388	152	415,750	11.1%	6.0%
23,017	524	21,630	2,096	10	95	244	137	822,685	21.9%	6.0%
8,943	353	23,661	3,811	0	0	161	59	790,487	21.1%	6.0%
4,921	221	5,150	4,255	3	0	98	207	664,931	17.7%	6.0%
2,692	495	121	3,427	55	0	95	163	482,713	12.9%	6.0%
661	265	0	2,323	34	0	71	117	160,876	4.3%	6.0%
394	301	0	1,978	0	0	183	86	128,328	3.4%	6.0%
416	194	0	10,587	0	0	203	101	291,599	7.8%	6.0%
76,000	2,719	53,568	29,086	102	477	1,475	1,025	3,766,449	100.6%	6.0%
50,665	2,039	35,712	20,077	68	318	984	684	2,509,562	-	4.0%
76,108	1,883	48,351	17,336	83	583	2,340	2,992	3,748,859	100.6%	6.0%
50,734	1,411	32,234	12,103	55	389	1,557	1,995	2,498,046	-	4.0%
76,005	1,175	43,269	4,399	466	446	2,387	2,214	3,698,188	100.0%	6.0%
50,660	871	28,846	3,490	311	297	1,574	1,476	2,464,326	-	4.0%
77,202	789	43,752	1,635	147	669	1,528	4,598	3,610,108	100.0%	6.0%
51,464	562	29,168	1,480	98	446	989	3,066	2,405,806	-	4.0%
78,387	925	49,643	974	0	825	877	371	3,696,675	100.0%	6.0%
52,257	694	33,095	934	0	550	585	247	2,463,625	-	4.0%

市町村税課税状況等の調より

7. 個人市民税の所得控除額の年度別推移

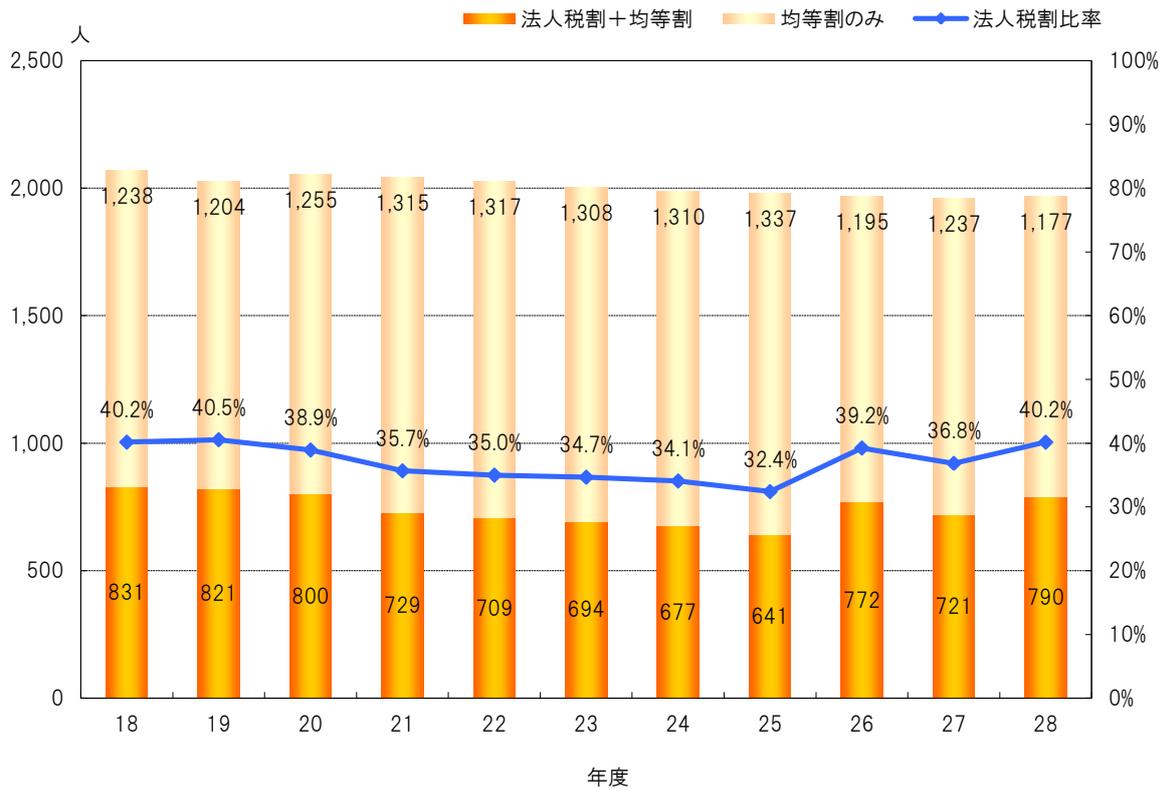
(単位:千円、%)

年度 区分	平成25年度		平成26年度		平成27年度		平成28年度		平成29年度	
		前年 対比								
雑損控除	1,777	24.1	12,865	724.0	3,559	27.7	5,711	44.4	858	24.1
医療費控除	467,339	88.6	438,611	93.9	460,526	105.0	469,980	107.2	483,385	105.0
社会保険料 控除	17,191,622	101.2	17,329,577	100.8	17,832,337	102.9	18,496,649	106.7	18,932,868	106.2
小規模企業共済 等掛金控除	221,003	102.6	223,115	101.0	227,912	102.2	226,152	101.4	225,173	98.8
生命保険料 控除	1,159,047	104.1	1,202,726	103.8	1,238,327	103.0	1,287,910	107.1	1,323,570	106.9
地震保険料 控除	62,375	95.2	60,027	96.2	59,624	99.3	61,009	101.6	61,234	102.7
障害者控除 (普通障害)	237,120	95.7	228,800	96.5	218,400	95.5	213,200	93.2	213,720	97.9
障害者控除 (特別障害)	207,300	94.3	190,200	91.8	186,600	98.1	182,400	95.9	175,200	93.9
寡婦控除	196,440	102.3	193,240	98.4	201,180	104.1	203,820	105.5	207,900	103.3
寡夫控除	25,480	110.1	24,960	98.0	27,560	110.4	23,660	94.8	22,100	80.2
勤労学生控除	520	200.0	0	皆減	520	皆増	0	皆減	0	皆減
配偶者控除 (一般)	2,629,770	96.2	2,518,560	95.8	2,382,600	94.6	2,329,800	92.5	2,271,060	95.3
配偶者控除 (老人)	684,760	98.6	678,300	99.1	663,860	97.9	652,840	96.2	657,020	99.0
配偶者特別 控除	246,340	103.5	250,950	101.9	240,200	95.7	243,030	96.8	235,560	98.1
扶養控除 (一般)	1,105,170	96.0	1,093,290	98.9	1,077,120	98.5	1,047,420	95.8	1,051,710	97.6
扶養控除 (特定)	782,550	97.5	795,150	101.6	786,600	98.9	754,200	94.9	760,500	96.7
扶養控除 (老人)	181,640	97.0	178,220	98.1	190,000	106.6	172,520	96.8	166,060	87.4
扶養控除 (同居老人)	563,400	96.3	543,600	96.5	506,700	93.2	504,450	92.8	486,450	96.0
同居特別障害 加算分	77,970	98.0	71,990	92.3	74,750	103.8	73,830	102.6	68,770	92.0
基礎控除	12,154,560	99.3	12,013,980	98.8	12,001,770	99.9	12,115,950	100.8	12,132,120	101.1
合計	38,196,183	99.7	38,048,161	99.6	38,380,145	100.9	39,064,531	102.7	39,475,258	102.9

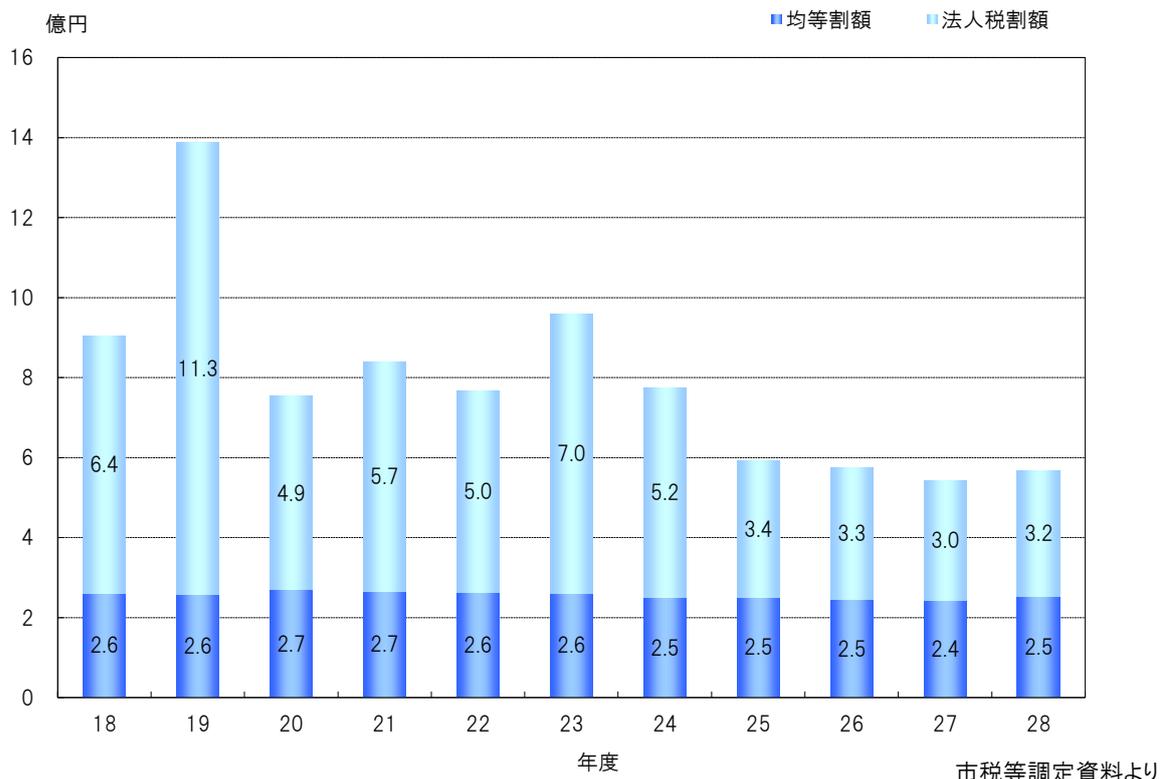
市町村税課税状況等の調より

8. 法人市民税関係グラフ

(1) 法人市民税の納税義務者数の推移



(2) 法人市民税の調定額の推移



市税等調定資料より

9. 法人市民税の納税義務者数の年度別推移

年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度	
均 等 割	資本金等の金額が50億円を超える法人で、市内従業者の数の合計数が50人を超えるもの	11	11	9	9	9	10
	資本金等の金額が10億円を超え、50億円以下である法人で、市内従業者の数の合計数が50人を超えるもの	3	3	3	3	3	4
	資本金等の金額が10億円を超える法人で、市内従業者の数の合計数が50人を以下であるもの	128	112	115	113	112	112
	資本金等の金額が1億円を超え、10億円以下である法人で、従業者の数の合計数が50人を超えるもの	6	7	8	6	8	7
	資本金等の金額が1億円を超え、10億円以下である法人で、従業者の数の合計数が50人以下であるもの	55	56	56	56	54	59
	資本金等の金額が1,000万円を超え、1億円以下である法人で、従業者の数の合計数が50人を超えるもの	29	26	24	23	22	25
	資本金等の金額が1,000万円を超え、1億円以下である法人で、従業者の数の合計数が50人以下であるもの	406	400	398	388	373	378
	資本金等の金額が1,000万円以下の法人で、従業者の数の合計数が50人を超えるもの	11	13	12	11	11	8
	資本金等の金額が1,000万円以下の法人で、従業者の数の合計数が50人以下のもの	1,346	1,350	1,343	1,358	1,366	1,355
	法人でない社団	7	9	10	8	9	9
合 計	2,002	1,987	1,978	1,975	1,967	1,967	
上記のうち法人税割納税者数	694	677	641	772	721	790	

市町村税課税状況等の調より

10 法人市民税の調定額の年度別推移

(単位:千円、%)

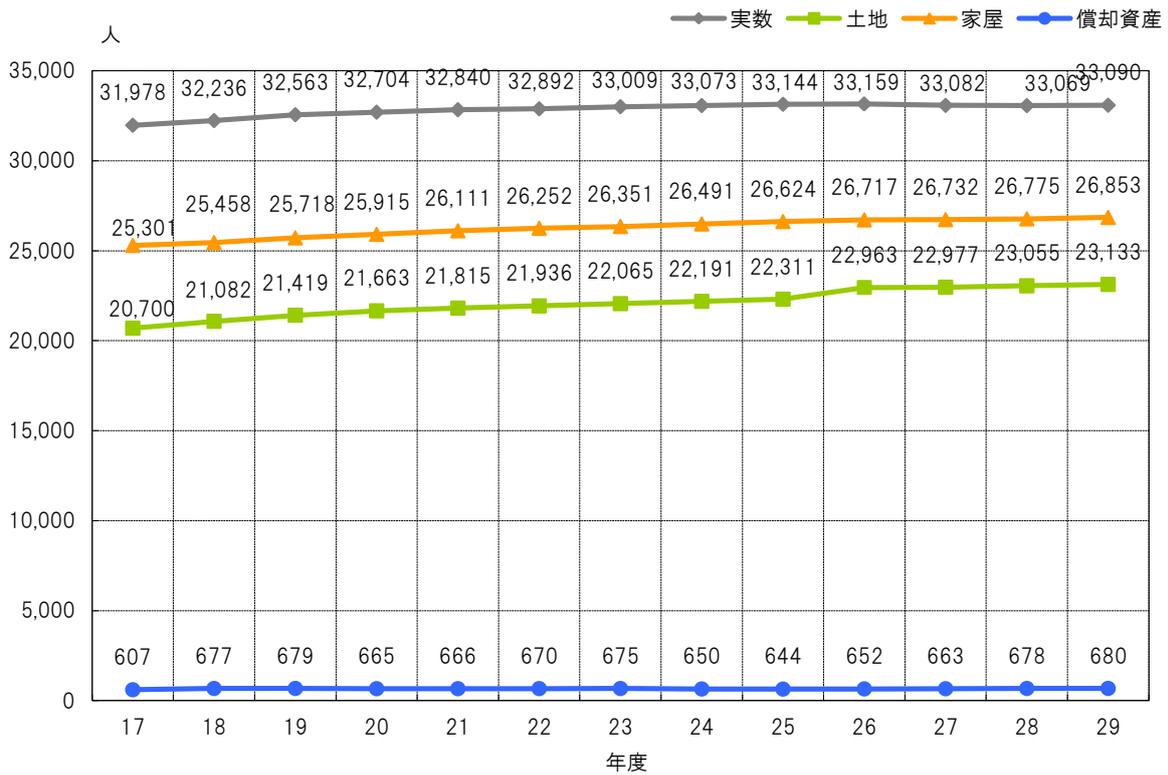
年度	平成24年度		平成25年度		平成26年度		平成27年度		平成28年度		
		前年度比		前年度比		前年度比		前年度比		前年度比	
現 年 度	均 等 割 額	248,244	95.6	249,389	100.5	242,367	97.2	240,915	99.4	249,114	103.4
	法 人 税 割 額	513,948	74.7	336,167	65.4	326,859	97.2	297,038	90.9	307,889	103.7
	計	762,192	80.4	585,556	76.8	569,226	97.2	537,953	94.5	557,003	103.5
過 年 度	均 等 割 額	1,846	169.4	1,962	106.3	2,989	152.3	980	32.8	2,795	285.2
	法 人 税 割 額	9,468	102.8	4,340	45.8	3,538	81.5	4,130	116.7	7,562	183.1
	計	11,314	109.8	6,302	55.7	6,527	103.6	5,110	78.3	10,357	202.7
合 計	均 等 割 額	250,090	95.9	251,351	100.5	245,356	97.6	241,895	98.6	251,909	104.1
	法 人 税 割 額	523,417	75.1	340,507	65.1	330,397	97.0	301,168	91.2	315,451	104.7
	計	773,507	80.8	591,858	76.5	575,753	97.3	543,063	94.3	567,360	104.5

市税等調定資料より

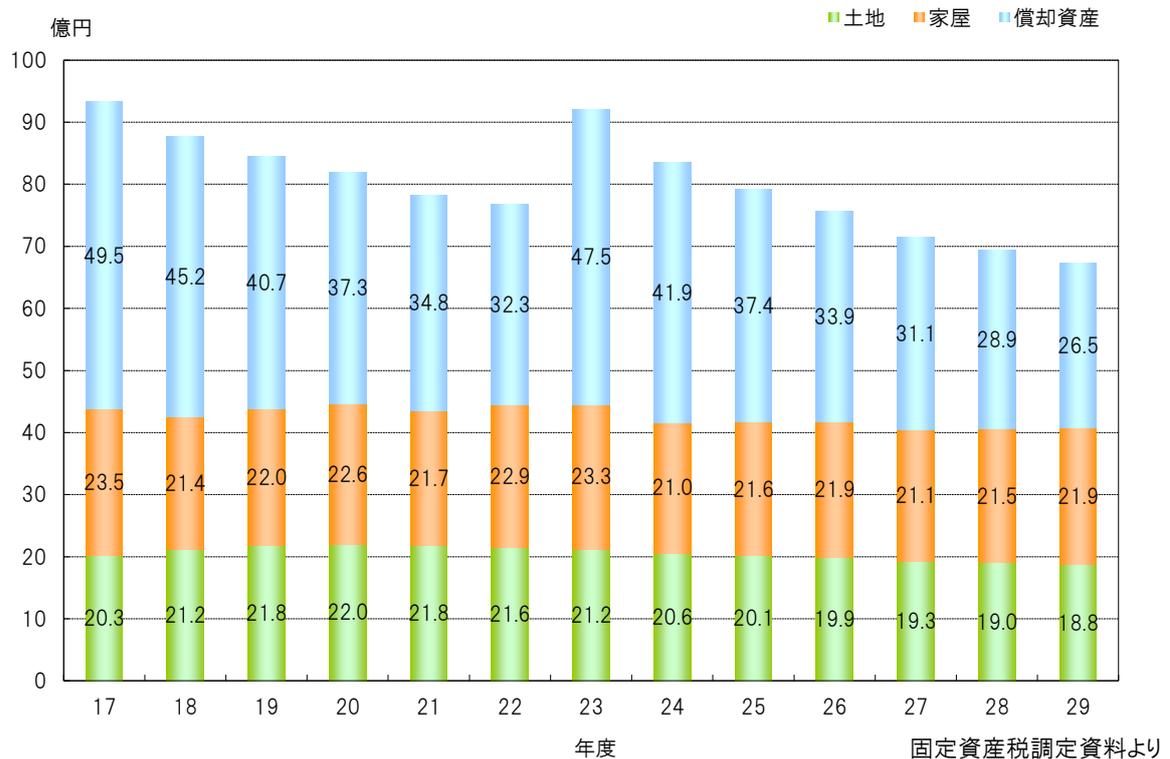
III. 固定資産税

1. 固定資産税関係グラフ

(1) 固定資産税の納税義務者数の推移



(2) 固定資産税の当初調定額の推移



2. 固定資産税の納税義務者数の年度別推移

(単位:人、%)

区分		年度		平成25年度		平成26年度		平成27年度		平成28年度		平成29年度	
		前年度比	前年度比	前年度比	前年度比	前年度比	前年度比	前年度比	前年度比				
納税義務者数	土地	22,311	100.5	22,963	102.9	22,977	100.1	23,055	100.3	23,133	100.3		
	家屋	26,624	100.5	26,717	100.3	26,732	100.1	26,775	100.2	26,853	100.3		
	償却資産	644	99.1	652	101.2	663	101.7	678	102.3	680	100.3		
	実数	33,144	100.2	33,159	100.0	33,082	99.8	33,069	100.0	33,090	100.1		

当初調定より

3. 固定資産税の当初調定額の年度別推移

(単位:千円、%)

区分		年度		平成25年度		平成26年度		平成27年度		平成28年度		平成29年度	
		前年度比	前年度比	前年度比	前年度比	前年度比	前年度比	前年度比	前年度比				
当初調定額	土地	2,012,355	97.7	1,986,962	98.7	1,926,756	97.0	1,902,568	98.7	1,878,707	98.7		
	家屋	2,162,409	102.9	2,193,083	101.4	2,113,540	96.4	2,153,993	101.9	2,190,948	101.7		
	償却資産	3,737,717	89.3	3,386,924	90.6	3,106,911	91.7	2,889,370	93.0	2,653,229	91.8		
	合計	7,912,481	94.8	7,566,969	95.6	7,147,207	94.5	6,945,931	97.2	6,722,884	96.8		
備考						平成27年度 評価替え							

当初調定より

4. 土地に関する調

(1)地目別評価総地積の年度別推移

(単位:㎡、%)

区分		年度		平成25年度		平成26年度		平成27年度		平成28年度		平成29年度	
		前年度比											
田	非課税	0	0.0	0	0.0	0	0.0	0	0.0	0	0.0	0	0.0
	総地積	13,009,408	99.6	12,982,685	99.8	12,949,956	99.7	12,891,215	99.5	12,799,971	99.3	12,799,971	99.3
	免税点未満	833,959	97.8	834,592	100.1	822,048	98.5	815,030	99.1	814,010	99.9	814,010	99.9
	免税点以上	12,175,449	99.7	12,148,093	99.8	12,127,908	99.8	12,076,185	99.6	11,985,961	99.3	11,985,961	99.3
市街化区域田等	非課税	0	0.0	0	0.0	0	0.0	0	0.0	0	0.0	0	0.0
	総地積	1,173,760	97.9	1,163,534	99.1	1,125,865	96.8	1,106,298	98.3	1,088,635	98.4	1,088,635	98.4
	免税点未満	2,112	90.4	2,072	98.1	1,724	83.2	1,724	100.0	1,667	96.7	1,667	96.7
	免税点以上	1,171,648	97.9	1,161,462	99.1	1,124,141	96.8	1,104,574	98.3	1,086,968	98.4	1,086,968	98.4
畑	非課税	0	0.0	0	0.0	0	0.0	0	0.0	0	0.0	0	0.0
	総地積	6,837,549	99.7	6,826,863	99.8	6,820,848	99.9	6,803,656	99.7	6,791,090	99.8	6,791,090	99.8
	免税点未満	811,101	99.8	810,399	99.9	794,969	98.1	793,508	99.8	795,664	100.3	795,664	100.3
	免税点以上	6,026,448	99.7	6,016,464	99.8	6,025,879	100.2	6,010,148	99.7	5,995,426	99.8	5,995,426	99.8
市街化区域畑等	非課税	0	0.0	0	0.0	0	0.0	0	0.0	0	0.0	0	0.0
	総地積	512,093	99.5	510,982	99.8	509,809	99.8	509,678	100.0	509,092	99.9	509,092	99.9
	免税点未満	5,825	114.7	5,915	101.5	5,948	100.6	5,774	97.1	5,670	98.2	5,670	98.2
	免税点以上	506,268	99.4	505,067	99.8	503,861	99.8	503,904	100.0	503,422	99.9	503,422	99.9
宅地	非課税	2,886,338	100.1	2,884,004	99.9	2,886,676	100.1	2,890,878	100.1	2,892,826	100.1	2,892,826	100.1
	総地積	12,533,285	100.1	12,540,249	100.1	12,533,963	99.9	12,560,851	100.2	12,584,367	100.2	12,584,367	100.2
	免税点未満	163,172	99.5	156,926	96.2	159,573	101.7	160,323	100.5	162,034	101.1	162,034	101.1
	免税点以上	12,370,113	100.2	12,383,323	100.1	12,374,390	99.9	12,400,528	100.2	12,422,333	100.2	12,422,333	100.2
池沼	非課税	0	0.0	0	0.0	0	0.0	0	0.0	0	0.0	0	0.0
	総地積	7,015	100.0	7,015	100.0	7,015	100.0	7,015	100.0	7,015	100.0	7,015	100.0
	免税点未満	3,307	101.6	3,301	99.8	3,294	99.8	3,294	100.0	3,294	100.0	3,294	100.0
	免税点以上	3,708	98.6	3,714	100.2	3,721	100.2	3,721	100.0	3,721	100.0	3,721	100.0
山林	非課税	7,831,200	100.0	7,831,200	100.0	7,831,200	100.0	7,831,200	100.0	7,831,200	100.0	7,831,200	100.0
	総地積	62,036,623	99.9	62,080,561	100.1	62,075,981	100.0	62,124,259	100.1	62,166,960	100.1	62,166,960	100.1
	免税点未満	7,071,959	100.0	7,088,556	100.2	6,977,695	98.4	7,010,395	100.5	6,908,431	98.5	6,908,431	98.5
	免税点以上	54,964,664	99.9	54,992,005	100.0	55,098,286	100.2	55,113,864	100.0	55,258,529	100.3	55,258,529	100.3
牧場	非課税	0	0.0	0	0.0	0	0.0	0	0.0	0	0.0	0	0.0
	総地積	19,545	100.0	19,545	100.0	19,545	100.0	19,545	100.0	19,545	100.0	19,545	100.0
	免税点未満	0	0.0	0	0.0	0	0.0	0	0.0	0	0.0	0	0.0
	免税点以上	19,545	100.0	19,545	100.0	19,545	100.0	19,545	100.0	19,545	100.0	19,545	100.0
原野	非課税	0	0.0	0	0.0	0	0.0	0	0.0	0	0.0	0	0.0
	総地積	1,574,816	100.2	1,577,481	100.2	1,568,064	99.4	1,572,689	100.3	1,576,827	100.3	1,576,827	100.3
	免税点未満	263,037	100.8	265,629	101.0	263,835	99.3	260,234	98.6	261,709	100.6	261,709	100.6
	免税点以上	1,311,779	100.0	1,311,852	100.0	1,304,229	99.4	1,312,455	100.6	1,315,118	100.2	1,315,118	100.2
雑種地	非課税	0	0.0	0	0.0	0	0.0	0	0.0	0	0.0	0	0.0
	総地積	2,560,214	100.3	2,580,843	100.8	2,626,093	101.8	2,620,115	99.8	2,634,097	100.5	2,634,097	100.5
	免税点未満	80,140	103.0	84,936	106.0	83,467	98.3	85,002	101.8	87,113	102.5	87,113	102.5
	免税点以上	2,480,074	100.2	2,495,907	100.6	2,542,626	101.9	2,535,113	99.7	2,546,984	100.5	2,546,984	100.5
その他	非課税	231,372,152	100.0	231,387,037	100.0	231,437,085	100.0	231,182,601	99.9	231,218,375	100.0	231,218,375	100.0
	総地積	0	0.0	0	0.0	0	0.0	0	0.0	0	0.0	0	0.0
	免税点未満	0	0.0	0	0.0	0	0.0	0	0.0	0	0.0	0	0.0
	免税点以上	0	0.0	0	0.0	0	0.0	0	0.0	0	0.0	0	0.0
合計	非課税	242,089,690	100.0	242,102,241	100.0	242,154,961	100.0	241,904,679	99.9	241,942,401	100.0	241,942,401	100.0
	総地積	100,264,308	99.9	100,289,758	100.0	100,237,139	99.9	100,215,321	100.0	100,177,599	100.0	100,177,599	100.0
	免税点未満	9,234,612	99.8	9,252,326	100.2	9,112,553	98.5	9,135,284	100.2	9,039,592	99.0	9,039,592	99.0
	免税点以上	91,029,696	99.9	91,037,432	100.0	91,124,586	100.1	91,080,037	100.0	91,138,007	100.1	91,138,007	100.1

概要調書より

(2)地目別決定価格の年度別推移

(単位:千円、%)

区分	年度	平成25年度		平成26年度		平成27年度		平成28年度		平成29年度	
		前年度比									
田	総額	1,241,451	99.6	1,239,451	99.8	1,236,841	99.8	1,238,030	100.1	1,228,982	99.3
	免税点未満	60,854	97.5	61,046	100.3	60,240	98.7	59,570	98.9	59,518	99.9
	免税点以上	1,180,597	99.7	1,178,405	99.8	1,176,601	99.8	1,178,460	100.2	1,169,464	99.2
	課税標準	1,241,451	99.6	1,239,451	99.8	1,236,836	99.8	1,238,026	100.1	1,226,489	99.1
市街化区域田等	総額	13,980,984	93.5	13,295,528	95.1	12,108,507	91.1	11,699,158	96.6	11,203,271	95.8
	免税点未満	18,283	62.5	17,611	96.3	14,795	84.0	14,416	97.4	13,585	94.2
	免税点以上	13,962,701	93.5	13,277,917	95.1	12,093,712	91.1	11,684,742	96.6	11,189,686	95.8
	課税標準	3,751,273	98.0	3,711,405	98.9	3,508,101	94.5	3,493,645	99.6	3,386,492	96.9
畑	総額	312,084	99.6	311,485	99.8	311,416	100.0	310,376	99.7	309,350	99.7
	免税点未満	30,225	99.6	29,998	99.2	29,548	98.5	29,583	100.1	29,560	99.9
	免税点以上	281,859	99.6	281,487	99.9	281,868	100.1	280,793	99.6	279,790	99.6
	課税標準	312,084	99.6	311,485	99.8	311,342	100.0	310,307	99.7	309,286	99.7
市街化区域畑等	総額	7,565,364	94.9	7,274,519	96.2	6,880,346	94.6	6,778,471	98.5	6,657,309	98.2
	免税点未満	52,129	117.5	49,670	95.3	45,028	90.7	39,608	88.0	37,894	95.7
	免税点以上	7,513,235	94.7	7,224,849	96.2	6,835,318	94.6	6,738,863	98.6	6,619,415	98.2
	課税標準	1,908,879	103.2	1,947,004	102.0	1,930,556	99.2	1,964,552	101.8	2,014,854	102.6
宅地	総額	294,827,282	96.5	287,890,564	97.6	279,955,439	97.2	277,381,752	99.1	274,070,626	98.8
	免税点未満	1,370,825	97.8	1,288,456	94.0	1,310,395	101.7	1,312,237	100.1	1,324,778	101.0
	免税点以上	293,456,457	96.5	286,602,108	97.7	278,645,044	97.2	276,069,515	99.1	272,745,848	98.8
	課税標準	106,191,103	97.7	104,741,131	98.6	101,256,209	96.7	100,061,289	98.8	98,655,752	98.6
池沼	総額	70	100.0	70	100.0	65	92.9	65	100.0	65	100.0
	免税点未満	19	105.6	19	100.0	16	84.2	16	100.0	16	100.0
	免税点以上	51	98.1	51	100.0	49	96.1	49	100.0	49	100.0
	課税標準	70	100.0	70	100.0	65	92.9	65	100.0	65	100.0
山林	総額	947,339	99.9	948,242	100.1	947,814	100.0	949,356	100.2	950,207	100.1
	免税点未満	95,646	100.6	96,533	100.9	94,868	98.3	95,098	100.2	94,020	98.9
	免税点以上	851,693	99.8	851,709	100.0	852,946	100.1	854,258	100.2	856,187	100.2
	課税標準	947,339	99.9	948,242	100.1	947,810	100.0	949,353	100.2	950,204	100.1
牧場	総額	547	100.0	547	100.0	547	100.0	547	100.0	547	100.0
	免税点未満	0	0.0	0	0.0	0	0.0	0	0.0	0	0.0
	免税点以上	547	100.0	547	100.0	547	100.0	547	100.0	547	100.0
	課税標準	480	106.2	507	105.6	534	105.3	547	102.4	547	100.0
原野	総額	11,908	100.1	11,914	100.1	11,250	94.4	11,270	100.2	11,304	100.3
	免税点未満	1,803	100.5	1,824	101.2	1,814	99.5	1,798	99.1	1,805	100.4
	免税点以上	10,105	100.0	10,090	99.9	9,436	93.5	9,472	100.4	9,499	100.3
	課税標準	11,908	100.1	11,914	100.1	11,250	94.4	11,270	100.2	11,304	100.3
雑種地	総額	17,329,953	96.1	17,063,818	98.5	17,020,201	99.7	16,520,556	97.1	16,491,278	99.8
	免税点未満	29,062	99.9	29,425	101.2	29,497	100.2	30,461	103.3	30,509	100.2
	免税点以上	17,300,891	96.1	17,034,393	98.5	16,990,704	99.7	16,490,095	97.1	16,460,769	99.8
	課税標準	11,894,624	96.8	11,757,873	98.9	11,708,490	99.6	11,371,718	97.1	11,355,609	99.9
その他	総額	0	0.0	0	0.0	0	0.0	0	0.0		0.0
	免税点未満	0	0.0	0	0.0	0	0.0	0	0.0		0.0
	免税点以上	0	0.0	0	0.0	0	0.0	0	0.0		0.0
	課税標準	0	0.0	0	0.0	0	0.0	0	0.0		0.0
合計	総額	336,216,982	96.3	328,036,138	97.6	318,472,426	97.1	314,889,581	98.9	310,922,939	98.7
	免税点未満	1,658,846	97.9	1,574,582	94.9	1,586,201	100.7	1,582,787	99.8	1,591,685	100.6
	免税点以上	334,558,136	96.3	326,461,556	97.6	316,886,225	97.1	313,306,794	98.9	309,331,254	98.7
	課税標準	126,259,211	97.7	124,669,082	98.7	120,911,193	97.0	119,400,772	98.8	117,910,602	98.8

概要調書より

(3)地目別平均価格の年度別推移

(単位:円/㎡、%)

年度 区分		平成25年度		平成26年度		平成27年度		平成28年度		平成29年度	
		前年度比	前年度比	前年度比	前年度比	前年度比	前年度比	前年度比	前年度比		
田	平均価格	95	100.0	95	100.0	96	101.1	96	100.0	96	100.0
	最高価格	189	100.0	189	100.0	189	100.0	189	100.0	189	100.0
市街化区域田等	平均価格	11,911	95.5	11,427	95.9	10,755	94.1	10,575	98.3	10,291	97.3
	最高価格	48,052	97.9	47,547	98.9	43,740	92.0	41,952	95.9	40,814	97.3
畑	平均価格	46	100.0	46	100.0	46	100.0	46	100.0	46	100.0
	最高価格	163	100.0	163	100.0	163	100.0	163	100.0	163	100.0
市街化区域畑等	平均価格	14,773	95.3	14,236	96.4	13,496	94.8	13,300	98.5	13,077	98.3
	最高価格	43,208	95.8	42,891	99.3	42,164	98.3	41,276	97.9	40,840	98.9
宅地	平均価格	23,524	96.4	22,957	97.6	22,336	97.3	22,083	98.9	21,779	98.6
	最高価格	89,914	96.0	89,464	99.5	89,208	99.7	89,208	100.0	89,208	100.0
池沼	平均価格	10	100.0	10	100.0	9	90.0	9	100.0	9	100.0
	最高価格	74	100.0	74	100.0	74	100.0	74	100.0	74	100.0
山林	平均価格	15	100.0	15	100.0	15	100.0	15	100.0	15	100.0
	最高価格	66	100.0	66	100.0	66	100.0	66	100.0	66	100.0
牧場	平均価格	28	100.0	28	100.0	28	100.0	28	100.0	28	100.0
	最高価格	28	100.0	28	100.0	28	100.0	28	100.0	28	100.0
原野	平均価格	8	100.0	8	100.0	7	87.5	7	100.0	7	100.0
	最高価格	60	100.0	60	100.0	60	100.0	60	100.0	60	100.0
雑種地	平均価格	6,769	95.8	6,612	97.7	6,481	98.0	6,305	97.3	6,261	99.3
	最高価格	60,292	98.0	59,689	99.0	68,093	114.1	68,093	100.0	68,093	100.0
その他	平均価格	0	0.0	0	0.0	0	0.0	0	0.0	0	0.0
	最高価格	0	0.0	0	0.0	0	0.0	0	0.0	0	0.0
平均価格		3,353	96.4	3,271	97.6	3,177	97.1	3,142	98.9	3,104	98.8

概要調書より

5. 家屋に関する調

(1)棟数・床面積・決定価格の年度別推移

年度 区分		平成25年度		平成26年度		平成27年度		平成28年度		平成29年度		
			前年度比		前年度比		前年度比		前年度比		前年度比	
棟数	木造	総数	44,718	99.8	40,465	90.5	40,393	99.8	40,351	99.9	40,338	100.0
		免税点未満	4,451	97.8	4,344	97.6	4,277	98.5	4,171	97.5	4,108	98.5
		免税点以上	40,267	100.1	36,121	89.7	36,116	100.0	36,180	100.2	36,230	100.1
	非木造	総数	8,329	100.8	7,711	92.6	7,760	100.6	7,794	100.4	7,827	100.4
		免税点未満	59	107.3	55	93.2	61	110.9	59	96.7	55	93.2
		免税点以上	8,270	100.7	7,656	92.6	7,699	100.6	7,735	100.5	7,772	100.5
	合計	総数	53,047	100.0	48,176	90.8	48,153	100.0	48,145	100.0	48,165	100.0
		免税点未満	4,510	97.9	4,399	97.5	4,338	98.6	4,230	97.5	4,163	98.4
		免税点以上	48,537	100.2	43,777	90.2	43,815	100.1	43,915	100.2	44,002	100.2
床面積(㎡)	木造	総床面積	3,853,165	100.1	3,859,071	100.2	3,862,739	100.1	3,868,522	100.1	3,872,231	100.1
		免税点未満	247,404	97.8	244,775	98.9	241,556	98.7	234,842	97.2	231,545	98.6
		免税点以上	3,605,761	100.3	3,614,296	100.2	3,621,183	100.2	3,633,680	100.3	3,640,686	100.2
	非木造	総床面積	2,388,559	100.4	2,382,479	99.7	2,390,221	100.3	2,399,970	100.4	2,410,836	100.5
		免税点未満	1,919	104.4	1,865	97.2	2,070	111.0	2,053	99.2	1,912	93.1
		免税点以上	2,386,640	100.4	2,380,614	99.7	2,388,151	100.3	2,397,917	100.4	2,408,924	100.5
	合計	総床面積	6,241,724	100.2	6,241,550	100.0	6,252,960	100.2	6,268,492	100.2	6,283,067	100.2
		免税点未満	249,323	97.8	246,640	98.9	243,626	98.8	236,895	97.2	233,457	98.5
		免税点以上	5,992,401	100.3	5,994,910	100.0	6,009,334	100.2	6,031,597	100.4	6,049,610	100.3
決定価格(千円)	木造	総数	51,404,536	103.4	52,994,927	103.1	51,100,018	96.4	52,621,630	103.0	54,049,960	102.7
		免税点未満	315,539	97.7	311,730	98.8	308,552	99.0	300,315	97.3	295,025	98.2
		免税点以上	51,088,997	103.4	52,683,197	103.1	50,791,466	96.4	52,321,315	103.0	53,754,935	102.7
	非木造	総数	87,876,057	102.6	88,200,249	100.4	84,999,648	96.4	86,040,218	101.2	86,840,388	100.9
		免税点未満	7,615	105.0	7,709	101.2	8,300	107.7	8,122	97.9	7,595	93.5
		免税点以上	87,868,442	102.6	88,192,540	100.4	84,991,348	96.4	86,032,096	101.2	86,832,793	100.9
	合計	総数	139,280,593	102.9	141,195,176	101.4	136,099,666	96.4	138,661,848	101.9	140,890,348	101.6
		免税点未満	323,154	97.9	319,439	98.9	316,852	99.2	308,437	97.3	302,620	98.1
		免税点以上	138,957,439	102.9	140,875,737	101.4	135,782,814	96.4	138,353,411	101.9	140,587,728	101.6
単位当りの価格(円)	木造	総額(イ)	13,341	103.2	13,733	102.9	13,229	96.3	13,603	102.8	13,958	102.6
		免税点未満	1,275	99.9	1,274	99.9	1,277	100.2	1,279	100.2	1,274	99.6
		免税点以上	14,169	103.1	14,576	102.9	14,026	96.2	14,399	102.7	14,765	102.5
	非木造	総額(イ)	36,790	102.2	37,020	100.6	35,561	96.1	35,851	100.8	36,021	100.5
		免税点未満	3,968	100.7	4,134	104.2	4,010	97.0	3,956	98.7	3,972	100.4
		免税点以上	36,817	102.2	37,046	100.6	35,589	96.1	35,878	100.8	36,046	100.5
	合計	総額	22,314	102.6	22,622	101.4	21,766	96.2	22,120	101.6	22,424	101.4
		免税点	1,296	100.1	1,295	99.9	1,301	100.5	1,302	100.1	1,296	99.5
		免税点以上	23,189	102.6	23,499	101.3	22,595	96.2	22,938	101.5	23,239	101.3
提示平均価格(円)	木造	提示平均価格(ロ)	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
		(イ)/(ロ)	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
	非木造	提示平均価格(ロ)	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
		(イ)/(ロ)	-	-	-	-	-	-	-	-	-	

概要調書より

(2) 新增築家屋に関する調

(ア) 棟数の年度別推移

(単位:棟、%)

区分		年度		平成25年度		平成26年度		平成27年度		平成28年度		平成29年度	
				前年度比		前年度比		前年度比		前年度比		前年度比	
木造	新增築分	271	102.3	271	100.0	237	87.5	243	102.5	234	96.3		
	減失分	347	112.3	330	95.1	301	91.2	296	98.3	272	91.9		
	差引増減分	△76	-	△59	-	△64	-	△53	-	△38	-		
非木造	新增築分	79	106.8	67	84.8	84	125.4	77	91.7	53	68.8		
	減失分	68	113.3	74	108.8	48	64.9	56	116.7	31	55.4		
	差引増減分	11	-	▲7	-	36	-	21	-	22	-		
合計	新增築分	350	103.2	338	96.6	321	95.0	320	99.7	287	89.7		
	減失分	415	112.5	404	97.3	349	86.4	352	100.9	303	86.1		
	差引増減分	△65	-	△66	-	△28	-	△32	-	△16	-		

概要調書より

(イ) 床面積の年度別推移

(単位:m²、%)

区分		年度		平成25年度		平成26年度		平成27年度		平成28年度		平成29年度	
				前年度比		前年度比		前年度比		前年度比		前年度比	
木造	新增築分	31,616	103.6	29,570	93.5	26,599	90.0	27,881	104.8	26,503	95.1		
	減失分	25,471	115.0	22,848	89.7	21,694	94.9	21,397	98.6	22,372	104.6		
	差引増減分	6,145	-	6,722	-	4,905	-	6,484	-	4,131	-		
非木造	新增築分	29,584	258.9	23,560	79.6	21,075	89.5	16,202	76.9	10,252	63.3		
	減失分	20,134	130.3	21,500	106.8	10,943	50.9	6,601	60.3	4,135	62.6		
	差引増減分	9,450	-	2,060	-	10,132	-	9,601	-	6,117	-		
合計	新增築分	61,200	145.9	53,130	86.8	47,674	89.7	44,083	92.5	36,755	83.4		
	減失分	45,605	121.3	44,348	97.2	32,637	73.6	27,998	85.8	26,507	94.7		
	差引増減分	15,595	-	8,782	-	15,037	-	16,085	-	10,248	-		

概要調書より

(ウ) 評価額の年度別推移

(単位:千円、%)

区分		年度		平成25年度		平成26年度		平成27年度		平成28年度		平成29年度	
				前年度比		前年度比		前年度比		前年度比		前年度比	
木造	新增築分	1,784,586	103.4	1,691,026	94.8	1,573,287	93.0	1,631,023	103.7	1,549,879	95.0		
	減失分	101,833	96.9	98,780	97.0	106,191	107.5	112,685	106.1	120,063	106.5		
	差引増減分	1,682,753	-	1,592,246	-	1,467,096	-	1,518,338	-	1,429,816	-		
非木造	新增築分	2,556,890	318.2	1,320,741	51.7	1,374,029	104.0	1,201,483	87.4	733,249	61.0		
	減失分	317,733	118.2	727,580	229.0	335,050	46.0	161,564	48.2	147,839	91.5		
	差引増減分	2,239,157	-	593,161	-	1,038,979	-	1,039,919	-	585,410	-		
合計	新增築分	4,341,476	171.6	3,011,767	69.4	2,947,316	97.9	2,832,506	96.1	2,283,128	80.6		
	減失分	419,566	112.2	826,360	197.0	441,241	53.4	274,249	62.2	267,902	97.7		
	差引増減分	3,921,910	-	2,185,407	-	2,506,075	-	2,558,257	-	2,015,226	-		

概要調書より

(3)新築住宅に対する軽減税額の年度別推移

(単位:棟、㎡、千円、%)

区分		年度		平成25年度		平成26年度		平成27年度		平成28年度		平成29年度	
		戸数	床面積	前年度比	前年度比	前年度比	前年度比	前年度比	前年度比	前年度比	前年度比		
対項 すの法 る規附 軽減則 に第 税よ1 額る5 新条 築の 住宅 第6 に第 1	戸数	699	92.5	665	95.1	714	107.4	705	98.7	711	100.9		
	床面積	65,478	91.3	64,087	97.9	66,282	103.4	64,274	97.0	64,447	100.3		
	軽減税額(A)	30,253	95.2	30,514	100.9	31,480	103.2	31,832	101.1	32,069	100.7		
す(項 る中法 軽減高規 税層附 耐定第 税に1 額火よ 建5 築新条 物築の)住6 に宅第 対2	戸数	153	91.1	15	9.8	18	120.0	45	250.0	54	120.0		
	床面積	13,453	94.1	1,392	10.3	1,480	106.3	2,866	193.6	3,085	107.6		
	軽減税額(B)	10,309	95.5	756	7.3	799	105.7	1,834	229.5	2,060	112.3		
良項 住宅法 に規附 対に則 すよ第 るる1 軽減5 税新条 長築の 期7 優第 1	戸数	261	141.1	347	133.0	399	115.0	380	95.2	338	88.9		
	床面積	29,844	141.6	39,422	132.1	45,133	114.5	42,839	94.9	38,111	89.0		
	軽減税額(A)	14,518	142.0	19,322	133.1	21,054	109.0	20,671	98.2	19,025	92.0		
物良項)住宅法 に規附 対(定則 す中第 る高よ1 軽減層5 税新条 耐築の 税火築 額建長 期7 優第 2	戸数	1	100.0	2	200.0	2	100.0	3	150.0	3	100.0		
	床面積	120	100.0	240	200.0	240	100.0	346	144.2	345	99.7		
	軽減税額(B)	74	100.0	122	164.9	114	93.4	160	140.4	160	100.0		
軽減税額合計 (A)+(B) (千円)		55,154	104.3	50,714	91.9	53,447	105.4	54,497	102.0	53,314	97.8		

※地方税法附則第15条の7の規定による、新築長期優良住宅に対する税額軽減は平成22年度より。

概要調書より

6. 償却資産の決定価格の年度別推移

(単位:千円、%)

年度 区分		平成25年度		平成26年度		平成27年度		平成28年度		平成29年度			
		前年度比		前年度比		前年度比		前年度比		前年度比			
市長決定分	構築物	決定価格	8,029,896	100.0	8,712,935	108.5	8,198,956	94.1	8,351,868	101.9	8,359,971	100.1	
		課税標準	7,974,374	100.3	8,640,995	108.4	8,137,845	94.2	8,300,867	102.0	8,300,579	100.0	
	機械及び装置	決定価格	17,886,401	94.7	17,375,449	97.1	17,401,481	100.1	18,300,470	105.2	17,907,173	97.9	
		課税標準	17,589,281	94.7	17,087,663	97.1	17,088,686	100.0	17,825,268	104.3	17,529,457	98.3	
	船舶	決定価格	287,759	276.9	326,500	113.5	246,005	75.3	261,533	106.3	312,942	119.7	
		課税標準	162,896	243.9	196,434	120.6	154,986	78.9	155,294	100.2	202,448	130.4	
	車両運搬具	決定価格	247,063	91.8	211,724	85.7	305,199	144.1	339,172	111.1	350,189	103.2	
		課税標準	247,063	91.8	211,724	85.7	305,199	144.1	339,172	111.1	350,189	103.2	
	工具・器具・備品	決定価格	4,296,099	98.7	4,713,743	109.7	4,527,187	96.0	5,921,529	130.8	5,179,532	87.5	
		課税標準	4,295,424	98.8	4,707,771	109.6	4,522,265	96.1	5,919,940	130.9	5,178,665	87.5	
	小計	決定価格	30,747,218	97.1	31,340,351	101.9	30,678,828	97.9	33,174,572	108.1	32,109,807	96.8	
		課税標準	30,269,038	97.0	30,844,587	101.9	30,208,981	97.9	32,540,541	107.7	31,561,338	97.0	
	法389条関係	総務大臣配分	決定価格	217,593,796	88.2	196,789,539	90.4	175,364,613	89.1	157,572,385	89.9	144,434,849	91.7
			課税標準	203,392,776	88.3	180,888,373	88.9	164,022,870	90.7	148,092,969	90.3	134,310,888	90.7
知事配分		決定価格	0	0.0	0	0.0	0	0.0	0	0.0	0	0.0	
		課税標準	0	0.0	0	0.0	0	0.0	0	0.0	0	0.0	
小計	決定価格	217,593,796	88.2	196,789,539	90.4	175,364,613	89.1	157,572,385	89.9	144,434,849	91.7		
	課税標準	203,392,776	88.3	180,888,373	88.9	164,022,870	90.7	148,092,969	90.3	134,310,888	90.7		
合計	決定価格	248,341,014	89.2	228,129,890	91.9	206,043,441	90.3	190,746,957	92.6	176,544,656	92.6		
	課税標準	233,661,814	89.3	211,732,960	90.6	194,231,851	91.7	180,633,510	93.0	165,872,226	91.8		

概要調書より

7. 国有資産等所在市町村交付金及び納付金に関する調

(1) 資産別交付金及び納付金の年度別推移

(単位:千円、%)

区分	年度	平成25年度		平成26年度		平成27年度		平成28年度		平成29年度	
		前年度比	前年度比	前年度比	前年度比	前年度比	前年度比	前年度比	前年度比		
台帳価格	土地	7,934,607	101.4	7,552,710	95.2	7,556,963	100.1	5,810,771	76.9	5,421,989	93.3
	家屋	9,535,338	97.3	9,298,596	97.5	9,199,027	98.9	8,690,347	94.5	8,093,915	93.1
	資償 資産却	210,418	83.7	181,142	86.1	157,203	86.8	114,239	72.7	92,162	80.7
	合計	17,680,363	98.9	17,032,448	96.3	16,913,193	99.3	14,615,357	86.4	13,608,066	93.1
算定標準額		5,988,751	101.6	5,879,986	98.2	5,785,840	98.4	5,121,128	88.5	4,777,597	93.3
調定額		83,842	101.6	82,319	98.2	81,001	98.4	71,695	88.5	66,886	93.3

(2) 機関別交付金の年度別推移

(単位:千円、%)

区分	年度	平成25年度		平成26年度		平成27年度		平成28年度		平成29年度		
		前年度比										
交付金	国	件数	7	100.0	7	100.0	7	100.0	7	100.0	7	100.0
		金額	43,387	94.5	41,975	96.7	39,974	95.2	31,020	77.6	26,299	84.8
	京都府	件数	2	200.0	2	100.0	2	100.0	2	100.0	2	100.0
		金額	40,455	110.6	40,344	99.7	41,027	101.7	40,675	99.1	40,587	99.8
	合計	件数	9	112.5	9	100.0	9	100.0	9	100.0	9	100.0
		金額	83,842	101.6	82,319	98.2	81,001	98.4	71,695	88.5	66,886	93.3

税務課調

8. 固定資産評価審査状況等の年度別推移

(単位:人、件、筆、棟)

区分		年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度
閲覧(縦覧)者数※	土地		4	3	3	1	7
	家屋		1	1	0	0	0
	償却		0	0	0	0	0
	合計 (内実人数)		5 (4)	4 (4)	3 (3)	1 (1)	7 (7)
審査申出件数	受理	土地	0	0	2	0	1
		家屋	0	0	0	0	0
		償却	0	0	0	0	0
		計	0	0	2	0	1
	(取下げ)	土地	0	0	0	0	0
		家屋	0	0	0	0	0
		償却	0	0	0	0	0
		計	0	0	0	0	0
	合計	土地	0	0	2	0	1
		家屋	0	0	0	0	0
		償却	0	0	0	0	0
		計	0	0	2	0	1
審査決定件数	却下件数	土地	0	0	0	0	1
		家屋	0	0	0	0	0
		償却	0	0	0	0	0
		計	0	0	0	0	1
	棄却件数	土地	0	0	2	0	0
		家屋	0	0	0	0	0
		償却	0	0	0	0	0
		計	0	0	2	0	0
	認容件数	土地	0	0	0	0	0
		家屋	0	0	0	0	0
		償却	0	0	0	0	0
		計	0	0	0	0	0
	合計	土地	0	0	2	0	1
		家屋	0	0	0	0	0
		償却	0	0	0	0	0
		計	0	0	2	0	1

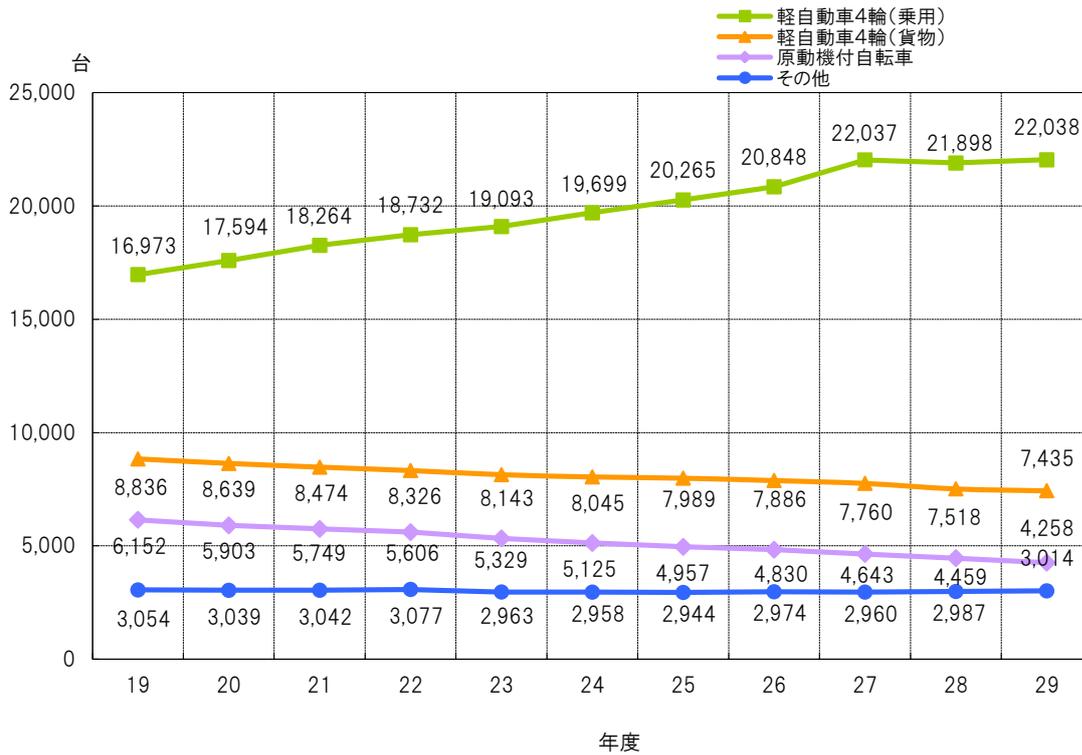
※平成21年度からは名寄帳発行分を含みません。

税務課調

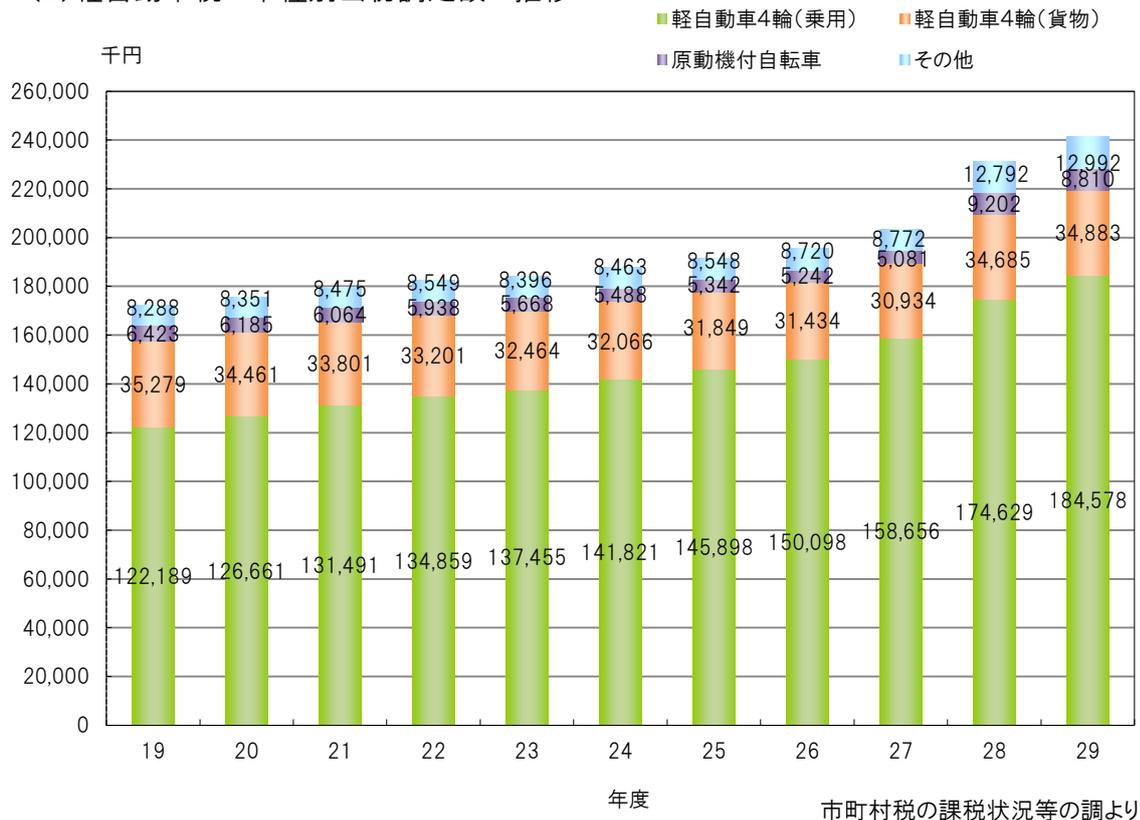
IV. その他の市税

1. 軽自動車税関係グラフ

(1) 軽自動車税の車種別課税台数の推移



(2) 軽自動車税の車種別当初調定額の推移



市町村税の課税状況等の調より

2. 軽自動車税の車種別課税台数の年度別推移

(単位:台、%)

区分 車種		平成25年度		平成26年度		平成27年度		平成28年度		平成29年度		
			前年度比									
原動機付自転車	50cc以下	4,113	95.8	3,961	96.3	3,736	94.3	3,542	94.8	3,326	93.9	
	50cc超 90cc以下	391	94.4	380	97.2	370	97.4	363	98.1	353	97.2	
	90cc超 125cc以下	414	108.4	442	106.8	491	111.1	506	103.1	531	104.9	
	ミ ニ カ ー	39	114.7	47	120.5	46	97.9	48	104.3	48	100.0	
	小 計	4,957	96.7	4,830	97.4	4,643	96.1	4,459	96.0	4,258	95.5	
軽自動車	二 輪 車	823	99.0	832	101.1	833	100.1	840	100.8	877	104.4	
	三 輪 車	3	100.0	3	100.0	3	100.0	4	133.3	3	75.0	
	四 輪 車	乗用	6	85.7	5	83.3	6	120.0	6	100.0	7	116.7
		自家用	20,259	102.9	20,843	102.9	22,031	105.7	21,892	99.4	22,031	100.6
	貨物	営業用	107	93.9	110	102.8	106	96.4	103	97.2	99	96.1
		自家用	7,882	99.4	7,776	98.7	7,654	98.4	7,415	96.9	7,336	98.9
	小 計	29,080	101.8	29,569	101.7	30,633	103.6	30,260	98.8	30,353	100.3	
小型特殊自動車	農 耕 用	863	94.8	839	97.2	797	95.0	770	96.6	739	96.0	
	特 殊 作 業 用	233	109.9	246	105.6	259	105.3	273	105.4	271	99.3	
	小 計	1,096	97.7	1,085	99.0	1,056	97.3	1,043	98.8	1,010	96.8	
二輪の小型自動車		1,022	102.0	1,054	103.1	1,068	101.3	1,100	103.0	1,124	102.2	
合 計		36,155	100.9	36,538	101.1	37,400	102.4	36,862	98.6	36,745	99.7	

市町村税の課税状況等の調より

3. 軽自動車税の車種別当初調定額の年度別推移

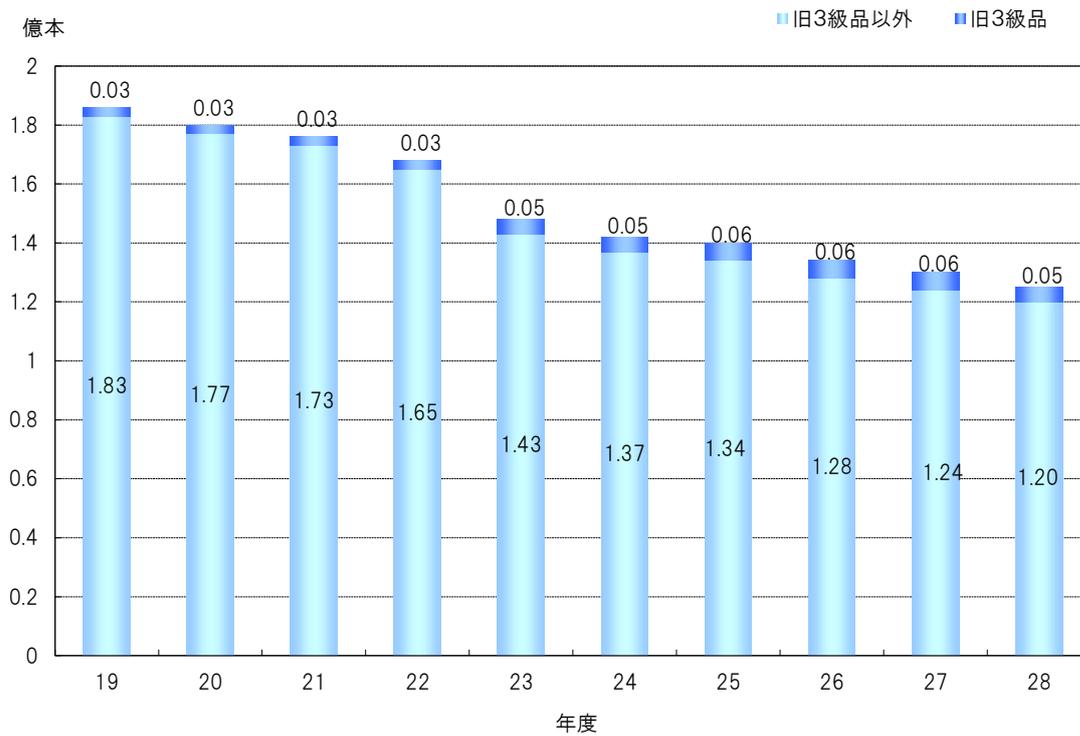
(単位:千円、%)

分 車種	区	平成25年度		平成26年度		平成27年度		平成28年度		平成29年度			
			前年度比										
原動機付自転車	50cc以下	4,113	95.8	3,961	96.3	3,736	94.3	7,084	189.6	6,652	93.9		
	50cc超 90cc以下	469	94.4	456	97.2	444	97.4	726	163.5	706	97.2		
	90cc超 125cc以下	662	108.3	707	106.8	786	111.2	1,214	154.5	1,274	104.9		
	ミ ニ カ ー	98	115.3	118	120.4	115	97.5	178	154.8	178	100.0		
	小 計	5,342	97.3	5,242	98.1	5,081	96.9	9,202	181.1	8,810	95.7		
軽自動車	二 輪 車	1,975	99.0	1,997	101.1	1,999	100.1	3,024	151.3	3,157	104.4		
	三 輪 車	9	100.0	9	100.0	9	100.0	18	200.0	14	77.8		
	四 輪 車	乗 用	営業用	33	84.6	28	84.8	33	117.9	35	106.1	38	108.6
			自家用	145,865	102.9	150,070	102.9	158,623	105.7	174,594	110.1	184,540	105.7
	貨 物	営業用	321	93.9	330	102.8	318	96.4	327	102.8	317	96.9	
		自家用	31,528	99.4	31,104	98.7	30,616	98.4	34,358	112.2	34,566	100.6	
小 計		179,731	102.2	183,538	102.1	191,598	104.4	212,356	110.8	222,632	104.8		
小型特殊自動車	農 耕 用	1,381	94.8	1,342	97.2	1,275	95.0	1,540	120.8	1,478	96.0		
	特 殊 作 業 用	1,095	109.9	1,156	105.6	1,217	105.3	1,610	132.3	1,599	99.3		
	小 計	2,476	101.0	2,498	100.9	2,492	99.8	3,150	126.4	3,077	97.7		
二輪の小型自動車		4,088	102.0	4,216	103.1	4,272	101.3	6,600	154.5	6,744	102.2		
合 計		191,637	102.0	195,494	102.5	203,443	104.1	231,308	113.7	241,263	104.3		

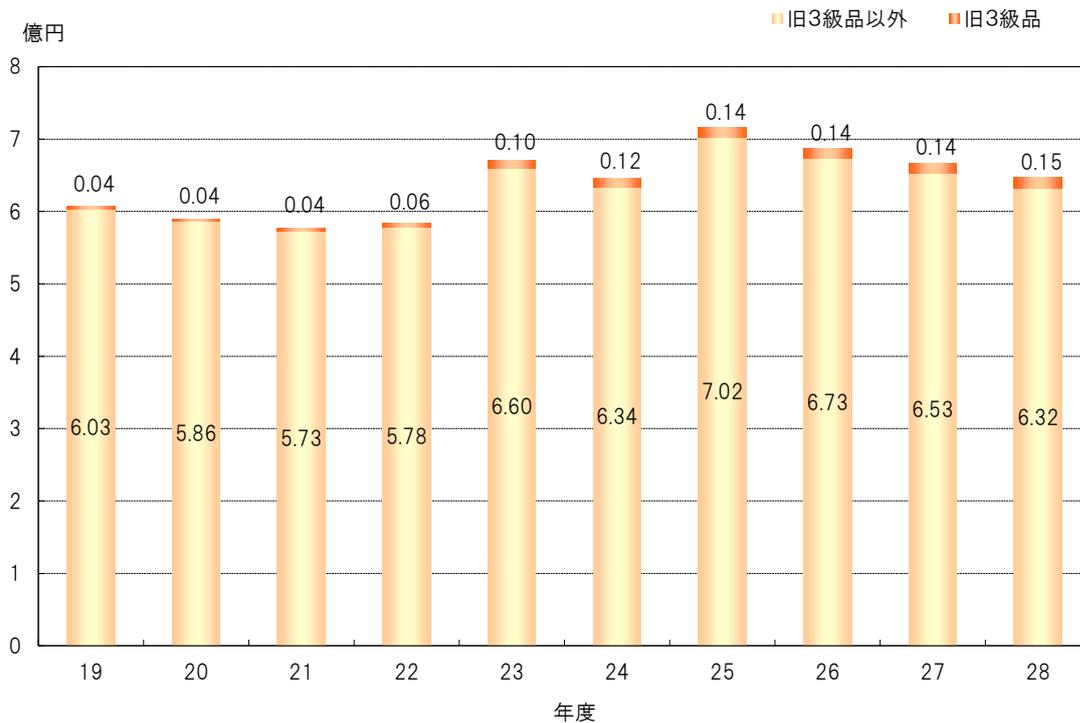
市町村税の課税状況等の調より

4. 市たばこ税関係グラフ

(1) 売渡本数の推移



(2) 調定額(決算額)の推移



5. 市たばこ税の年度別推移

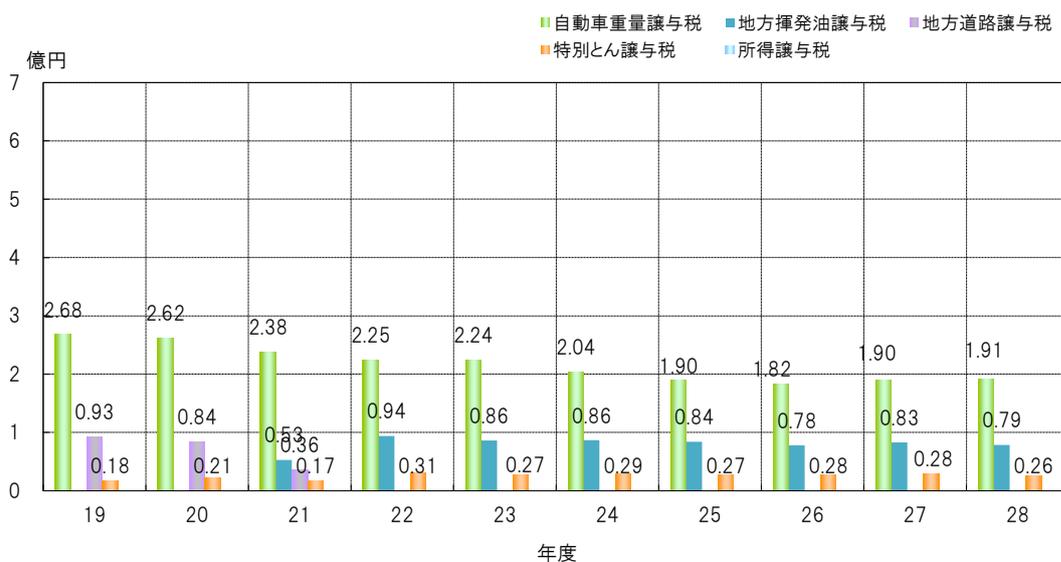
(単位:円、本、%)

項目		年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度
旧3級品以外	売渡本数		137,306,443	134,794,737	127,812,752	124,090,955	120,073,791
	前年対比		95.8	98.2	94.8	97.1	96.8
	調定額		634,081,146	702,062,867	672,550,700	652,966,606	631,828,290
	前年対比		96.1	110.7	95.8	97.1	96.8
旧3級品	売渡本数		5,252,200	5,743,460	5,761,940	5,681,940	5,172,640
	前年対比		115.1	109.4	100.3	98.6	91.0
	調定額		11,502,320	14,191,629	14,376,039	14,176,443	14,918,337
	前年対比		115.2	123.4	101.3	98.6	105.2
合計	売渡本数		142,558,643	140,538,197	133,574,692	129,772,895	125,246,431
	前年対比		96.4	98.6	95.0	97.2	96.5
	調定額		645,583,466	716,254,496	686,926,739	667,143,049	646,746,627
	前年対比		96.4	110.9	95.9	97.1	96.9
税率	旧3級品以外		平成22年10月分より 4,618円/1,000本	平成25年4月分より 5,262円/1,000本			
	旧3級品		平成22年10月分より 2,190円/1,000本	平成25年4月分より 2,495円/1,000本		平成28年4月分より 2,925円/1,000本	

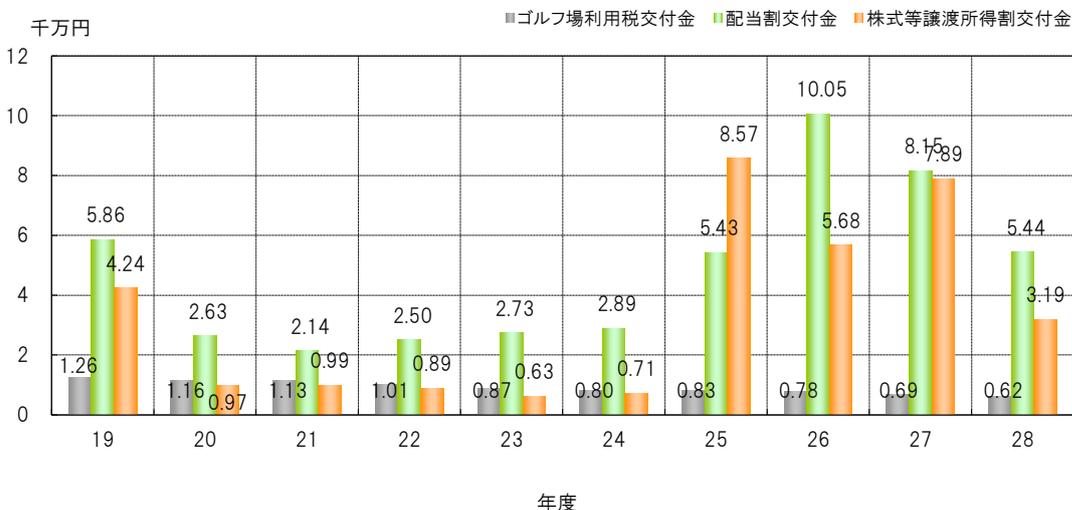
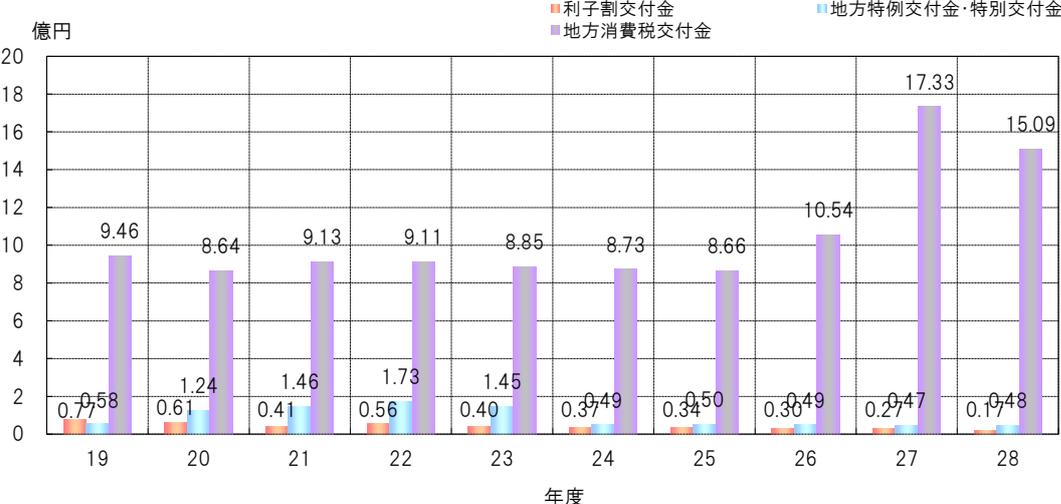
V. 譲与税・交付金

1. 地方譲与税・交付金関係グラフ

(1) 地方譲与税の推移



(2) 交付金の推移



2. 地方譲与税の年度別推移

(単位:千円、%)

年度 区分	年	平成24年度		平成25年度		平成26年度		平成27年度		平成28年度	
			前年度比								
自動車重量譲与税	6月譲与	63,276	100.4	54,772	86.6	50,214	91.7	53,438	106.4	52,134	97.6
	11月譲与	79,452	86.1	77,844	98.0	74,399	95.6	79,539	106.9	77,618	97.6
	3月譲与	61,319	89.6	57,531	93.8	57,765	100.4	56,895	98.5	60,923	107.1
	合計	204,047	91.2	190,147	93.2	182,378	95.9	189,872	104.1	190,675	100.4
地方揮発油譲与税	6月譲与	25,172	100.8	24,208	96.2	23,778	98.2	25,999	109.3	22,776	87.6
	11月譲与	35,324	100.0	30,838	87.3	29,922	97.0	26,260	87.8	33,279	126.7
	3月譲与	25,875	99.9	28,605	110.6	24,251	84.8	30,577	126.1	22,620	74.0
	合計	86,371	100.2	83,651	96.9	77,951	93.2	82,836	106.3	78,675	95.0
特別とん譲与税	9月譲与	12,299	104.6	12,906	104.9	10,723	83.1	14,373	134.0	10,231	71.2
	3月譲与	16,847	110.6	14,113	83.8	17,125	121.3	14,053	82.1	15,591	110.9
	合計	29,146	108.0	27,019	92.7	27,848	103.1	28,426	102.1	25,822	90.8
合計		319,564	94.8	300,817	94.1	288,177	95.8	301,134	104.5	295,172	98.0

※地方揮発油譲与税は平成21年度から。(地方道路譲与税は地方揮発油譲与税に改名)

3. 交付金の年度別推移

(単位:千円、%)

区分		年度		平成24年度		平成25年度		平成26年度		平成27年度		平成28年度	
					前年度比		前年度比		前年度比		前年度比		前年度比
利子割交付金	8月交付	17,566	87.8	15,458	88.0	14,480	93.7	13,852	95.7	5,270	38.0		
	12月交付	9,050	97.6	8,377	92.6	6,485	77.4	6,671	102.9	6,419	96.2		
	3月交付	10,446	93.4	10,586	101.3	8,961	84.6	6,960	77.7	5,040	72.4		
	合計	37,062	91.6	34,421	92.9	29,926	86.9	27,483	91.8	16,729	60.9		
配当割交付金	8月交付	9,054	92.2	10,130	111.9	17,454	172.3	17,918	102.7	15,918	88.8		
	12月交付	1,262	126.1	1,848	146.4	3,603	195.0	2,665	74.0	2,697	101.2		
	3月交付	18,583	112.5	42,284	227.5	79,490	188.0	60,928	76.6	35,767	58.7		
	合計	28,899	105.7	54,262	187.8	100,547	185.3	81,511	81.1	54,382	66.7		
株式等譲渡所得割交付金	8月交付	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-		
	12月交付	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-		
	3月交付	7,118	113.1	85,728	1204.4	56,759	66.2	78,905	139.0	31,865	40.4		
	合計	7,118	113.1	85,728	1204.4	56,759	66.2	78,905	139.0	31,865	40.4		
地方消費税交付金	6月交付	209,705	97.5	213,293	101.7	264,372	123.9	314,798	119.1	378,767	120.3		
	9月交付	276,358	98.8	288,833	104.5	314,342	108.8	697,337	221.8	487,532	69.9		
	12月交付	161,944	100.1	133,726	82.6	180,318	134.8	310,066	172.0	274,504	88.5		
	3月交付	225,228	98.5	229,940	102.1	294,991	128.3	410,975	139.3	368,580	89.7		
	合計	873,235	98.6	865,792	99.1	1,054,023	121.7	1,733,176	164.4	1,509,383	87.1		
ゴルフ場利用税交付金	8月交付	2,920	91.0	3,392	116.2	3,509	103.4	2,677	76.3	2,446	91.4		
	12月交付	3,690	95.2	3,496	94.7	3,248	92.9	3,011	92.7	2,587	85.9		
	3月交付	1,410	86.6	1,413	100.2	1,013	71.7	1,252	123.6	1,135	90.7		
	合計	8,020	92.0	8,301	103.5	7,770	93.6	6,940	89.3	6,168	88.9		
地方特別交付金	4月交付	24,491	33.5	23,893	97.6	23,937	100.2	24,508	102.4	24,551	100.2		
	9月交付	24,035	43.8	26,526	110.4	25,210	95.0	22,829	90.6	23,485	102.9		
	11月交付(追加)	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-		
	合計	48,526	33.4	50,419	103.9	49,147	97.5	47,337	96.3	48,036	101.5		

4. 地方譲与税の譲与基準

税 目 等	譲与基準及び譲与時期
自動車重量譲与税 ・昭和46年5月創設 [譲与団体] ・市町村 [使途] (平成20年度まで) ・道路に関する費用 (平成21年度以降) ・条件、制限なし	*自動車重量税の収入額の1000分の407に相当する額を自動車重量譲与税とする。 *自動車重量譲与税の2分の1を市町村の道路の延長で、他の2分の1を道路の面積であん分して譲与する。 *譲与時期 6月(2月～4月收入分)、11月(5月～9月收入分)、3月(10月～1月收入分)
特別とん譲与税 ・昭和32年4月創設 [譲与団体] ・開港所在市町村 [使途] ・条件、制限なし	*特別とん税の収入額に相当する額を特別とん譲与税とし、開港に係る港湾施設が設置されている市町村に譲与する。 *譲与時期 9月(3月～8月收入分)、3月(9月～2月收入分)
地方揮発油譲与税 ・平成21年4月創設 ※旧地方道路譲与税 [譲与団体] ・都道府県 ・市町村 [使途] ・条件、制限なし	*地方揮発油税の収入額に相当する額を地方揮発油譲与税とする。 *地方揮発油譲与税の100分の42に相当する額を、市町村の道路の延長及び面積であん分して市町村に譲与する。 (100分の58に相当する額は都道府県指定都市) *譲与時期 6月(3月～5月收入分)、11月(6月～10月收入分)、3月(11月～2月收入分)

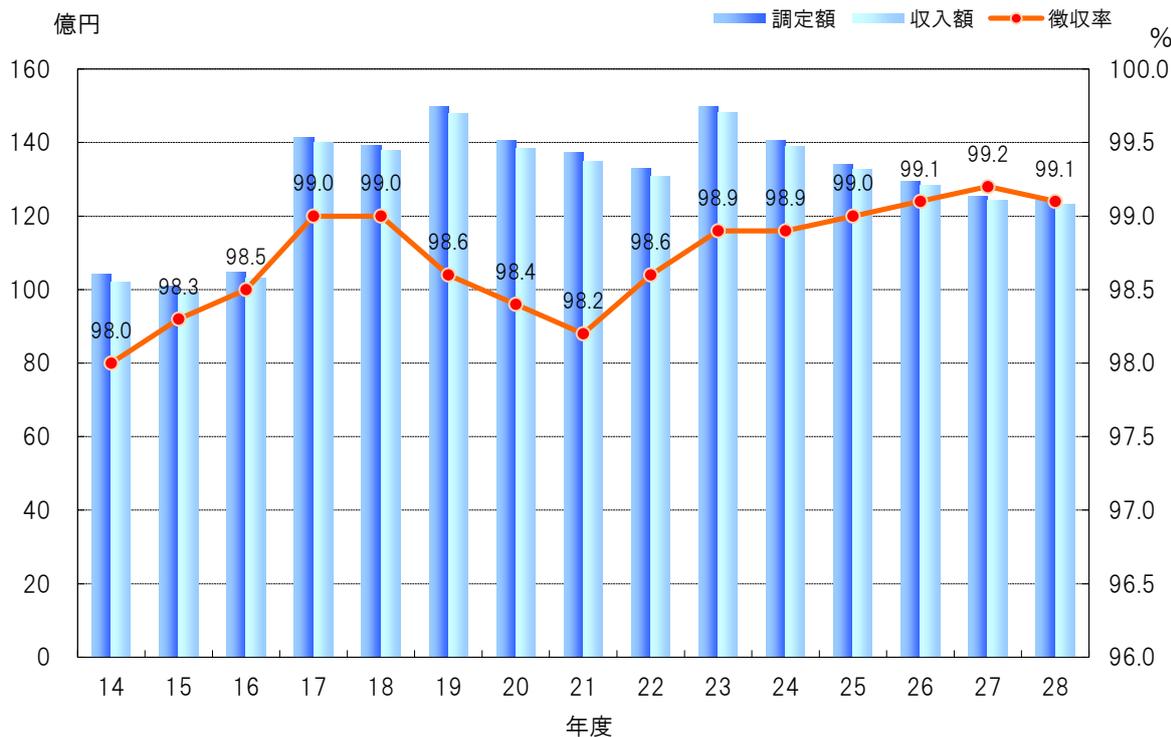
5. 交付金の交付基準

税目等	交付基準及び交付時期
利子割交付金 ・昭和63年4月創設 [交付団体] ・市町村	＊道府県に納入された利子割相当額に対し、所要の調整を行った後、政令で定める率（100分の99）を乗じて得た額の5分の3相当額を利子割交付金の総額とする。 ＊利子割交付金の総額を、当該道府県内の市町村に係る個人道府県民税の額であん分して交付する。 ＊道府県民税利子割の概要 ・課税標準 支払を受けるべき利子等の額 ・税率 100分の5 ＊交付時期 8月（前年度3月～7月收入分）、12月（8月～11月收入分）、3月（12月～2月收入分）
配当割交付金 ・平成16年1月創設 [交付団体] ・市町村	＊道府県に納入された配当割相当額に、政令で定める率（100分の99）を乗じて得た額の5分の3相当額を、配当割交付金の総額とする。 ＊配当割交付金の総額を、当該道府県内の市町村に係る個人道府県民税の額であん分して交付する。 ＊道府県民税配当割の概要 ・課税標準 支払を受けるべき特定配当等の額 ・税率 100分の5 ※H16.1.1～H25.12.31の間は、100分の3 ＊交付時期 8月（前年度3月～7月收入分）、12月（8月～11月收入分）、3月（12月～2月收入分）
株式等譲渡所得割交付金 ・平成16年1月創設 [交付団体] ・市町村	＊道府県に納入された株式譲渡所得割相当額に、政令で定める率（100分の99）を乗じて得た額の5分の3相当額を、株式譲渡所得割交付金の総額とする。 ＊株式譲渡所得割交付金の総額を、当該道府県内の市町村に係る個人道府県民税の額であん分して交付する。 ＊道府県民税株式譲渡所得割の概要 ・課税標準 支払を受けるべき特定株式譲渡所得等の額 ・税率 100分の5 ※H16.1.1～H25.12.31の間は、100分の3 ＊交付時期 3月（3月～2月收入分）
地方消費税交付金 ・平成9年4月創設 [交付団体] ・市町村	＊道府県に納付された地方消費税相当額につき、各道府県の消費に相当する額に応じて清算を行った後の金額の2分の1を地方消費税交付金の総額とする。 ＊地方消費税の概要 ・課税標準 消費税額 ・税率 平成26年3月31日まで100分の25 平成26年4月1日から63分の17 ＊交付時期 6月（2月～4月收入分）、9月（5月～7月收入分）、12月（8月～10月收入分）、3月（11月～1月收入分）
ゴルフ場利用税交付金 ・平成元年4月創設 [交付団体] ・ゴルフ場所在市町村	＊ゴルフ場所在市町村に対し、当該市町村に所在するゴルフ場に係るゴルフ場利用税の10分の7相当額を交付する。 ＊ゴルフ場利用税の概要 ・1人/日のゴルフ場の利用につき、600円～1,200円 ・利用者数は、舞鶴市と高浜町であん分する。（舞鶴市分：0.9941） ＊交付時期 8月（3月～7月收入分）、12月（8月～11月收入分）、3月（12月～2月收入分）
地方特例交付金 特別交付金 ・平成11年4月創設 [交付団体] ・都道府県 ・市町村	＊地方特例交付金 個人住民税における住宅借入金等特別税額控除の実施に伴う地方公共団体の減収を補てんするため、地方公共団体の住宅借入金等特別税額控除見込額を基礎として算定する。 ※平成24年度から、児童手当及び子ども手当特例交付金及び減収補てん特例交付金（自動車取得税交付金分）が廃止。 ＊交付時期 4月、9月

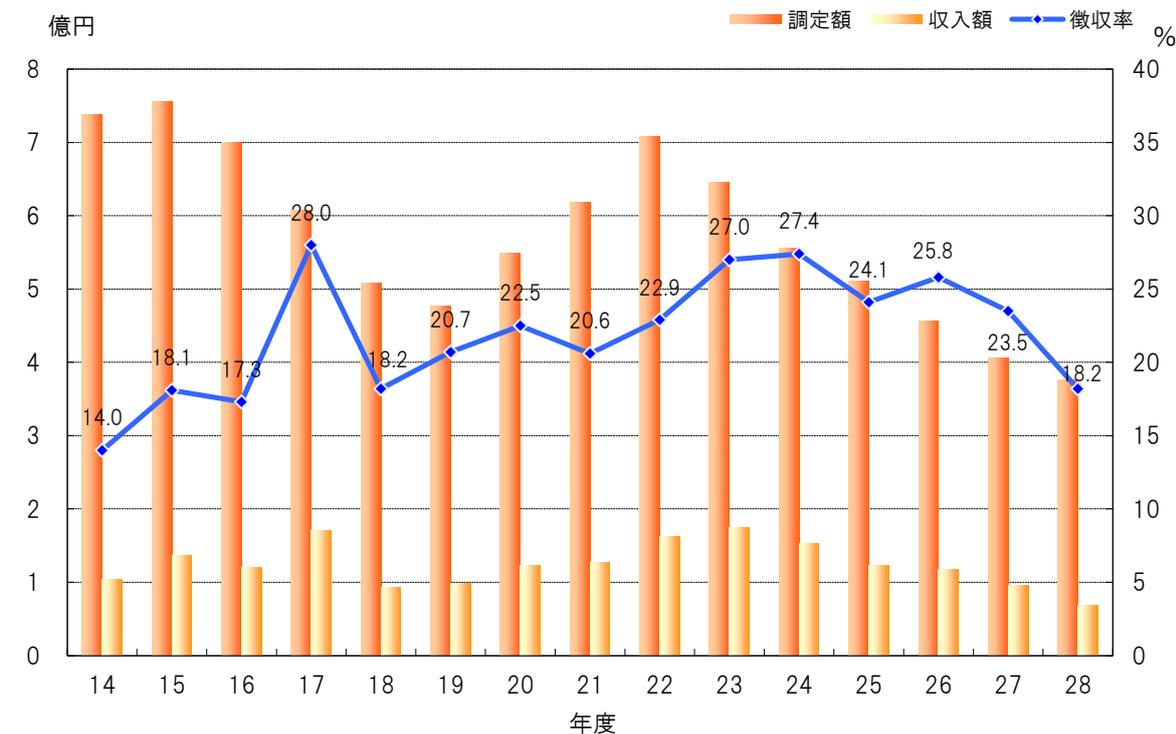
VI. 徵收關係

1. 徴収関係グラフ

(1) 市税現年課税分の調定額・収入額・徴収率の推移



(2) 市税滞納繰越分の調定額・収入額・徴収率の推移



2. 市税の収入状況の年度別推移

(1) 現年課税分

(単位:円)

区分		年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度
個人市民税	調定額		4,002,694,000	3,897,022,680	3,815,108,565	3,884,362,785	3,942,974,900
	収入額		3,935,848,164	3,845,684,406	3,772,942,238	3,846,027,446	3,900,216,870
	不納欠損額		0	117,000	6,900	170,400	190,200
	収入未済額		66,845,836	51,221,274	42,159,427	38,164,939	42,567,830
	徴収率		98.3%	98.7%	98.9%	99.0%	98.9%
法人市民税	調定額		773,506,800	591,857,700	575,752,400	542,616,500	567,359,800
	収入額		769,490,765	588,170,621	572,275,700	540,406,900	564,597,000
	不納欠損額		94,169	0	0	0	0
	収入未済額		3,921,866	3,687,079	3,476,700	2,209,600	2,762,800
	徴収率		99.5%	99.4%	99.4%	99.6%	99.5%
純固定資産税	調定額		8,350,927,800	7,922,666,000	7,584,639,700	7,152,740,900	6,966,420,500
	収入額		8,273,960,084	7,853,778,824	7,522,098,838	7,102,016,254	6,910,487,341
	不納欠損額		3,457,400	4,235,200	5,667,300	1,536,800	26,900
	収入未済額		73,510,316	64,651,976	56,873,562	49,187,846	55,906,259
	徴収率		99.1%	99.1%	99.2%	99.3%	99.2%
国有資産交付金	調定額		82,497,400	83,842,000	82,319,300	81,001,200	71,695,200
	収入額		82,497,400	83,842,000	82,319,300	81,001,200	71,695,200
	不納欠損額		0	0	0	0	0
	収入未済額		0	0	0	0	0
	徴収率		100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%
軽自動車税	調定額		187,764,100	191,817,400	195,432,800	203,451,600	232,041,200
	収入額		183,395,000	187,207,600	191,473,094	199,705,800	226,474,400
	不納欠損額		5,000	28,600	23,400	33,600	28,900
	収入未済額		4,364,100	4,581,200	3,936,306	3,712,200	5,537,900
	徴収率		97.7%	97.6%	98.0%	98.2%	97.6%
市たばこ税	調定額		645,583,466	716,254,496	686,926,739	667,143,049	646,746,627
	収入額		645,583,466	716,254,496	686,926,739	667,143,049	646,746,627
	不納欠損額		0	0	0	0	0
	収入未済額		0	0	0	0	0
	徴収率		100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%
市税計	調定額		14,042,973,566	13,403,460,276	12,940,179,504	12,531,316,034	12,427,238,227
	収入額		13,890,774,879	13,274,937,947	12,828,035,909	12,436,300,649	12,320,217,438
	不納欠損額		3,556,569	4,380,800	5,697,600	1,740,800	246,000
	収入未済額		148,642,118	124,141,529	106,445,995	93,274,585	106,774,789
	徴収率		98.9%	99.0%	99.1%	99.2%	99.1%

※特別土地保有税は掲載省略

(2)滞納繰越分

(単位:円)

区分		年度				
		平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度
個人市民税	調定額	239,838,411	230,631,415	210,276,193	177,358,639	156,623,263
	収入額	59,635,951	52,460,213	55,356,485	42,636,958	32,157,064
	不納欠損額	15,715,620	18,663,012	19,313,323	15,500,862	15,539,437
	収入未済額	164,486,840	159,508,190	135,606,385	119,220,819	108,926,762
	徴収率	24.9%	22.7%	26.3%	24.0%	20.5%
法人市民税	調定額	11,907,616	11,051,682	10,887,545	9,002,189	8,001,364
	収入額	3,697,161	3,234,450	3,287,021	2,475,581	1,482,233
	不納欠損額	1,080,639	616,766	2,088,035	734,844	550,811
	収入未済額	7,129,816	7,200,466	5,512,489	5,791,764	5,968,320
	徴収率	31.0%	29.3%	30.2%	27.5%	18.5%
純固定資産税	調定額	291,650,328	256,614,066	222,336,206	208,215,777	200,569,100
	収入額	86,148,768	64,320,690	54,924,052	47,183,368	32,228,069
	不納欠損額	20,091,010	32,513,546	15,420,939	8,179,455	18,020,492
	収入未済額	185,410,550	159,779,830	151,991,215	152,852,954	150,320,539
	徴収率	29.5%	25.1%	24.7%	22.7%	16.1%
軽自動車税	調定額	12,948,206	12,575,468	12,470,341	10,970,376	10,255,610
	収入額	3,182,457	3,210,577	3,994,732	3,051,480	2,450,244
	不納欠損額	1,503,181	1,442,950	1,441,539	1,360,286	943,500
	収入未済額	8,262,568	7,921,941	7,034,070	6,558,610	6,861,866
	徴収率	24.6%	25.5%	32.0%	27.8%	23.9%
市税計	調定額	556,344,561	510,872,631	455,970,285	405,546,981	375,449,337
	収入額	152,664,337	123,225,930	117,562,290	95,347,387	68,317,610
	不納欠損額	38,390,450	53,236,274	38,263,836	25,775,447	35,054,240
	収入未済額	365,289,774	334,410,427	300,144,159	284,424,147	272,077,487
	徴収率	27.4%	24.1%	25.8%	23.5%	18.2%

(3)合計分

(単位:円)

区分		年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度
個人市民税	調定額		4,242,532,411	4,127,654,095	4,025,384,758	4,061,721,424	4,099,598,163
	収入額		3,995,484,115	3,898,144,619	3,828,298,723	3,888,664,404	3,932,373,934
	不納欠損額		15,715,620	18,780,012	19,320,223	15,671,262	15,729,637
	収入未済額		231,332,676	210,729,464	177,765,812	157,385,758	151,494,592
	徴収率		94.2%	94.4%	95.1%	95.7%	95.9%
法人市民税	調定額		785,414,416	602,909,382	586,639,945	551,618,689	575,361,164
	収入額		773,187,926	591,405,071	575,562,721	542,882,481	566,079,233
	不納欠損額		1,174,808	616,766	2,088,035	734,844	550,811
	収入未済額		11,051,682	10,887,545	8,989,189	8,001,364	8,731,120
	徴収率		98.4%	98.1%	98.1%	98.4%	98.4%
純固定資産税	調定額		8,642,578,128	8,179,280,066	7,806,975,906	7,360,956,677	7,166,989,600
	収入額		8,360,108,852	7,918,099,514	7,577,022,890	7,149,199,622	6,942,715,410
	不納欠損額		23,548,410	36,748,746	21,088,239	9,716,255	18,047,392
	収入未済額		258,920,866	224,431,806	208,864,777	202,040,800	206,226,798
	徴収率		96.7%	96.8%	97.1%	97.1%	96.9%
国有資産交付金	調定額		82,497,400	83,842,000	82,319,300	81,001,200	71,695,200
	収入額		82,497,400	83,842,000	82,319,300	81,001,200	71,695,200
	不納欠損額		0	0	0	0	0
	収入未済額		0	0	0	0	0
	徴収率		100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%
軽自動車税	調定額		200,712,306	204,392,868	207,903,141	214,421,976	242,296,810
	収入額		186,577,457	190,418,177	195,467,826	202,757,280	228,924,644
	不納欠損額		1,508,181	1,471,550	1,464,939	1,393,886	972,400
	収入未済額		12,626,668	12,503,141	10,970,376	10,270,810	12,399,766
	徴収率		93.0%	93.2%	94.0%	94.6%	94.5%
市たばこ税	調定額		645,583,466	716,254,496	686,926,739	667,143,049	646,746,627
	収入額		645,583,466	716,254,496	686,926,739	667,143,049	646,746,627
	不納欠損額		0	0	0	0	0
	収入未済額		0	0	0	0	0
	徴収率		100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%
市税計	調定額		14,599,318,127	13,914,332,907	13,396,149,789	12,936,863,015	12,802,687,564
	収入額		14,043,439,216	13,398,163,877	12,945,598,199	12,531,648,036	12,388,535,048
	不納欠損額		41,947,019	57,617,074	43,961,436	27,516,247	35,300,240
	収入未済額		513,931,892	458,551,956	406,590,154	377,698,732	378,852,276
	徴収率		96.2%	96.3%	96.6%	96.9%	96.8%

※特別土地保有税は掲載省略

3. 口座振替利用状況の年度別推移

(単位:件、円)

区分		年度		平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度
		件数	金額					
市 府 民 税 (普 通 徴 収)	調 定	件数	50,344	48,276	42,808	41,204	40,262	
		金額	1,542,759,900	1,468,624,400	1,345,339,500	1,340,046,000	1,315,209,700	
	収 入	件数	46,912	47,179	40,186	38,825	37,833	
		金額	1,439,947,564	1,390,887,706	1,278,162,321	1,278,412,576	1,247,033,504	
	振 替	件数	13,219	12,545	8,828	8,353	8,049	
		金額	487,153,383	486,477,240	428,615,350	419,766,304	404,096,232	
	振替率 (対収入)	件数	28.2%	26.6%	22.0%	21.5%	21.3%	
		金額	33.8%	35.0%	33.5%	32.8%	32.4%	
	固 定 資 産 税	調 定	件数	131,467	131,719	131,824	131,484	131,488
			金額	8,350,927,800	7,922,666,000	7,584,639,700	7,152,740,900	6,966,420,500
収 入		件数	128,487	130,776	129,141	128,970	128,948	
		金額	8,273,960,084	7,853,778,824	7,522,098,838	7,102,016,254	6,910,487,341	
振 替		件数	64,083	64,605	48,625	48,634	48,635	
		金額	5,222,189,900	4,847,913,900	4,554,945,200	4,262,122,400	4,045,644,700	
振替率 (対収入)		件数	49.9%	49.4%	37.7%	37.7%	37.7%	
		金額	63.1%	61.7%	60.6%	60.0%	58.5%	
軽 自 動 車 税		調 定	件数	35,829	36,226	36,539	37,404	37,150
			金額	187,764,100	191,817,400	195,432,800	203,451,600	232,041,200
	収 入	件数	34,950	35,490	35,763	36,662	36,407	
		金額	183,395,000	187,207,600	191,473,094	199,705,800	226,474,400	
	振 替	件数	6,501	6,383	6,327	6,183	5,929	
		金額	29,433,300	29,180,000	29,353,400	29,144,400	32,619,900	
	振替率 (対収入)	件数	18.6%	18.0%	17.7%	16.9%	16.3%	
		金額	16.0%	15.6%	15.3%	14.6%	14.4%	
	合 計	調 定	件数	217,640	216,221	211,171	210,092	208,900
			金額	10,081,451,800	9,583,107,800	9,125,412,000	8,696,238,500	8,513,671,400
収 入		件数	210,349	213,445	205,090	204,457	203,188	
		金額	9,897,302,648	9,431,874,130	8,991,734,253	8,580,134,630	8,383,995,245	
振 替		件数	83,803	83,533	63,780	63,170	62,613	
		金額	5,738,776,583	5,363,571,140	5,012,913,950	4,711,033,104	4,482,360,832	
振替率 (対収入)		件数	39.8%	39.1%	31.1%	30.9%	30.8%	
		金額	58.0%	56.9%	55.8%	54.9%	53.5%	

4. 督促状発送件数の年度別推移

(単位:件)

区分		年度				
		平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度
(普市 通府 徴民 収税)	調定件数 A	50,344	48,276	42,808	41,204	40,262
	督促件数 B	9,695	9,447	8,630	8,107	7,835
	率 B/A	19.3%	19.6%	20.2%	19.7%	19.5%
(特市 別府 徴民 収税)	調定件数 A	25,482	26,273	26,892	28,784	29,832
	督促件数 B	482	513	582	597	687
	率 B/A	1.9%	2.0%	2.2%	2.1%	2.3%
法人 市民 税	調定件数 A	2,852	2,812	2,883	3,902	3,945
	督促件数 B	141	110	143	131	103
	率 B/A	4.9%	3.9%	5.0%	3.4%	2.6%
固定 資産 税	調定件数 A	131,467	131,719	131,824	131,484	131,488
	督促件数 B	11,222	11,232	11,535	10,855	10,807
	率 B/A	8.5%	8.5%	8.8%	8.3%	8.2%
特別 土地 保有 税	調定件数 A	-	-	-	-	-
	督促件数 B	-	-	-	-	-
	率 B/A	-	-	-	-	-
軽自 動車 税	調定件数 A	35,829	36,226	36,539	37,404	37,150
	督促件数 B	5,091	4,312	4,149	4,102	3,987
	率 B/A	14.2%	11.9%	11.4%	11.0%	10.7%
合計	調定件数 A	245,974	245,306	240,946	242,778	242,677
	督促件数 B	26,631	25,614	25,039	23,792	23,419
	率 B/A	10.8%	10.4%	10.4%	9.8%	9.7%

5. 滞納繰越分における滞納件数・金額の年度別推移

(単位:件、円、%)

年度 区分	平成24年度		平成25年度		平成26年度		平成27年度		平成28年度	
	件数	金額								
個人市民税	2,820	164,486,840	2,635	159,508,190	2,150	135,606,385	1,922	119,220,819	1,803	108,926,762
法人市民税	82	7,129,816	81	7,200,466	69	5,512,489	74	5,807,064	72	5,968,320
固定資産税	1,995	185,410,550	1,817	159,779,830	1,613	151,991,215	1,503	152,852,954	1,566	150,320,539
軽自動車税	1,392	8,262,568	1,368	7,917,941	1,227	7,034,070	1,143	6,558,610	1,200	6,861,866
合計	6,289	365,289,774	5,901	334,406,427	5,059	300,144,159	4,642	284,439,447	4,641	272,077,487
対前年比	92.0	89.7	93.8	91.5	85.7	89.8	91.8	94.8	100.0	95.7

6. 不納欠損の件数・金額の年度別推移

(単位:件、円、%)

年度 区分	平成24年度		平成25年度		平成26年度		平成27年度		平成28年度	
	件数	金額								
個人市民税	408	15,715,620	418	18,780,012	462	19,320,223	1,016	15,671,262	867	15,729,637
法人市民税	18	1,174,808	13	616,766	23	2,088,035	10	734,844	7	550,811
固定資産税	340	23,548,410	360	36,748,746	287	21,088,239	726	9,716,255	616	18,047,392
軽自動車税	238	1,508,181	235	1,471,550	271	1,464,939	295	1,393,886	203	972,400
合計	1,004	41,947,019	1,026	57,617,074	1,043	43,961,436	2,047	27,516,247	1,693	35,300,240
対前年比	92.9	59.8	102.2	137.4	101.7	76.3	196.3	62.6	82.7	128.3

7. 不納欠損理由別の件数・金額の年度別推移

(単位:件、円)

年度 区分	平成24年度		平成25年度		平成26年度		平成27年度		平成28年度	
	件数	金額								
法第15条 の7第4項	414	18,840,430	189	11,085,350	307	14,550,074	661	9,826,617	626	20,126,101
法第15条 の7第5項	45	6,706,646	141	23,279,552	91	11,783,861	114	2,656,689	84	4,330,770
法第18条 第1項	545	16,399,943	696	23,252,172	645	17,627,501	1,272	15,032,941	983	10,843,369
合計	1,004	41,947,019	1,026	57,617,074	1,043	43,961,436	2,047	27,516,247	1,693	35,300,240

※法…地方税法

8. 差押状況の年度別推移

(単位:件、円)

年度 区分	平成24年度		平成25年度		平成26年度		平成27年度		平成28年度	
	人員	税額	人員	税額	人員	税額	人員	税額	人員	税額
債権	446	115,711,745	347	231,113,605	562	143,090,235	326	100,962,312	242	54,231,261
電話加入権	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
動産・不動産	9	15,432,370	6	8,525,600	11	17,870,390	5	1,967,494	3	6,836,149
合計	455	131,144,115	353	239,639,205	573	160,960,625	331	102,929,806	245	61,067,410

9. 公売状況の年度別推移

(単位:件、円)

年度 区分	平成24年度		平成25年度		平成26年度		平成27年度		平成28年度	
	電話	公売回数	0	0	0	0	0	0	0	0
公売公告件数		0	0	0	0	0	0	0	0	
売却決定		件数	0	0	0	0	0	0	0	
		配当金額	0	0	0	0	0	0	0	
不動産	公売回数	0	0	0	0	0	0	0		
	公売公告件数	0	0	0	0	0	0	0		
	売却決定	件数	0	0	0	0	0	0		
		配当金額	0	0	0	0	0	0		

10. 交付要求等の年度別推移

(単位:件、円)

年度 区分	平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度
	交付要求等 件数	84	75	96	80
交付要求等 金額	17,025,799	114,081,977	34,911,410	22,851,435	12,821,929

11. 配当等の年度別推移

(単位:件、円)

年度 区分	平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度
	配当等件数	32	24	30	14
配当等金額	5,616,735	9,524,407	3,511,165	1,887,336	1,566,729

12. 還付状況の年度別推移

(1) 歳出還付分

(単位:件、円)

年度 区分	平成24年度		平成25年度		平成26年度		平成27年度		平成28年度	
	件数	金額								
個人市府民税	284	13,098,181	324	15,895,527	366	11,637,040	182	11,832,543	157	13,625,947
法人市民税	127	76,644,400	141	25,048,062	101	49,130,900	91	32,703,500	120	8,043,600
固定資産税	35	6,819,720	32	2,881,700	56	1,574,700	51	6,758,800	31	3,936,600
軽自動車税	7	115,300	7	65,300	8	36,300	7	21,900	5	20,500
合計	453	96,677,601	504	43,890,589	531	62,378,940	331	51,316,743	313	25,626,647

(2) 還付加算金

(単位:件、円)

年度 区分	平成24年度		平成25年度		平成26年度		平成27年度		平成28年度	
	件数	金額	件数	金額	件数	金額	件数	金額	件数	金額
還付加算金	67	2,103,900	485	4,260,800	124	1,303,500	64	679,900	48	294,900

VII. その他

1. 税務機構等

平成29年4月1日現在

		＜職員数：人＞		
		(再任用・嘱託職員含む)		
		(男)	(女)	(計)
総務部 部長	税務課			
	課長	1	0	1
	主幹	1	1	2
	市民税係	5	6	11
	資産税係	7	5	12
	納税係	2	2	4
	京都地方 税機構派遣 計	2	2	4
	18	16	34	
市民文化環境部	西支所 税務・納税係			
	税務・納税係	3	1	4
	計	3	1	4

2. 事務分掌

課名		事務分掌
税務課	市民税係	1. 個人の市・府民税の賦課及び調定に関する事 2. 市民税の証明関係事務に関する事 3. 軽自動車税、法人市民税の賦課及び調定に関する事 4. 自動車の臨時運行許可に関する事 5. 固定資産評価審査委員会に関する事 6. 課の庶務に関する事
	資産税係	1. 固定資産税(土地、家屋、償却資産)の賦課及び調定に関する事 2. 特別土地保有税に関する事 3. 固定資産課税台帳(土地、家屋、償却資産)の証明関係事務に関する事
	納税係	1. 窓口事務(市税等の収納、納税証明の発行)に関する事 2. 市税等歳入の管理に関する事 3. 市税等の収納に係る企画立案に関する事 4. 地方税機構とのデータ連携に関する事 5. 市たばこ税の賦課及び調定に関する事
西支所	税務・納税係	1. 市民税の申告受付及び証明関係事務に関する事 2. 固定資産課税台帳の証明関係事務に関する事 3. 市税等及び税外徴収金の徴収及び収納整理等の事務に関する事 4. 自動車の臨時運行許可に関する事

3. 平成29年度税率等一覧表

税目		区分	課税客体	納税義務者	賦課期日	課税標準	申告期限	徴収方法・納期
市民税	個人		<ul style="list-style-type: none"> ・市内に住所を有する個人（均等割・所得割） ・市内に住所を有しないが、事務所事業所又は家屋敷を有する個人（均等割） 		1月1日	前年中の所得金額	市府民税申告書 所得税申告書 3月15日 給与支払報告書 1月末日 公的年金等 支払報告書 1月末日	◎普通徴収 1期 6月 2期 8月 3期 10月 4期 12月 ◎特別徴収 6月～5月毎月 ◎年金特別徴収 年金徴収 4月 年金徴収 6月 年金徴収 8月 年金徴収 10月 年金徴収 12月 年金徴収 2月
	法人		<ul style="list-style-type: none"> ・市内に事務所又は事業所を有する法人（均等割・法人税割） ・市内に寮、宿泊所、クラブ、その他これらに類する施設を有する法人で、当該市内に事務所及び事業所を有しないもの（均等割） ・市内に事務所又は事務所を有する公益法人や法人でない社団などのうち、収益事業を行なうもの（均等割・法人税割） 			資本金等の金額及び市内従業員数 法人税額	申告納付 ・一般の確定申告 事業年度終了の日の翌日から2ヶ月以内 ・中間申告 事業年度開始の日から6月を経過した日から2ヶ月以内	

税 率 等	
・均等割	市民税 3,500円 府民税 2,100円
・所得割	一律10%(市民税6% 府民税4%)
《所得控除》	
・雑損控除…下記イ・ロのいずれか多い金額 イ 実質損失額－(総所得金額等の合計額×10%) ロ 実質損失額のうち災害関連支出金額－5万円	・基礎控除……………33万円 ・配偶者控除……………33万円 (老人 38万円)
・医療費控除…下記の イーロ(最高200万円) イ 支払医療費－補てん金等 ロ 10万円又は総所得金額等の合計額の5%の いずれか少ない金額	・配偶者特別控除……最高33万円 (配偶者控除と重複不可)
・社会保険料控除…全額	・扶養控除……………33万円 (特定 45万円、老人 38万円、同居老親 45万円)
・小規模企業共済等掛金控除…全額	・障害者控除…26万円 (特別障害者 30万円、同居特別障害者 53万円)
・生命保険料控除…最高 35,000円 (個人年金・介護医療保険料を含む場合 最高70,000円)	・寡婦(夫)控除…26万円 (特別寡婦 30万円)
・地震保険料控除…最高 25,000円 (旧長期のみの場合 最高 10,000円)	・勤労学生控除…26万円
・事業専従者控除…下記イ・ロのいずれか少ない金額 イ (事業所得+不動産所得+山林所得)÷(事業専従者数+1) ロ 配偶者である事業専従者は86万円、それ以外事業専従者は50万円	
・均等割	
(資本等の金額)	(従業員数)
9号 50億円超	50人超 3,600千円
8号 10億円超 ～ 50億円以下	50人超 2,100千円
7号 10億円超	50人以下 492千円
6号 1億円超 ～ 10億円以下	50人超 480千円
5号 1億円超 ～ 10億円以下	50人以下 192千円
4号 1千万円超 ～ 1億円以下	50人超 180千円
3号 1千万円超 ～ 1億円以下	50人以下 156千円
2号 1千万円以下	50人超 144千円
1号 1千万円以下	50人以下 60千円
・法人税割	12.1/100 8.4/100(H31.10.1)

3. 平成29年度税率等一覧表(つづき)

	課税客体	納税義務者	賦課期日	課税標準	申告期限	徴収方法・納期
固定資産税	固定資産 ・土地 ・家屋 ・償却資産	固定資産の所有者	1月1日	課税台帳に登録された固定資産の価格		普通徴収 1期 4月 2期 7月 3期 11月 4期 1月
交付金	国・地方公共団体所有の固定資産	国・地方公共団体	交付金 前年3月31日	算定標準額 国有財産台帳記載価格等		国・地方公共団体 6月30日
軽自動車税	・原動機付自転車 ・軽自動車及び小型特殊自動車 ・2輪の小型自動車	軽自動車等の所有者	4月1日		取得 取得の日から15日以内 ・廃車 廃車の日から30日以内 ・変更 変更の日から15日以内	普通徴収 5月31日
市たばこ税	小売販売業者への売り渡しにかかる製造たばこ	製造たばこの製造者 ・特定販売業者 ・卸売販売業者		本数	申告納付 翌月末日	
特別土地保有税	土地 ※15年度より新規の課税は停止	土地の取得者及び保有者	保有 1月1日 取得 1月1日 7月1日	取得価格	申告納付 保有 1月1日保有 5月31日 取得 1月1日前1年以内 2月末日 7月1日前1年以内 8月31日	

税 率 等																																																
1.6/100	※ 免税点	土地 30万円未満 家屋 20万円未満 償却資産 150万円未満	(課税標準)																																													
1.4/100																																																
<div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin: 10px auto; width: 80%;"> 原動機付自転車及び二輪車等の税率 </div>																																																
原動機付自転車	50cc以下 2,000円 50cc超 ~ 90cc以下 2,000円 90cc超 ~ 125cc以下 2,400円 ミニカー 3,700円	2輪の軽自動車(125cc超~250cc以下) 3,600円 小型特殊自動車 農耕用 2,000円 其他 5,900円 2輪の小型自動車(250cc超) 6,000円																																														
<div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin: 10px auto; width: 80%;"> 3輪及び4輪以上の軽自動車の税率 </div>																																																
旧税率対象	平成27年3月31日以前に登録した車両		軽課税率対象																																													
新税率対象	平成27年4月1日以降に登録した車両		平成27年4月1日~平成29年3月31日までに最初の新規検査を受けた車両で一定の環境性能を有するもの																																													
重課税率対象	最初の新規検査から13年を経過した車両																																															
	<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th></th> <th>旧税率</th> <th>新税率</th> <th>重課税率</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>3輪のもの</td> <td style="text-align: center;">3,100円</td> <td style="text-align: center;">3,900円</td> <td style="text-align: center;">4,600円</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">4輪乗用</td> <td style="text-align: center;">営業用 5,500円</td> <td style="text-align: center;">6,900円</td> <td style="text-align: center;">8,200円</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">自家用 7,200円</td> <td style="text-align: center;">10,800円</td> <td style="text-align: center;">12,900円</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">4輪貨物</td> <td style="text-align: center;">営業用 3,000円</td> <td style="text-align: center;">3,800円</td> <td style="text-align: center;">4,500円</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">自家用 4,000円</td> <td style="text-align: center;">5,000円</td> <td style="text-align: center;">6,000円</td> </tr> </tbody> </table>		旧税率	新税率	重課税率	3輪のもの	3,100円	3,900円	4,600円	4輪乗用	営業用 5,500円	6,900円	8,200円	自家用 7,200円	10,800円	12,900円	4輪貨物	営業用 3,000円	3,800円	4,500円	自家用 4,000円	5,000円	6,000円	<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th rowspan="2"></th> <th rowspan="2">電気・天然ガス 軽自動車</th> <th colspan="2">ガソリン・ハイブリッド車</th> </tr> <tr> <th>基準1</th> <th>基準2</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>3輪のもの</td> <td style="text-align: center;">1,000円</td> <td style="text-align: center;">2,000円</td> <td style="text-align: center;">3,000円</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">4輪乗用</td> <td style="text-align: center;">営業用 1,800円</td> <td style="text-align: center;">3,500円</td> <td style="text-align: center;">5,200円</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">自家用 2,700円</td> <td style="text-align: center;">5,400円</td> <td style="text-align: center;">8,100円</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">4輪貨物</td> <td style="text-align: center;">営業用 1,000円</td> <td style="text-align: center;">1,900円</td> <td style="text-align: center;">2,900円</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">自家用 1,300円</td> <td style="text-align: center;">2,500円</td> <td style="text-align: center;">3,800円</td> </tr> </tbody> </table>		電気・天然ガス 軽自動車	ガソリン・ハイブリッド車		基準1	基準2	3輪のもの	1,000円	2,000円	3,000円	4輪乗用	営業用 1,800円	3,500円	5,200円	自家用 2,700円	5,400円	8,100円	4輪貨物	営業用 1,000円	1,900円	2,900円	自家用 1,300円	2,500円	3,800円
	旧税率	新税率	重課税率																																													
3輪のもの	3,100円	3,900円	4,600円																																													
4輪乗用	営業用 5,500円	6,900円	8,200円																																													
	自家用 7,200円	10,800円	12,900円																																													
4輪貨物	営業用 3,000円	3,800円	4,500円																																													
	自家用 4,000円	5,000円	6,000円																																													
	電気・天然ガス 軽自動車	ガソリン・ハイブリッド車																																														
		基準1	基準2																																													
3輪のもの	1,000円	2,000円	3,000円																																													
4輪乗用	営業用 1,800円	3,500円	5,200円																																													
	自家用 2,700円	5,400円	8,100円																																													
4輪貨物	営業用 1,000円	1,900円	2,900円																																													
	自家用 1,300円	2,500円	3,800円																																													
<small>基準1:(乗 用)平成17年排出ガス基準75%低減達成車かつ平成32年度燃費基準+20%達成車 (貨物用)平成17年排出ガス基準75%低減達成車かつ平成27年度燃費基準+35%達成車 基準2:(乗 用)平成17年排出ガス基準75%低減達成車かつ平成32年度燃費基準達成車 (貨物用)平成17年排出ガス基準75%低減達成車かつ平成27年度燃費基準+15%達成車</small>																																																
売渡しにかかるたばこの本数	5,262円/1,000本																																															
ただし、旧3級品紙巻きたばこは	2,495円/1,000本(平成28年3月31日以前) 2,925円/1,000本(平成28年4月1日以降)																																															
取得にかかるもの	3/100	(除 不動産取得税相当額)																																														
保有にかかるもの	1.4/100	(除 固定資産税相当額)																																														
※ 基準面積 5,000㎡以上																																																

4. 地方税制の推移

年度		平成7年度	平成8年度
税目			
市民税	個人	<ul style="list-style-type: none"> ・定率による特別減税 個人住民税所得割額15%相当額(限度額2万円) ・所得割税率の適用区分の改正 200万円以下 3% 200万円超え 8% 700万円超え 11% ・基礎控除等の引上げ 基礎控除 33万円 配偶者控除一般 33万円 " 老人 38万円 配偶者特別控除(限度額) 33万円 扶養控除一般 33万円 特定扶養親族 41万円 老人 " 38万円 ・配偶者控除又は扶養控除の適用対象者の所得限度額引上げ38万円(8年度適用) ・白色事業専従者控除額引上げ 配偶者 86万円 配偶者以外 50万円(8年度適用) ・長期譲渡所得に係る税率等の改正(8年度適用) ・給与所得控除額の引上げ(8年度適用) 	<ul style="list-style-type: none"> ・定率による特別減税 個人住民税所得割額15%相当額(限度額2万円) ・均等割の税率引き上げ(2,500円) ・長期譲渡所得に係る税率等の改正(9年度適用) ・優良住宅地の造成等のために土地等を譲渡した場合の長期譲渡所得に係る税率の改正(10年度適用) ・肉用牛売却による課税特例期限の延長(13年度まで)
	法人		
固定資産税		<ul style="list-style-type: none"> ・地価の下落に対応した臨時的な課税標準の特例措置の導入(8年度まで) ・非課税等の整理合理化 	<ul style="list-style-type: none"> ・地価の下落に対応した緊急・臨時的な課税標準の特例措置の導入 ・非課税等の整理合理化
その他		<ul style="list-style-type: none"> ・都市計画税 固定資産税と同様の措置 ・特別土地保有税 非課税等の整理合理化 ・軽自動車税 電気自動車に係る特例措置の廃止 ・地方消費税の創設に伴う、消費譲与税の廃止(9年度4月適用) 	<ul style="list-style-type: none"> ・都市計画税 固定資産税と同様の措置 ・特別土地保有税 非課税等の整理合理化

年度		平成9年度	平成10年度
税目			
市民税	個人	<ul style="list-style-type: none"> ・適用課税所得金額 700万円を超える金額の所得割の税率改正(12%) (ただし退職所得については、平成10年1月1日以後に支払うべき退職手当に適用) ・土地の譲渡等に係る課税事業所得等の金額に適用される税率改正(9%) ・超短期所有土地の譲渡等に係る課税事業所得等の金額に適用される税率改正(12%) ・課税短期譲渡所得金額に適用される税率改正(9%) ・特別減税の廃止 	<ul style="list-style-type: none"> ・定額による特別減税 納税者 17,000円 扶養親族一人につき 8,500円 (住民税所得割の額を限度) ・均等割及び所得割の制限税率の廃止 ・土地譲渡益課税の見直し (1)平成10年1月1日から平成12年12月31日までの間に長期所有土地等を譲渡した場合の課税の特例 (2)平成10年1月1日から平成12年12月31日までの間の短期所有土地の譲渡については、分離課税を適用しない (3)超短期所有土地の譲渡等に係る分離課税は平成9年12月31日までの譲渡をもって廃止する ・所得控除額の引上げ 特定扶養控除 43万円(11年度適用) 特別障害者控除 30万円(11年度適用) 同居特別障害者控除 56万円(11年度適用) ・均等割非課税限度額の引上げ 35万円×(1+扶養数)+14万4千円…3級地 (注) 扶養者を有する場合のみ加算額有り ・所得割非課税限度額の引上げ 35万円×(1+扶養数)+30万円 (注) 扶養者を有する場合のみ加算額有り
	法人		
固定資産税		<ul style="list-style-type: none"> ・評価替えに伴い、土地に係る税負担の調整措置(平成11年度まで) ・非課税等の整理合理化 ・固定資産評価審査委員会規定の改正 	<ul style="list-style-type: none"> ・税率に係る自治大臣への届出制度の廃止 ・固定資産課税台帳等の電磁的記録による備付け ・非課税であった資産が新たに課税されることとなった場合の通知規定の創設 ・下落修正通知に代わる公示制度の創設(11年度分) ・用途変更宅地等に係る税負担の調整措置(11年度分) ・非課税措置等の整理合理化
その他			<ul style="list-style-type: none"> ・都市計画税 用途変更宅地等に係る税負担の調整措置(11年度分) 非課税措置等の整理合理化 ・特別土地保有税 (1)市街化区域内の土地で保有期間が10年を超えたものについて、課税対象から除外 (2)地価下落に対応した課税標準額の簡易な修正 ・軽自動車税 身体障害者等に対する減免対象範囲の拡大 ・その他 秘密漏えいに関する罪の罰金額の引上げ(30万円) 納税管理人制度の改正

4 地方税制の推移(つづき)

年度		平成11年度	平成12年度
税目			
市民税	個人	<ul style="list-style-type: none"> ・定率による税額控除(恒久的減税) 個人住民税所得割額の15%相当額(限度額4万円) ・所得割最高税率の引下げ 700万円超え適用税率 10% ・所得控除額の引上げ 特定扶養控除 45万円(12年度適用) ・所得割非課税限度額の引上げ 35万円×(1+扶養数)+31万円 (注)扶養者を有する場合のみ加算額有り ・土地譲渡益課税の見直し 平成11年1月1日から平成12年12月31日までの間に長期所有土地等を譲渡した場合の課税の特例 ・居住用財産の買換えの場合の譲渡損失の繰越控除制度の創設 平成11年1月1日から平成12年12月31日までの間の一定の居住用財産の譲渡について適用 	<ul style="list-style-type: none"> ・肉用牛の売却による事業所得に係る所得割の課税の特例期間の延長 ・均等割非課税限度額の引上げ 35万円×(1+扶養数)+15万2千円…3級地 (注)扶養者を有する場合のみ加算額有り ・所得割非課税限度額の引上げ 35万円×(1+扶養数)+32万円 (注)扶養者を有する場合のみ加算額有り ・医療費控除額の対象となる医療費の範囲の拡大 ・損害保険料控除の対象となる共済に係る契約の範囲の拡大 ・特定中小会社が発行した株式譲渡所得等の課税の特例の創設
	法人		
固定資産税		<ul style="list-style-type: none"> ・固定資産税の価格等に係る審査申出制度の改正 (1)審査申出期間の延長 (2)審査申出に係る合理化 (3)審査手続の整備 (4)その他所要の規定の整備 ・非課税措置等の整理合理化 	<ul style="list-style-type: none"> ・評価替えに伴い、土地に係る税負担調整措置を平成9年度評価替えに引き続き継続 ・非課税措置等の整理合理化
その他		<ul style="list-style-type: none"> ・都市計画税 非課税措置等の整理合理化 ・特別土地保有税 徴収猶予制度の拡充 (1)認定要件等の緩和 (2)住宅・宅地供給に資する土地に係る特例措置の創設 (3)徴収猶予期間の延長措置の創設 ・たばこ税 千本につき 2,668円 旧3級品千本につき 1,266円 (平成11年5月1日以後の売渡等に適用) ・その他 延滞金等の割合の見直し 	<ul style="list-style-type: none"> ・都市計画税 固定資産税と同様の措置 非課税措置等の整理合理化 ・特別土地保有税 非課税措置等の整理合理化 ・軽自動車税 非課税範囲の拡大(日本赤十字社) ・その他 口座振替(申告納付・納入に係る)に係る納期限の特例措置

年度		平成13年度	平成14年度
税目			
市民税	個人	<ul style="list-style-type: none"> 土地譲渡益課税の特例適用期間の延長 長期所有土地等を譲渡した場合の課税の特例 (直近改正平成11年度＝譲渡益に対する税率 一律4%)の平成16年度までの延長 優良住宅地造成等土地譲渡益課税の特例適用期間の延長 優良住宅地の造成等のために土地等を譲渡した場合 の長期譲渡所得に係る課税の特例 (譲渡益4千万円以下＝税率3.4%、4千万円超過＝ 税率4.0%)の平成16年度までの延長 商品先物取引に係る雑所得等の課税の特例の創設 総合課税から分離課税への移行 4%課税(平成14年度～16年度適用) 長期所有上場株式等譲渡益課税の特別控除の創設 申告分離課税を選択した場合 譲渡所得額から100万までを控除 (平成14年度～16年度適用) 	<ul style="list-style-type: none"> 均等割非課税限度額の引上げ 35万円×(1+扶養数)+19.2万円…3級地 所得割非課税限度額の引上げ 35万円×(1+扶養数)+36万円 (注)所得割、均等割とも扶養者を有する場合のみ加算額有り 土地等長期譲渡所得に係る段階税率の見直し 課税長期譲渡所得金額が8千万円を超える部分の6%を 廃止し、当該部分の税率を5.5%に引下げ 長期所有上場株式等を譲渡した場合の譲渡所得に係る特別 控除の適用期間の延長(直近改正＝平成13年度) 平成14年度～平成18年度適用(さらに2年延長) 上場株式等を譲渡した場合の譲渡所得に係る税率の引下げ 税率3.4%に引下げ 平成15年1月1日以後の譲渡に適用(恒久扱い) 長期所有上場株式等を譲渡した場合の譲渡所得に係る税率 の一定期間引下げ(前記税率引下げに対する追加措置) 平成15年1月1日～平成17年12月31日の譲渡に適用 (適用税率2%) 前記暫定税率適用期間中の公開株式に係る特例適用の停止 特例適用停止後の税率10% 証券会社に特定口座を設ける投資家について住民税の申告を 不要とする特例の創設 過去一定期間内に生じた上場株式等の譲渡に係る損失金額を 一定限度内で繰越控除を行うことを可能とする制度の創設 平成15年1月1日以後の譲渡で前年3年間分対象株式 譲渡所得等の額を限度として控除
	法人		<ul style="list-style-type: none"> 均等割…資本の金額又は出資金額と資本積立金額 又は連結個別資本積立金額との合計額 法人税割…連結申告法人の課税標準額を個別帰属 法人税額とする等
固定資産税		<ul style="list-style-type: none"> 被災住宅用地に係る特例の創設 平成12年1月2日以降の被災土地について引き続き 住宅用地とみなす特例を被災後2年度分適用 非課税措置等の整理合理化 	<ul style="list-style-type: none"> 情報開示に係る改正 (1)縦覧制度の改正 (2)課税台帳の閲覧制度の法定化 (3)課税台帳記載事項の証明制度の法定化 (4)課税台帳に価格等を登録した旨の公示制度の創設 (5)課税明細書の交付制度の法定化 (6)宅地の標準的な価格の閲覧制度の法定化 (7)固定資産の価格等の決定期限等の改正 (8)固定資産評価審査委員会への審査申出期間の改正 非課税措置等の整理合理化
その他		<ul style="list-style-type: none"> 都市計画税 固定資産税と同様の措置 	<ul style="list-style-type: none"> 市府民税、固定資産税の前納報奨金に限度額(10万円)を設定

4 地方税制の推移(つづき)

年度		平成15年度
税目		
市民税	個人	<ul style="list-style-type: none"> ・配偶者控除対象者上乗せ適用部分の配偶者特別控除の廃止 ・所得割の納税義務者に係る配当割額または株式譲渡所得割額の控除及び控除の特例の創設 ・長期所有特定上場株式等の譲渡所得から100万円を控除する特例の廃止 ・長期所有上場株式等の譲渡所得等課税に係る暫定税率の特例を廃止し、新たに上場株式等の譲渡所得課税に優遇税率の特例を措置する改正 ・特定口座内保管上場株式等の譲渡に係る所得計算の特例対象に、特定口座における発行日分取引を加える改正 ・上場株式等取引特定口座に係る証券業者による取引報告書の提出義務の廃止 ・特定中小会社の特定株式を上場等の日以後に譲渡した場合の譲渡所得等の特例課税の要件とされている譲渡期間を、上場等の日以後3年に延長 ・商品先物取引の雑所得に係る課税の特例について、適用対象に有価証券先物取引等雑所得を加えた上、税率を引下げる改正 ・所得割納税義務者の前年前3年以内の各年に生じた先物取引の差金等決済に係る損失金額について、当該取引の雑所得等金額を限度に控除する特例の創設
	法人	<ul style="list-style-type: none"> ・法人である政党または政治団体について、収益事業を行わない場合に限り均等割を非課税とする改正 ・中小企業者等に係る法人税割について、課税標準となる法人税額から試験研究費の一定割合を控除する改正
固定資産税		<ul style="list-style-type: none"> ・地価下落認定土地について、修正基準による修正価格を課税標準とする改正 ・平成15年度評価替えに際し、宅地及び農地等土地に係る負担調整措置を現行と同様の負担水準に応じて継続する措置 ・著しい地価下落に対応した臨時的な税負担据え置き措置を変更する改正 ・市街化区域農地に対し負担調整措置を適用する制度の創設 ・負担調整措置を受ける土地の課税明細書に負担水準及び課税標準額を記載することとする制度の創設 ・大規模償却資産の課税決定額に係る普通交付税額算出誤りの補正を行えることとする改正 ・非課税措置等の整理合理化
その他		<ul style="list-style-type: none"> ・軽自動車税 申告書及び報告書を省令様式に統一する改正 ・たばこ税 千本につき2,977円、旧3級品は千本につき1,412円とする改正(平成15年7月1日以後の売渡等に適用) 平成15年7月1日前売渡し分所持業者に対する手持品課税の実施 ・特別土地保有税 当分の間、新たな課税を停止する措置の創設 ・免除土地審議に係る審議会及び審議会付議要件を廃止する改正 ・徴収猶予の継続及び納税義務の免除に係る特例措置の適用期間の延長 ・都市計画税 固定資産税と同様の措置 ・非課税措置等の整理合理化

年度		平成16年度
税目		
市民税	個人	<ul style="list-style-type: none"> ・均等割非課税限度額の引下げ 28万円×(1+扶養数)+17.6万円…3級地 ・所得割非課税限度額の引下げ 35万円×(1+扶養数)+35万円 (注)所得割・均等割とも扶養者を有する場合のみ加算額有り ・均等割の納税義務を負う夫と生計同一の妻に対する均等割の非課税措置の廃止 (平成17年度から適用) (経過措置:平成17年度は1,500円) ・均等割の標準税率の統一 人口段階別の税率を改め、3,000円に統一 ・公的年金等控除における65歳以上の者に対する控除額と最低保障額の見直し (平成18年度から適用) 定額控除100万円→50万円、最低保障額140万円→120万円 ・老年者控除の廃止 (平成18年度から適用) ・土地譲渡益課税の見直し等 (1)長期譲渡所得に係る100万円特別控除及び他の所得との損益通算の廃止、特例税率の引下げ (2)優良住宅地の造成等のために土地等を譲渡した場合の長期譲渡所得の特例税率の引下げ等 (3)短期譲渡所得の、特例税率の引下げ ((1)~(3)平成17年度から適用) (4)短期譲渡所得が事業所得等に該当する場合の課税の特例の適用停止措置の期限を5年延長 ・居住用財産の譲渡損失の繰越控除 (平成17年度から適用) (1)特定居住用財産の買換えの場合の譲渡損失の繰越控除について、ローン残高を有する条件を除外し、適用期限を3年延長 (2)特定居住用財産の譲渡損失に係る繰越控除の特例を創設(譲渡の適用期間:H16年~H18年) ・金融証券税制の見直し等 (平成17年度から適用) (1)公募株式投資信託の譲渡所得について、上場株式等を譲渡した場合の特例の優遇税率(3%)を適用する。(平成17年度から適用) (2)非上場株式の譲渡益に対する税率の引下げ (平成17年度から適用) (3)特定中小会社の特定株式の譲渡所得等の課税の特例について、譲渡期間要件等の緩和 (平成16年4月1日以後の譲渡から適用)
	法人	<ul style="list-style-type: none"> ・欠損金の繰越期間の延長(H13年4月以後に開始した事業年度に生じた欠損金から適用) ・更正、決定等の期間制限の延長(H16年4月以後に法定納期限が到来するものから適用) ・連結付加税廃止に伴い個別帰属法人税額の割り落とし措置を廃止
固定資産税	<ul style="list-style-type: none"> ・固定資産税及び都市計画税に係る条例減額制度の創設 ・固定資産税の制限税率の撤廃 ・家屋の附帯設備に係る課税関係の見直し ・新築住宅等に係る固定資産税額の減額措置の縮減及び延長 ・郵便局で取扱うことができる事務に固定資産税課税台帳記載事項に係る証明書交付事務を追加 ・非課税措置等の整理合理化 	
その他	<ul style="list-style-type: none"> ・たばこ税 交付金制度の創設 	

4 地方税制の推移(つづき)

年度		平成17年度
税目		
市民税	個人	<ul style="list-style-type: none"> ・年齢65歳以上の者に係る非課税措置の廃止(18年度適用) 〔経過措置〕 (平成17年1月1日現在65歳以上の者で、前年の合計所得が125万円以下のものに適用) 18年度:住民税(均等割・所得割)の3分の2を減額 19年度:住民税(均等割・所得割)の3分の1を減額(20年度から全額課税) ・肉用牛の売却による事業所得に係る所得割の課税の特例の適用期間の延長(18年度→21年度) ・公開株式に係る譲渡所得等の課税の特例の廃止(19年度適用) ・特定口座で管理されていた株式の無価値化によるみなし譲渡損の特例の創設 (17年4月1日以降に事実が発生する場合について適用) ・エンジェル税制の適用期限を2年延長(19年3月31日まで) ・住民税の定率減税の縮減(控除15%→7.5%、限度4万円→2万円、18年度適用) ・給与支払報告書の提出対象者の範囲拡大(19年度適用) ・中途退職者分(支払金額30万円以下除く)についても提出を義務づける ・都道府県が特例として行う個人住民税の徴収・滞納処分の要件緩和 実施期間の上限:3か月→1年、地域単位要件:あり→なし 対象要件:滞納繰越分のみ→現年滞納分も併せて実施可
	法人	<ul style="list-style-type: none"> ・中小企業者等に対する人材投資(教育訓練)促進税制の創設 法人税割の課税標準である法人税額について、17年4月1日から20年3月31日までの間に開始する事業年度に限り、教育訓練費に係る法人税額の控除後の額とする
固定資産税	<ul style="list-style-type: none"> ・被災住宅用地に係る特例措置の充実 被災土地について、避難指示等が翌年度に及ぶときは、避難指示解除後3年度分に至るまで、みなし住宅用地特例が適用可能 	
その他	<ul style="list-style-type: none"> ・特別土地保有税の徴収猶予制度の見直し 非課税土地と特例譲渡等について、現行の徴収猶予期間の終期到来後、原則延長期間を最大で10年間に制限 	

年度		平成18年度
税目		
市民税	個人	<ul style="list-style-type: none"> 個人住民税所得割の10%比例税率化（平成19年度以降適用） 市民税…6% 府民税…4% 個人住民税における調整控除（平成19年度以降適用） 税源移譲における所得税と住民税の人的控除の差額に基因する負担増を調整するため、新たな控除を創設する。 所得税における住宅ローン控除に係る経過措置（平成20年度から平成28年度まで適用） 税源移譲により当該控除の適用者について、税負担の変動が生じないよう、移譲前の所得税額において、控除できた額と同等の負担減となるよう、個人住民税の減額処置を講じる。 申告分離課税に係る所得割における道府県民税・市町村民税の税率割合を変更（平成19年度以降適用） 道府県民税株式等譲渡所得割及び配当割の市町村への交付率の見直し（平成20年度交付以降適用） 配当控除における道府県民税・市町村民税の控除割合の変更（平成20年度交付以降適用） 配当割又は株式等譲渡所得所得割額控除における道府県民税・市町村民税の控除割合の変更（平成20年度交付以降適用） 山林所得の五分五乗規定、平均課税の規定の廃止（平成19年度以降適用） 税源移譲時の年度間の所得の変動に係る経過措置（平成19年度のみ適用） 退職所得に係る特別徴収税額表の廃止（平成19年退職所得分以降適用） 定率減税の廃止 平成18年度 7.5%(2万円を上限)、平成19年度 廃止 損害保険料控除を改組し地震保険料控除を創設（平成20年度以降適用） 均等割非課税限度額の引下げ 28万円×(1+扶養数)+16.8万円…3級地 所得割非課税限度額の引下げ 35万円×(1+扶養数)+32万円
	法人	<ul style="list-style-type: none"> 均等割…法人税法に規定する資本等の額又は連結個別資本金等の額
固定資産税	<ul style="list-style-type: none"> 宅地等 <ul style="list-style-type: none"> ①課税の公平及び制度の簡素化の観点から、負担水準が低い土地について、負担水準の均衡化を一層促進する措置を講ずる。 (1)前年度課税標準額に当該年度の評価額(住宅用にあつては評価額×1/6又は1/3。以下同じ。)の5%を加えた額を課税標準額とする。 (2)ただし、当該額が、商業地等にあつては評価額の60%、住宅用地にあつては評価額の80%を上回る場合には60%又は80%相当額とし、評価額の20%を下回る場合には20%相当額とする。 ②商業地等について、地方公共団体の条例による減額措置を継続する。 農地(特定市街化区域農地を除く) 一般農地及び一般市街化区域農地については、従来と同様の負担調整措置を講ずる。 著しい地価の下落に対応した臨時的な税負担の据置措置を廃止する。 住宅の耐震改修を行った住宅に係る固定資産税の減額措置の創設 昭和57年1月1日以前から所在する住宅について、建築基準法に定める耐震基準に適合するよう改修工事(1戸当たりの工事費が30万円以上のものに限る)が行われた場合に、その住宅にかかる固定資産税が翌年度から一定期間減額される。 	
その他	<ul style="list-style-type: none"> 軽自動車税 制限税率を引き上げる。(標準税率の1.5倍) 市たばこ税 平成18年7月1日以降の売渡し等分税率 旧3級品以外 3,298円/1,000本 旧3級品 1,564円/1,000本 市府民税、固定資産税の前納報奨金制度を廃止 	

4 地方税制の推移(つづき)

年度		平成19年度
税目		
市民税	個人	<ul style="list-style-type: none"> ・上場株式等の配当・譲渡益に係る軽減税率の適用期限の延長 上場株式等の配当等に係る軽減税率(所得税7%、住民税3%)の特例(適用期限:平成20年3月31日)及び、上場株式等に係る譲渡所得等に係る軽減税率(所得税7%、住民税3%)の特例(適用期限:平成19年12月31日)について適用期限をそれぞれ1年間延長する。 ・特定中小会社の特定株式に係る譲渡所得等の課税の特例の対象となる株式の取得期間の延長 特例の対象となる特定株式の取得期間を平成21年3月31日まで延長する。 ・居住用財産の買換え等の場合における譲渡損失の繰越控除等の適用期限の延長 適用期限を3年延長し、平成21年12月31日までの譲渡について適用する。 ・特定居住用財産の譲渡損失の繰越控除等の適用期限の延長 適用期限を3年延長し、平成21年12月31日までの譲渡について適用する。
	法人	<ul style="list-style-type: none"> ・信託法の改正に伴う所要の措置 信託法の改正により、市町村内に事務所又は事業所を有する法人課税信託の引受けを行う個人は法人とみなし、法人税割額を課する。
固定資産税		<ul style="list-style-type: none"> ・住宅のバリアフリー改修に係る固定資産税の特例措置の創設 高齢者、障害者等が居住する既存住宅について、一定のバリアフリー改修工事(補助金等を除く自己負担が30万円以上のもの)を行った場合、翌年度分の固定資産税を100㎡分までを限度として3分の1を減額する。(平成22年度3月31日まで3年間) ・固定資産税における鉄軌道用地の評価方法の変更を平成19年度に実施するため、所要の措置 次回評価替年度である平成21年度を待たずに、平成19年度から実施するための、課税標準に関する規定の整備を行う。
その他		

年度		平成20年度
税目		
市民税	個人	<ul style="list-style-type: none"> ・寄附金税制の拡充 <ul style="list-style-type: none"> (1) 所得税の寄附金控除の対象となる寄附金のうち、地方公共団体が条例により指定した寄附金を寄附金控除の対象とする制度を創設するとともに、控除方式を所得控除から税額控除に改め、控除対象寄附金の上限額の引き上げ及び適用下限額の引き下げを行う。 <ul style="list-style-type: none"> 上限額 総所得金額等の25% → 総所得金額等の30% 適用下限額 10万円 → 5千円 (2) 地方公共団体に対する寄附金のうち、適用下限額(5千円)を超える部分について、基本控除に加え、特例控除額として所得割の1割を限度として控除する。(ふるさと納税) ・上場株式等に係る譲渡所得等に対する課税の見直し <ul style="list-style-type: none"> 上場株式等の譲渡所得に係る税率については、平成20年12月31日をもって軽減税率を廃止し、特例措置として、平成21年1月1日から平成22年12月31日までの間の上場株式等に係る譲渡所得のうち500万円以下の部分の税率については、軽減税率(所得税7%、住民税3%)を適用する。 ・上場株式等の配当所得に対する課税の見直し <ul style="list-style-type: none"> (1) 上場株式等の配当等に係る税率については、平成20年12月31日をもって軽減税率を廃止し、特例措置として、平成21年1月1日から平成22年12月31日までの間に支払を受けるべき上場株式等に係る配当所得の金額のうち100万円以下の部分の税率については、軽減税率(所得税7%、住民税3%)を適用する。 (2) 平成21年1月1日以後に支払を受けるべき上場株式等に係る配当所得について申告した場合、総合課税と申告分離課税のいずれかを選択できることとする。 (3) 平成22年度分以降の個人住民税について、同一年中又は過去3年以内に生じた上場株式等に係る譲渡損失の金額と申告分離課税を選択した上場株式等に係る配当所得との間で損益通算を行うことを可能とする。(源泉徴収選択口座を活用した方式については、平成22年1月を目途として適用) ・公的年金からの特別徴収制度の導入(平成21年10月支給分から) <ul style="list-style-type: none"> 公的年金受給者の納税の便宜や市町村における徴収の効率化を図る観点から、公的年金からの特別徴収を導入する。 ・住宅ローン特別控除の申告書の提出期限に係る宥恕規定の整備 <ul style="list-style-type: none"> 住宅ローン特別税額控除について、納税通知書が送達された後に申告書が提出された場合においても、市町村長がやむを得ない理由があると認めるときは、税額控除を適用できることとする。 ・肉用牛の売却による事業所得に係る課税の特例 ・特定中小会社が発行した株式に係る譲渡所得等の課税の特例の廃止 ・公益法人等に係る課税の特例
	法人	
固定資産税		<ul style="list-style-type: none"> ・省エネ改修を行った住宅に係る固定資産税の減額措置の創設 <ul style="list-style-type: none"> 住宅の省エネ化を促進するため、既存の住宅において一定の省エネ改修工事を行った場合に、翌年度分の固定資産税の税額から3分の1を減額する。(120㎡分までに限る) ・新築住宅に係る固定資産税の減額措置の適用期限の延長 <ul style="list-style-type: none"> 新築住宅に係る固定資産税について、最初の3年度分(中高層耐火住宅は5年度分)、税額から2分の1を減額する措置の適用期限を2年延長する。 ・「減価償却資産の耐用年数等に関する省令」が改正され、償却資産の機械及び装置を中心に、資産区分の見直し、耐用年数の変更が行われた。
その他		

4. 地方税制の推移(つづき)

年度		平成21年度
税目		
市民税	個人	<ul style="list-style-type: none"> ・住宅借入金等特別税額控除の創設 個人住民税所得割の納税義務者が住宅の取得等をして平成11年から平成18年まで又は平成21年から平成25年までの間に居住の用に供した場合、前年分の所得税に係る住宅借入金等特別税額控除額から前年分の所得税の額(住宅借入金等特別税額控除等の税額控除の適用があった場合には、その適用がなかったものとして計算した額)を控除した金額に相当する金額(所得税の課税総所得金額等の合計額の100分の5に相当する金額(当該金額が97,500円を超える場合には、97,500円)を限度とする。)を、所得割の額から控除する。 ・短期所有土地の譲渡等をした場合の事業所得等の課税の特例(重課措置)の適用停止措置の延長 土地の譲渡等に係る事業所得等に係る課税の特例の適用停止措置の期限を平成25年12月31日まで延長する。 ・特定の土地等の長期譲渡所得に係る特別控除の創設 個人が、平成21年1月1日から平成22年12月31日までの間に取得(特別の関係がある者からの取得並びに相続、遺贈、贈与及び交換によるものその他一定のものを除く)をした国内にある土地等で、その年1月1日において所有期間が5年を超えるものの譲渡をした場合には、当該土地等に係る長期譲渡所得の金額から1,000万円(当該長期譲渡所得の金額が1,000万円に満たない場合には、当該長期譲渡所得の金額)を控除するものとする。 ・優良住宅地の造成等のために土地等を譲渡した場合の長期譲渡所得の課税の特例の延長 優良住宅地の造成等のために土地等を譲渡した場合の長期譲渡所得に係る課税の特例の適用期限を平成26年度まで延長する。 ・上場株式等の配当所得及び譲渡所得等に係る課税の見直し 平成21年1月1日から平成22年12月31日までの間の上場株式等の配当所得及び譲渡所得等に対する税率を3%軽減税率(道府県税1.2%、市町村民税1.8%)とする。 ・上場株式等の配当等に係る特別徴収税率の特例の延長 平成21年1月1日から平成22年12月31日までの間に個人に対して支払う上場株式等に係る配当割の3%軽減税率の特例を1年延長する。 ・源泉徴収選択口座における特別徴収税率の特例の延長 平成21年1月1日から平成22年12月31日までの間の源泉徴収選択口座における株式譲渡所得割等の3%軽減税率の特例を1年延長する。 ・特定管理株式が価値を失った場合の株式等に係る譲渡所得等の課税の特例の拡充 特定管理株式が価値を失った場合の株式等に係る譲渡所得等の課税の特例の適用対象に、平成21年1月4日において特定管理株式であった株式で同年1月5日に特定管理口座から払い出されたもののうち、同日以後に当該株式と同一銘柄の株式を売買していないことが証明されたものを追加する。 ・先物取引に係る雑所得等の課税の特例の拡充 先物取引に係る雑所得等の課税の特例の対象に、平成22年1月1日以後に行う金融商品取引法第2条第1項第19号に掲げる有価証券で金融商品取引所に上場されているもの(カバードワラント)に表示される権利の行使若しくは放棄又は当該有価証券の一定の譲渡による事業所得、譲渡所得及び雑所得を追加する。
	法人	<ul style="list-style-type: none"> ・仮想経理に係る控除・還付制度の拡充(平成21年4月1日以後適用) ・間接外国税額控除制度の廃止(平成21年4月1日以後に開始する事業年度において適用)
固定資産税	<ul style="list-style-type: none"> ・長期優良住宅に係る固定資産税の減額措置の施行 平成20年度税制改正により、認定長期優良住宅に係る固定資産税について、最初の5年度分(中高層耐火住宅等は7年度分)、税額から2分の1を減額する制度が創設され、平成21年6月4日から平成22年3月31日までに新築された住宅に適用される。 ・社会医療法人が救急医療等確保事業の用に供する固定資産に係る非課税措置の創設(平成22年度課税から適用) ・宅地等に係る固定資産税の負担調整措置の延長 負担水準が一定割合未満の宅地等については、前年度課税標準額に評価額の5%を加算し、負担水準が一定割合以上の宅地等については、前年度課税標準額を引き下げ又は据置とする。(平成21年度から平成23年度まで適用) 	
その他		

年度		平成22年度
税目		
市民税	個人	<ul style="list-style-type: none"> ・諸控除の見直し <ul style="list-style-type: none"> (1)16歳未満の年少扶養親族に係る扶養控除を廃止する。特定扶養親族のうち、年齢16歳以上19歳未満の者に係る扶養親族の上乗せ部分(12万円)を廃止し、扶養控除の額を33万円とする。 (2)同居特別障害者加算の特例の改組 <ul style="list-style-type: none"> 扶養親族又は控除対象配偶者が同居の特別障害者である場合において、扶養控除又は配偶者控除の額に23万円を加算する措置(同居特別障害者加算の特例措置)について、年少扶養親族に係る扶養控除の廃止に伴い、特別障害者控除の額に23万円を加算する措置に改める。【平成24年度分以後から適用】 ・諸控除の見直しに伴う所要の措置 <ul style="list-style-type: none"> 個人住民税の非課税限度額制度等に活用するため、扶養控除見直し後も市町村が扶養親族に関する事項を把握できるようにし、現行の調整控除についても、年少扶養親族に係る扶養控除の廃止等に伴う所要の措置が講じられた。扶養控除の見直しに伴い、給与支払報告書及び公的年金等支払報告書についてその記載事項及び様式の見直しが行われた。【平成24年度分以後から適用】 ・非課税口座内の少額上場株式等に係る配当所得及び譲渡所得等の非課税措置の創設 <ul style="list-style-type: none"> 個人の株式市場への参加を促進する観点から、平成24年から実施される上場株式等に係る税率の20%本則税率化にあわせて、平成24年から平成26年までの間に金融商品取引業者等の営業所の長を経由して税務署長に届け出た口座(以下非課税口座という)内の上場株式等の配当所得及び譲渡所得については、当該非課税口座を開設した日の属する年の1月1日から10年以内に限り、非課税とする。 ・生命保険料控除の見直し <ul style="list-style-type: none"> 生命保険料控除を改組し、次の①、②による各保険料控除の合計適用限度額を7万円とする。 <ul style="list-style-type: none"> ①平成24年1月1日以後に締結した保険契約等(新契約)に係る生命保険料控除 <ul style="list-style-type: none"> 新たに介護医療保険料控除を設け、一般生命保険料控除、介護医療保険料控除、個人年金保険料控除のそれぞれの適用限度額を2.8万円とする。 ②平成23年12月31日以前に締結した保険契約等(旧契約)に係る生命保険料控除 <ul style="list-style-type: none"> 従前と同様の一般生命保険料控除、個人年金保険料控除(それぞれの適用限度額3.5万円)を適用する。 ・65歳未満の者の公的年金等所得に係る所得割の徴収方法の見直し <ul style="list-style-type: none"> 個人住民税の公的年金からの特別徴収制度の対象とならない65歳未満の公的年金等に係る所得を有する給与所得者について、公的年金等に係る所得に係る所得割額を、給与所得に係る所得割額及び均等割額の合算額に加算して給与から特別徴収の方法により徴収することができることとする。【平成22年度から適用】 ・上場会社等の自己の株式の公開買付けの場合のみなし配当課税の特例の廃止 <ul style="list-style-type: none"> 上場会社等の自己の株式の公開買付けの場合のみなし配当課税の特例について、平成22年12月31日まで適用する措置を講じた上、廃止する。 ・居住用財産の買換え等の場合の譲渡損失の繰越控除等の適用期限の延長 <ul style="list-style-type: none"> 居住用財産の買換え等の場合の譲渡損失の損益通算及び繰越控除の適用期限を2年延長する。 ・特定居住用財産の譲渡損失の繰越控除等の適用期限の延長 <ul style="list-style-type: none"> 特定居住用財産の譲渡損失の損益通算及び繰越控除の適用期限を2年延長する。
	法人	<ul style="list-style-type: none"> ・法人住民税等に係る還付加算金の起算日について、法人税の決定を受けて法人住民税等の期限後申告を行い、その後減額更正を受けた場合について、当該期限後申告に係る納付の日の翌日から還付加算金を計算するよう、所要の措置が講じられた。 ・完全支配関係がある法人の間の取引に係る税制及び資本に係る取引等に係る税制について、所要の措置が講じられた。
固定資産税	<ul style="list-style-type: none"> ・新築住宅に係る固定資産税の減額措置の適用期限の延長 <ul style="list-style-type: none"> 新築住宅に係る固定資産税について、120㎡までについて最初の3年度分(中高層耐火住宅は5年度分)、税額から2分の1を減額する措置の適用期限を2年延長する。 ・長期優良住宅に係る固定資産税の減額措置の適用期限の延長 <ul style="list-style-type: none"> 認定長期優良住宅に係る固定資産税について、120㎡までについて最初の5年度分(中高層耐火住宅等は7年度分)、税額から2分の1を減額する措置の適用期限を2年延長する。 ・省エネ改修を行った住宅に係る固定資産税の減額措置の適用期限の延長 <ul style="list-style-type: none"> 住宅の省エネ化を促進するため、既存の住宅において一定の省エネ改修工事を行った場合に、翌年度分の固定資産税を120㎡分までを限度として3分の1を減額する措置の適用期限を3年延長する。 ・住宅のバリアフリー改修に係る固定資産税の特例措置の適用期限の延長 <ul style="list-style-type: none"> 高齢者、障害者等が居住する既存住宅について、一定のバリアフリー改修工事(補助金を除く自己負担が30万円以上のもの)を行った場合、翌年度分の固定資産税を100㎡分までを限度として3分の1を減額する措置の適用期限を3年延長する。 ・公害防止用設備に係る固定資産税の課税標準の特例措置について、見直し(廃止・率縮減等)を行ったうえでその適用期限を2年延長する。 	
その他	<ul style="list-style-type: none"> ・市たばこ税 <ul style="list-style-type: none"> 平成22年10月1日以降の売渡し等分税率 旧3級品以外 4,618円/1,000本 旧3級品 2,190円/1,000本 	

4. 地方税制の推移(つづき)

年度		平成23年度
税目		
市民税	個人	<ul style="list-style-type: none"> ・寄附金税制に関する措置 寄附金税額控除の適用下限を2,000円(現行5,000円)に引き下げる。【平成24年度分以後から適用】 ・肉用牛の売却による事業所得に係る所得割の課税の特例に関する措置 肉用牛の売却による事業所得に係る所得割の課税の特例について、免税対象飼育牛の売却頭数が年間1,500頭(現行2,000頭)を超える場合にはその超える部分の所得について免税対象から除外する見直しを行ったうえ、その適用期限を平成27年度まで延長する。 ・罰則の見直し (1) 税務職員の守秘義務違反に対する罰則について所要の措置を講ずる。 (2) 秩序犯に係る法定刑の引き上げ等を行う。 (3) 脱税犯に対する罰則について、所要の措置を講ずる。 ・上場株式等の配当所得及び譲渡所得等に係る課税の特例の延長 平成21年1月1日から平成23年12月31日までの間の上場株式等の配当所得及び譲渡所得等に対する3%軽減税率(府民税1.2%、市民税1.8%)の特例を2年延長する。 ・上場株式等の配当等に係る特別徴収税率の特例の延長 平成21年1月1日から平成23年12月31日までの間に個人に対して支払う上場株式等の配当等に係る配当割の3%軽減税率の特例を2年延長する。 ・源泉徴収選択口座における特別徴収税率の特例の延長 平成21年1月1日から平成23年12月31日までの間の源泉徴収選択口座における株式等譲渡所得割の3%軽減税率の特例を2年延長する。 ・非課税口座内上場株式等の譲渡に係る所得計算の特例の施行日の延長 非課税口座内上場株式等の譲渡に係る所得計算の特例について、施行日を2年延長し、平成27年1月1日とする。 <p>【震災関係】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・東日本大震災によりその者の有する資産について受けた損失の金額の特例措置 (1) 東日本大震災によりその者の有する資産について受けた損失の金額については、納税義務者の選択により、平成22年において生じた損失の金額として、平成23年度以後の年度分の府民税および市民税の雑損控除額の控除及び雑損失の金額の控除の特例を適用することができる。 (2) 雑損控除額の控除を適用して総所得金額から控除しても控除しきれない金額についての繰越期間を3年から5年に延長する。 ・東日本大震災による住宅借入金等特別税額控除の特例措置 住宅借入金等特別税額控除の適用を受けていた住宅が、東日本大震災により居住の用に供することができなくなった場合においても、控除対象期間の残りの期間について、引き続き住宅借入金等特別税額控除を適用することができる。
	法人	<ul style="list-style-type: none"> ・法人税割の課税標準である法人税額についての措置 (1) 法人税割の課税標準である法人税額について、国際戦略総合特別区域において機械等を取付した場合の法人税額の特別控除の適用を受ける前の額とする措置を講ずる。 (2) 法人税割の課税標準である法人税額について、平成23年4月1日から平成26年3月31日までの間に開始する各事業年度に限り、中小企業者等の雇用者の数が増加した場合の法人税額の特別控除の適用を受けた額とする特例措置を講ずる。
固定資産税		<ul style="list-style-type: none"> ・税負担軽減措置等の見直し <p>【震災関係】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・津波により甚大な被害を受けた区域内の土地及び家屋に対する平成23年度分の課税免除 津波により甚大な被害を受けた区域として市町村長が指定する区域内に所在する土地及び家屋について、平成23年度分の課税を免除する。 ・被災住宅用地の特例 大震災による災害により滅失・損壊した住宅(被災住宅)の敷地の用に供されていた土地(被災住宅用地)を被災後10年度分については、当該土地を住宅用地とみなす。 ・被災代替住宅用地の特例 被災住宅用地の所有者等が当該被災住宅用地に代わる土地(被災代替土地)を平成33年3月31日までの間に取得した場合には、当該被災代替土地のうち被災住宅用地に相当する分について、取得後3年度分、当該土地を住宅用地とみなす。 ・被災代替家屋の特例 大震災による災害により滅失・損壊した家屋(被災家屋)の所有者等が当該被災家屋に代わる家屋(被災代替家屋)を平成33年3月31日までの間に取得し、又は改築した場合には、当該被災代替家屋に係る税額のうち当該被災家屋の床面積相当分について、4年度分2分の1、その後の2年度分3分の1を減額する。 ・被災代替償却資産の特例 大震災による災害により滅失・損壊した償却資産の所有者等が当該償却資産に代わる償却資産を平成28年3月31日までの間に、被災地域において取得し、又は改良した場合には、課税標準を4年度分2分の1とする。
	その他	<p>【震災関係】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・被災代替自動車に係る軽自動車税の非課税 東日本大震災により滅失・損壊した軽自動車に代わる自動車(被災代替自動車)に係る平成23年度から平成25年度までの各年度分の軽自動車税を非課税とする。

年度		平成24年度
税目		
市民税	個人	<p>○退職所得に係る個人住民税の10%税額控除の廃止 平成25年から、退職所得の分離課税に係る所得割について、その所得割の額からその10分の1に相当する金額を控除する措置を廃止する。</p> <p>○年金所得者の寡婦(寡夫)控除に係る申告手続きの簡素化 公的年金所得等に係る所得以外の所得を有しなかった者が寡婦(寡夫)控除を受けようとする場合の申告書の提出を不要とする。</p> <p>○給与支払報告書等の電子的提出の義務化 給与支払報告書又は公的年金等支払報告書を提出する場合において、当該源泉徴収票に記載すべきものとされる事項を電子情報処理組織を使用して送付する方法又は光ディスク等を提出する方法によらなければならない者は、当該報告書に記載すべきものとされる事項を電子情報処理組織を使用して送付する方法または光ディスク等を提出する方法のいずれかにより市町村長に提出しなければならない。</p> <p>○「東日本大震災からの復興に関し地方公共団体が実施する防災のための施策に必要な財源の確保に係る地方税の臨時特例に関する法律」の制定 東日本大震災からの復興を図ることを目的として、平成23年度から27年度までの間に実施する施策のうち、緊急に地方公共団体が実施する防災のための施策に要する費用の財源を確保するため、臨時の措置として個人住民税の均等割の標準税率について、平成26年度から平成35年度までの各年度分限り、個人の道府県民税均等割を標準税率(旧1,000円)に500円を加算した額とし、個人の市町村民税均等割については、標準税率(旧3,000円)に500円を加算した額とする。</p> <p>○東日本大震災によりその者の有する資産について受けた損失の金額の特例措置 ・居住用財産の買換えの特例等について、東日本大震災により居住用家屋が滅失した場合には、一定の要件の下、その居住用家屋の敷地に係る譲渡期限を東日本大震災があった日から同日以降7年(改正前3年)を経過する日の属する年の12月31日まで延長する。 ・居住用財産の買換えの特例等について、東日本大震災のため、その買換え資産等を予定期間内に取得等を行うことが困難となった場合には、一定の要件のもと、その予定期間を2年の範囲内で延長する。</p> <p>○東日本大震災による住宅借入金等特別税額控除の特例措置 東日本大震災により、自己の居住用家屋が滅失等をし居住の用に供することができなくなった納税義務者が住宅の再取得又は増改築等をした場合において、所得税における東日本大震災に係る特例措置の適用を受けたときは、現行の個人の道府県民税及び市町村民税の住宅借入金等特別税額控除の対象とする。</p> <p>○雑損控除等に係る災害関連支出の対象期間の延長の特例 雑損控除等の適用対象となる災害に関連する支出について、大規模な災害の場合その他やむを得ない事情がある場合に災害のやんだ日から1年超3年以内に支出する費用を追加する。</p>
	法人	<p>○欠損金の繰越控除制度の見直し 欠損金の繰越控除制度等に関する国税における諸制度の取扱いを踏まえ、所要の措置を講ずることとした。</p> <p>○道府県民税法人税割額からの道府県民税利子割額の控除に係る申告の義務化 道府県民税利子割額を道府県民税法人税割額から控除することについて、当該法人税割額に係る申告書又は更正請求書に控除額等を記載した書類の添付がある場合に限り適用する。</p>
固定資産税		<p>○固定資産税の負担調整措置 ・商業地等 商業地等については、平成24年度から平成26年度まで、従来と同様の負担調整措置を継続する。 ・住宅用地 住宅用地については、措置特例を廃止する。ただし、平成25年度までは負担水準が90%以上の住宅用地については、前年度の課税標準額を据え置く。 負担水準が90%未満の住宅用地については、前年度の課税標準額が当該年度の評価額に住宅用地特例割合(6分の1または3分の1)を乗じて得た額(以下「本則課税標準額」という。)以下の住宅用地については、前年度の課税標準額に本則課税標準額の5%を加えた額を課税標準額とする。ただし、その額が、本則課税標準額を上回る場合には本則課税標準額とし、本則課税標準額の20%を下回る場合には20%相当額とする。</p> <p>・農地 一般農地、一般市街化区域農地については、平成24年度から平成26年度まで従来と同様の負担調整率を継続する。 ・新築住宅に係る固定資産税の減額措置を2年延長。</p> <p>○土地に係る下落修正措置 措置年度において地価が下落している場合に簡易な方法により価格の下落修正ができる特例措置を平成平成25年度及び平成26年度も継続する。</p> <p>○税負担軽減措置等の拡充 ・外国貿易船及び国際船舶に係る課税標準の特例措置の見直し及び延長 など</p> <p>○税負担軽減措置等の延長・整理合理化 ・下水道除害施設に係る課税標準の特例措置の見直し及び延長(わがまち特例) ・特定都市河川流域における雨水貯留浸透施設に係る課税標準の特例措置の見直し及び延長(わがまち特例) など</p>
	その他	<p>○市たばこ税 平成25年4月1日以降の売渡し等分税率 旧3級品以外 5,262円/1,000本 旧3級品 2,495円/1,000本</p>

4. 地方税制の推移(つづき)

年度		平成25年度
税目		
市民税	個人	<p>○住宅借入金等特別税額控除の適用期限の延長及び控除限度額の拡充【施行期日：平成27年1月1日】 個人住民税の住宅借入金等特別税額控除について、適用期限を居住年が平成29年12月31日であるものまで延長するとともに、所得割の納税義務者が住宅の取得等をして平成26年4月から平成29年12月までの間に居住し、かつ、当該住宅の取得等に係る対価の消費税率が8%及び10%となる場合に、控除限度額を所得税の課税総所得金額等の100分の7に相当する金額(上限136,500円)まで引き上げる。</p> <p>○公的年金からの特別徴収制度の見直し【施行期日：平成28年10月1日】 ・特別徴収対象者が賦課期日後に市町村の区域外に転出した場合においても、特別徴収を継続する。 ・年金所得に係る仮特別徴収税額を、前年度分の個人住民税のうち前々年中の公的年金等の所得に係る住民税額の2分の1に相当する額とする。</p> <p>○地方公共団体への寄附金(ふるさと寄附金)制度の見直し【施行期日：平成26年1月1日】 地方公共団体に対する寄附金に係る個人住民税の寄附金税額控除について、平成26年度から平成50年度までの各年度に限り、特例控除額の算定に用いる所得税の税率に、当該所得税率に復興特別所得税率(100分の2.1)を乗じて得た率を加算する措置が講じられた。</p> <p>○東日本大震災に係る被災居住用財産の敷地に係る譲渡期限の延長の特例等【施行期日：平成26年1月1日】 東日本大震災により居住用家屋が滅失等をして居住の用に供することができなくなった者の相続人が、当該家屋の敷地の用に供されていた土地等を譲渡した場合には、相続人は、当該家屋を被相続人が取得をした日から所有していたものとみなして、居住用財産を譲渡した場合の長期譲渡所得の課税の特例等の適用を受けることができる。</p> <p>○東日本大震災により居住用家屋が滅失等した場合の住宅借入金等特別税額控除の特例【施行期日：平成26年1月1日】 東日本大震災により居住用家屋が滅失等をして居住の用に供することができなくなった納税義務者が住宅の再取得等をして平成26年4月から平成29年12月までの間に居住の用に供した場合、個人住民税の住宅借入金等特別税額控除の控除限度額を所得税の課税総所得金額等の100分の7に相当する金額(上限136,500円)とする。</p> <p>○金融所得課税の一体化等【施行期日：平成29年1月1日】 ・平成28年1月1日以後に納税義務者が支払いを受けるべき一定の特定公社債等の利子等について納税義務者が申告した場合には、所得割の課税対象とし、税率5%(市民税3%・府民税2%)の分離課税とする。 ・上場株式等の譲渡損失及び配当所得の損益通算の特例の対象に、特定公社債等の利子所得等及び譲渡所得等を加え、これらの所得間並びに上場株式等の配当所得(申告分離課税を選択したものに限り。)及び譲渡所得等との損益通算を可能とする。 ・株式等に係る譲渡所得等の分離課税について、上場株式等に係る譲渡所得等と非上場株式等に係る譲渡所得等を別々の分離課税制度とした上で、特定公社債等及び上場株式等に係る譲渡所得等の分離課税並びに一般公社債等及び非上場株式等に係る譲渡所得等の分離課税に改組する。</p>
	法人	<p>○法人税割額から利子割額を控除する制度等の廃止 平成28年1月1日以後に支払いを受けるべき利子等に係る利子割の納税義務者について、利子等の支払を受ける法人を除外し、利子等の支払いを受ける個人に限定する。</p>
固定資産税	<p>○税負担軽減措置 ・耐震改修を行った住宅に係る固定資産税の減額措置の拡充 耐震改修が行われた住宅に係る固定資産税の減額措置について、その対象となる住宅のうち当該耐震改修が完了する直前に建築物の耐震改修の促進に関する法律に掲げる通行障害既存耐震不適格建築物であったものに係る減額を当該耐震改修が完了した年の翌年度から2年度分とするとともに、その対象となる耐震改修に要した費用の要件を50万円超とすることとする。 証明書の発行主体に住宅瑕疵担保責任保険法人を追加。 ・日本郵便株式会社が所有する一定の固定資産に係る固定資産税等の課税標準の特例措置の軽減及び延長 郵政民営化に伴い合併前の郵便事業株式会社及び郵便局株式会社が日本郵政公社から承継し、かつ、日本郵便株式会社が所有する一部固有資産に係る固定資産税の課税標準を3/5とした上、その適用期限を平成27年度分まで延長する。 ・省エネ改修を行った住宅に係る固定資産税の減額措置の適用期限の延長 外壁、窓等を通して熱の損失の防止に資する一定の改修工事が行われた住宅に係る固定資産税の減額措置について、その対象となる改修工事に要した費用の要件を50万円超とした上、その対象資産の改修期限を平成28年3月31日まで延長する。 ・住宅のバリアフリー改修に係る固定資産税の減額措置の適用期限の延長 高齢者等の居住の安全性及び高齢者等に対する介助の容易性の向上に資する一定の改修工事が行われた住宅に係る固定資産税の減額措置について、その対象となる改修工事に要した費用の要件を50万円超とした上、その対象資産の改修期限を平成28年3月31日まで延長する。</p>	
その他	<p>○延滞金、還付加算金の利率の引き下げ【施行期日：平成26年1月1日】 ・延滞金 14.6% → 見込み9.3%(納期限後1カ月以内 4.3% → 見込み3.0%) ・還付加算金 4.3% → 2.0%</p>	

年度		平成26年度
税目		
市民税	個人	<p>○給与所得控除にかかる特定支出控除の見直し【施行期日:平成29年1月1日】 給与所得控除の上限の引下げに伴い、給与所得者の特定支出の控除の特例について、一律に、前年中の特定支出の額の合計額が給与所得控除額の2分の1に相当する金額を超える場合には、その超える部分の金額を給与所得控除額に加算することとした。</p> <p>○寄附金税額控除における特例控除額の算定方法の見直し【施行期日:平成28年1月1日】 平成27年分以後の所得税について最高税率が引き上げられたことに伴い、平成28年度以後の寄附金税額控除に係る特例控除額の算定に用いる所得税の限界税率を、課税所得4,000万円超の場合は45%とすることとした。</p> <p>○東日本大震災に係る雑損控除等の災害関連支出の対象期間の特例【施行期日:平成27年1月1日】 東日本大震災により住宅、家財等又は事業用資産に損失が生じた場合において、被災したこれらの試算に関連する原状回復費用等をその災害のやんだ日から3年以内に支出をすることが困難な事情があるときは、その困難な事情がやんだ日の翌日から3年以内に支出される原状回復費用等を雑損控除及び雑損失の繰越控除又は被災事業用資産の損失の繰越控除の特例の対象となる災害関連支出としてこれらの特例の適用を受けることができることとした。</p> <p>○非課税口座内上場株式等の譲渡に係る道府県民税及び市町村民税の所得計算の特例【施行期日:平成27年1月1日】 非課税口座内上場株式等を非課税口座から一般口座に払い出した場合等においては、その払出時の時価で同一銘柄・同一数の上場株式等の譲渡があったものとみなすこととした。</p>
	法人	<p>○法人税割の税率の引き下げ【施行期日:平成26年10月1日】 ・法人税割 12.1/100</p>
固定資産税		<p>○税負担軽減措置</p> <p>・ノンフロン製品に係る課税標準の特例措置 平成28年度までに取得したCO2ショーケース、空気冷凍システムなど、自然冷媒を利用した業務用冷凍・冷蔵機器に対して特例措置を創設</p> <p>・公害防止用設備に係る課税標準の特例措置 汚水、廃液処理施設や活性炭吸着回収装置などの有害物質の排出抑制施設の特例措置を2年延長する</p>
その他		<p>○軽自動車税の税率の見直し 【施行期日:平成27年4月1日】 ・原付、軽二輪及び小型二輪の税率を約1.5倍(最低2,000円)に引上げ ・軽四輪車等(三輪以上の軽自動車)及び小型特殊自動車の税率を自家用乗用車にあつては1.5倍 その他の区分の車両にあつては約1.25倍に引上げ</p> <p>【施行期日:平成28年4月1日】 ・最初の新規検査から13年を経過した軽四輪車等について、標準税率の概ね20%の重課を導入</p>

4. 地方税制の推移(つづき)

年度		平成27年度
税目		
市民税	個人	<p>○ふるさと納税の特例控除限度額の引上げ【施行期日:平成27年4月1日】 ・地方団体に対する寄附金に係る特例控除額について、道府県民税及び市町村民税の所得割の額の100分の20に相当する金額を限度とすることとした。</p> <p>○ふるさと納税ワンストップ特例制度の創設【施行期日:平成27年4月1日】 ・地方団体に対する寄附金について、所得割の納税義務者が当該寄附金に係る寄附金税額控除の適用を受けようとする場合、個人住民税の申告書を提出することなく寄附金税額控除の適用を受けることができるものとした。</p> <p>○未成年者口座内上場株式等の譲渡所得の計算の特例【施行期日:平成28年1月1日】 ・未成年者口座内の少額上場株式等に係る配当所得及び譲渡所得等の非課税措置について、未成年者口座内の少額上場株式等に係る譲渡所得等の金額とそれ以外の株式等に係る譲渡所得等の金額とを区分して計算することとした。</p> <p>○住宅ローン減税制度の適用期限の延長【施行期日:平成27年4月1日】 ・個人住民税における住宅借入金等特別税額控除制度の適用期限を1年半延長することとした。</p> <p>○所得税における国外転出時の譲渡所得課税の特例の創設に伴う個人住民税の課税標準の計算の特例【施行期日:平成27年4月1日】 ・所得税における譲渡所得課税の特例制度の創設後は、個人住民税の課税標準の計算に当たり、国外転出時における未実現のキャピタルゲインに対する譲渡所得を除いて計算することとした。</p> <p>○扶養控除等の適用における日本国外に居住する親族に係る書類の個人住民税の申告書への添付等義務化【平成29年度以後適用】 ・個人住民税の申告において、日本国内に住所を有しない親族に係る扶養控除等の適用又は非課税限度額制度の適用を受ける者は、親族関係書類及び送金関係書類を個人住民税の申告書に添付し、又は個人住民税の申告書の提出の際提示しなければならないこととした。</p>
	法人	<p>○均等割における資本金等の額の見直し【施行期日:平成27年4月1日】 ・法人住民税均等割の税率適用区分の基準である資本金等の額について、資本金又は資本準備金を欠損の補てん又は損失の補てんに充てた金額を控除するとともに、剰余金又は利益準備金を資本金とした金額を加算する措置を講ずることとした。 ・資本金等の額が資本金と資本準備金の合算額を下回る場合には、資本金と資本準備金の合算額とする措置を講ずることとした。</p>
固定資産税	<p>○税負担軽減措置</p> <p>・市と管理協定を締結した津波避難施設の課税標準の特例措置 平成27年度～29年度の間市と津波避難施設の管理協定を結んだ固定資産について課税標準を2分の1に減額する。</p> <p>・サービス付き高齢者向け賃貸住宅の固定資産税減額措置 平成27年度～28年度に新築されたサービス付き高齢者向け賃貸住宅に対し、固定資産税を3分の1に減額する。</p>	
その他	<p>○軽自動車税の税率の見直し ・原動機付自転車及び二輪車の税率の引上げについて、適用開始時期を、平成27年4月1日から平成28年4月1日に1年間延期する。【施行期日:平成27年3月31日】</p> <p>・平成27年4月1日から平成28年3月31日までに新車新規登録した一定の環境性能を有する四輪車等について、その燃費性能に応じ税率を軽減することとした。【施行期日:平成27年4月1日】</p> <p>○市たばこ税の税率の見直し【施行期日:平成28年4月1日】 ・旧3級品の製造たばこに係る市たばこ税の特例税率を段階的に廃止する。 平成28年4月1日から平成31年4月1日までに、4段階で税率引上げを実施する。</p>	

年度		平成28年度
税目		
市民税	個人	<p>○特別徴収税額通知(特別徴収義務者用)のオンライン送付【施行期日:平成28年4月1日】 給与所得に係る特別徴収税額を特別徴収の方法により徴収する旨の特別徴収義務者に対する通知について、当該特別徴収義務者の同意がある場合には、当該通知に代えて電子情報処理組織を使用する方法により通知事項を提供できることとし、当該提供が行われた場合には、当該通知が行われたものとみなす。</p> <p>○居住用財産の買換え等に係る措置の期限延長及び空き家を売却した際の譲渡所得の特別控除の導入【施行期日:平成28年4月1日】 居住用財産の買換え等の場合の譲渡損失の繰越控除等及び特定居住用財産の譲渡損失の繰越控除等について、適用期限を2年延長し、空き家に係る譲渡所得の特別控除の特例と重複適用できる。</p> <p>○スイッチOTC医薬品控除制度(医療費控除の特例)の創設【施行期日:平成30年1月1日】 平成30年度から平成34年度までの各年度分の個人の市町村民税に限り、所得割の納税義務者が前年中に支払った特定一般用医薬品等購入費が1万2千円を超える場合において、前年中に健康の保持増進及び疾病の予防への取組を行っているときは、その超える部分の金額(8万8千円を限度とする。)を総所得金額等から控除する。</p> <p>○地方税関係手続における個人番号利用の見直し 次に掲げる書類については、申請者等の個人番号の記載を要しないこととした。 ア. 給与支払報告書等の提出の特例の適用を受けるための申請書 イ. 給与所得に係る特別徴収税額の納期の特例の適用を受けるための申請書 ウ. 給与所得に係る特別徴収税額の納期の特例の適用を受けるための要件を欠いた場合の届出書</p>
	法人	<p>○法人税割の税率の引き下げ【施行期日:平成31年10月1日】 ・法人税割 8.4/100</p>
固定資産税	<p>○税負担軽減措置 ・新築住宅家屋 軽減を2年延長 ・既存住宅家屋 耐震改修・バリアフリー改修・省エネ改修を平成29年度末まで延長 ・わがまち特例 (売電目的の太陽光発電を除く)再生可能エネルギー施設を2年延長 都市再生特別措置法に基づく公共施設を2年延長 津波対策の施設4年延長 ・生産性向上設備について最初の3年間を1/2 ・日本郵便株式会社の一定の固定資産の課税標準額を4/5にして2年延長 ・西日本高速道路株式会社の一定の固定資産税について非課税措置を平成37年度まで延長</p> <p>○税負担強化 ・農業委員会から勧告をうけた遊休農地は0.55を乗じない</p>	
その他	<p>○軽自動車税のグリーン化特例(軽課)を1年間延長【平成28年4月1日】</p> <p>○軽自動車税の種別割・環境性能割の創設【平成31年10月1日】 ・種別割(市町村が徴収) ・環境性能割(都道府県が徴収)</p>	

年度		平成29年度
税目		
市民税	個人	<p>○配偶者控除及び配偶者特別控除の見直し【施行期日：平成31年1月1日】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・配偶者控除の定義を改め、現行の「控除対象配偶者」を「同一生計配偶者」に名称を変更する。 ・合計所得金額が900万円超の納税義務者の配偶者控除及び配偶者特別控除の適用について、納税義務者本人の所得制限を設け、合計所得金額に応じて控除額を逡減・消失することとした。 ・配偶者特別控除について、控除の対象となる配偶者の合計所得金額の上限額を最高額76万円未満から123万円以下へ引き上げることとした。 <p>○上場株式等の配当所得等に係る個人住民税の課税方式の選択に係る所要の措置【施行期日：平成29年4月1日】</p> <p>上場株式等に係る配当所得等について、提出された申告書に記載された事項その他の事情を勘案して、市町村長が課税方式を決定できることを明確化した。</p> <p>○肉用牛の売却による事業所得に係る課税の特例の延長【施行期日：平成29年4月1日】</p> <p>肉用牛の売却による事業所得に係る課税の特例の適用期限を3年間延長する。</p> <p>○優良住宅地の造成等のために土地等を譲渡した場合の長期譲渡所得に係る課税の特例【施行期日：平成29年4月1日】</p> <p>優良住宅地の造成等のために土地等を譲渡した場合の長期譲渡所得に係る課税の特例について、特定非常災害のため、予定期間内に租税特別措置法第31条の2第2項第12号から第16号までに掲げる土地等の譲渡に該当することが困難となった場合には、一定の要件の下、その予定期間を2年の範囲内で延長するものとした上、その適用期限を3年延長することとした。</p>
	法人	
固定資産税		<p>○居住用超高層建築物に係る課税の見直し</p> <p>60mを超える建築物に階層に応じて補正 【平成29年1月2日以降に新築されたものから適用】</p> <p>○税負担軽減措置</p> <ul style="list-style-type: none"> ・震災代替家屋・償却資産の特例措置 } 【平成29年度課税から適用】 ・被災住宅用地特例措置を4年に拡充 } ・企業主導型保育事業の特例措置を創設 【施行期日：平成29年4月1日・平成30年度課税から適用】 ・家庭的保育事業・居宅訪問型保育事業・事業所内保育事業についてわがまち特例制定 <p>【公布日：平成29年6月30日・平成30年度課税から適用】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・市民公開緑地に特例措置創設 【施行期日：平成29年4月1日・平成30年度課税から適用】 ・耐震改修、省エネ改修に長期優良住宅の改修を行った家屋を2/3 【施行期日：平成29年4月1日・平成30年度課税から適用】 ・耐震診断を義務付けられた既存建物が補助を受けて耐震改修を行った減額措置を2年延長 【施行期日：平成29年4月1日・平成30年度課税から適用】 ・サービス付き高齢者向け住宅の減額措置を2年延長【施行期日：平成29年4月1日・平成30年度課税から適用】
その他		

平成29年度
市 税 概 要

発行 平成29年9月
編集 舞鶴市総務部税務課

〒625-8555
京都府舞鶴市字北吸1044
電話(0773)66-1026・1027(直通)